

令和 7 年第 3 回定例会

市議会議録

令和 7 年 9 月 3 日 (開会)

令和 7 年 9 月 26 日 (閉会)

垂水市議会

令和七年第三回定例会会議録

（令和七年九月）

垂水市議会

第3回定例会会議録目次

第1号（9月3日）（水曜日）

1. 開会	6
1. 開議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	6
1. 報告第5号 上程	9
報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第41号～議案第43号 一括上程	10
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第44号～議案第48号 一括上程	11
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第49号～議案第51号 一括上程	15
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第52号・議案第53号 一括上程	17
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第54号 上程	17
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第55号～議案第59号 一括上程	20
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 陳情第16号 上程	23
総務文教委員会付託	
1. 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	23
1. 日程報告	24
1. 散会	24

第2号（9月16日）（火曜日）

1. 開議	26
1. 一般質問	26
前田 隆 議員	26
1 庁舎整備について	
(1) 本庁舎耐震工事について	

- ア 第1期工事の進捗状況及び工事進行する中での課題と対応は
イ 第2期工事の概要と予定を伺う
- (2) あり方検討委員会の意見書、現庁舎の改修等に対する方向性について
- ア 優先的に改修していただきたいことに関し、どんなものがあるか。
エレベーター設置要望に対しての考えは
イ 防災機能、DX化などこれから本市にふさわしい形になるよう
努めることあるが、どう受け止め、対応を検討しているのか
- 2 学校の在り方検討委員会について
- (1) 第1回学校の在り方検討委員会の開催内容について
(2) 今後の進め方について
- 3 包括的連携協定締結について
- (1) NPO法人「おおすみ100年の森」との包括連携協定について
ア 包括連携に至った経緯を伺う
イ 包括連携協議後の具体的取組を伺う
- (2) タイミー社との労働力確保の包括連携協定について
ア 包括連携協定に至った経緯を伺う
イ 今後の展開について市内事業者への周知と利活用をどう進めているのか
- 4 本城川寄り洲除去事業について
- (1) 本年度の寄り洲除去について
ア 当初予定区域が変更になった理由は
イ 除去量など事業規模を伺う
- (2) 次年度以降の寄り洲除去について
ア 寄り洲除去は本年度と同様下流から順次実施していくのか方向性
を伺う
イ 堆積量から同程度の除去事業でも数年はかかるが、見通しをどう
捉えているのか伺う
- 5 市職員の兼業・副業について
- (1) 本市の兼業・副業許可基準の内容と運用について
(2) 市職員の地域貢献のための兼業・副業許可基準を明確にし、人手不足対策に資する規定変更の検討を

堀内 貴志 議員 35

1 地域猫の現状と対策について

- (1) 現状の把握と問題提起
 - (2) 行政の取組について
 - (3) 市民と行政及び関係機関との連携強化
- 2 温泉施設の活性化対策について
- (1) 垂水市の温泉施設の現状について
 - ア なぜ本市の温泉について衰退化したのか？
 - (2) 温泉再活性化の取組について
- 3 庁舎の耐震工事の進捗状況について
- (1) 進捗状況について
 - (2) 増改築及びリノベーションの方向性は
 - ア エレベーター、バリアフリー等の設置について
- 4 ハラスメントの防止対策について
- (1) 療養休暇の実態とハラスメントとの因果関係及び事実確認について
 - (2) 療養休暇中の職員の支援体制について
 - (3) 組織の改善とハラスメント対策の再確認について
- 5 台湾交流事業について
- (1) 台湾交流事業に至ったいきさつ、目的、渡航者及び訪問先について
- 持留 良一 議員 47
- 1 市長の政治姿勢について～外国人差別を解消し、多文化共生社会を求め、人権を守る市政推進のために問われていることは
- (1) 再確認するうえで、外国人の存在と地域社会を支えているという現状の認識をどう捉えているか
 - (2) 排外主義が招く危険性についてどう考えているか
 - (3) デマを許さない立場を共有できるか
 - (4) どういう社会を目指すべきと考えるか
- 2 高齢者及び障がい者（障がい児）支援策について
～誰もが安心して暮らせる社会への一歩
- (1) 補聴器の助成について
 - ア 43都道府県473自治体にまで広がっていることについてどう考えるか。また、課題は何か
 - イ 国の動きや取組はどのようにになっているか。また、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金はどのような目的内容の交付金か。補聴器購入の補助財源として活用できるか
 - (2) 難聴者支援について

- ア ヒアリングループ（磁気ループ）導入の必要性と本市の課題は
- （3）高齢者等のゴミ出し支援について
- ア 全国及び県内の実施状況は
- イ 支援の方法（内容～福祉との連携）と効果は
- ウ 高齢者等のゴミ出し支援（特別交付税措置）に対する国の動きは
- エ 早期実現へ向けての課題等について

3 犯罪被害者等の支援条例制定問題

- （1）犯罪被害者等支援について
- （2）県内の条例制定状況は
- （3）本市の取組状況と課題と今後

高橋 理枝子 議員 5 9

1 市内施設内での盗撮事件について

- （1）事件の事実関係と重大性の認識について伺う
- （2）被害者、保護者への本市の対応について伺う
- （3）施設管理と安全対策に不備はなかったか検証したのか伺う
- （4）再発防止策（契約、管理、倫理観の徹底）について伺う
- （5）委託した側としての監督責任の認識について市長の見解を伺う

2 元女性消防職員ハラスメント第三者委員会の進捗について

- （1）委員会の構成と公平性中立性は保たれているのか伺う
- （2）関係者の聞き取り調査の進捗を伺う
- （3）最終報告までの今後のスケジュールについて伺う

3 災害ボランティアセンターの迅速な立ち上げと運営体制について

- （1）災害ボランティアセンター設置の課題について伺う
- （2）今後の災害への対応力を強化するための本市の取組について伺う

4 市内地域の環境整備について

- （1）市内全域の困りごと（行政連絡会議）が毎年同じような内容であるが、解決に向けてどのような策を講じているか伺う
- （2）特に災害や事故につながるようなことは早期解決が望まれるがどう考えるか伺う

5 主権者教育の推進について

- （1）本市の主権者教育の現状を伺う
- （2）主権者教育についてどのように展開すべきと考えるか伺う（子どもサミット、子ども議会等）

池山 節夫 議員 6 9

1 市政について	
(1) 一般会計補正予算（第4号）案について	
ア 商工業振興費の需用費と委託料について	
イ 観光費の委託料について	
ウ 学校給食費について	
(2) 錦江湾横断道路について	
ア 大隅総合開発期成会での県要望について	
イ 来年の決起大会について	
(3) 「稼ぐ力」の向上について	
ア サイクルツーリズムの大隅ルートについて	
イ クルーズ船の経済効果について	
(4) 城山団地への道路側面の樹木について	
2 教育行政について	
(1) 「スマホ斜視」について	
(2) 子どもの自殺防止について	
宮迫 隆憲 議員	81
1 農政について	
(1) 畜産農家の現状は	
(2) 本市の畜産農家への支援は	
(3) 今後の取組は	
2 牛根地区のまちづくりについて	
(1) グラウンドゴルフ場整備の進捗状況は	
(2) 今後の進め方について	
3 果樹試験場跡地について	
(1) 今後、整備に向けての進め方はどうなっているのか	
4 本市の託児所について	
(1) 現在、保育園等は国の支援、本市の支援で実質無償化だが、託児所 (利用者)への支援はできないか	
5 錦江湾横断道路推進協議会について	
(1) 官民一体の協議会として発足し活動をしているが、活動費に苦慮している状況であることから、予算確保に向けての考えは	
6 ドリームサッカーについて	
(1) 今回のイベントの概要と開催に至った経緯は	
(2) このイベントを通じて、どのような効果が見込まれるか	

(3) 現在、多数のスポーツに子供たちが取り組み頑張っているが、今後の支援は	
1. 日程報告	9 1
1. 散会	9 1
<hr/>	
第3号(9月17日)(水曜日)	
1. 開議	9 4
1. 一般質問	9 4
新原 勇 議員	9 4
1 県道71号線について	
(1) 通行止めの現在の状況と垂桜入口までの拡幅工事の進捗状況は	
2 紙おむつについて	
(1) おむつ回収ボックスの利用状況は	
(2) 介護・乳幼児おむつ使用後の臭わない袋の配布の考えは	
3 燃やせるごみについて	
(1) 市報5月・7月号の「読者の思い」について。燃えるごみの悪い例とは(空き缶等混以外)	
(2) 燃やせるごみ量とプラごみ量の推移は	
(3) 大隅肝属広域事務組合の負担金の積算根拠は	
4 (株)アスリートキャリアセンターの包括連携協定について	
(1) 包括連携協定に至った経緯と目的は	
(2) 今後の計画について	
(3) 県内大学の協定状況について	
5 市営住宅について	
(1) 栄原の市営住宅の部屋数と入居条件は	
(2) 市営住宅条例は独自で変更は可能か	
6 子どもの紫外線対策について	
(1) 現在の取組は	
(2) 登下校時や野外活動時の可視透過率の高いUVカット入りメガネの着用について	
梅木 勇 議員	103
1 川崎地区運動広場について	
(1) 維持管理について	
(2) 整備について	

2	市道元垂水原田線の整備について	
(1)	これまでの経過と今年度の整備計画は	
(2)	今後の計画は	
3	包括連携協定について	
(1)	これまでの協定締結件数と協議の継続は	
(2)	今回市報に掲載された会社は	
池田 みすず 議員	108
1	管理職手当の見直しについて	
(1)	令和7年7月1日施行の「垂水市職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則」については議会への説明もなく、市民から不満の声が寄せられている。財政状況の厳しい中、一部の管理職手当を増額することは理解が得られないと考えるが、今回の経緯と見直しの理由について伺う	
2	教育行政について	
(1)	小中学校の体育館への空調設備整備は、教育環境の充実と避難所機能強化の観点から、早急に検討すべきだと考えるが見解を伺う	
3	公共施設について	
(1)	地区公民館の空調設備やトイレの洋式化・バリアフリー化など整備が必要だと考えるが今後の方針について伺う	
4	資源の有効活用の更なる推進について	
(1)	「フードドライブ」の取組について	
ア	近年、全国で広がりを見せている「フードドライブ」について、食品ロスの削減や生活困窮者支援のため、市としてどのようなことを考えているか	
5	防災対策について	
(1)	避難所ごとの運営マニュアルの必要性について	
ア	近隣自治体でも「避難所ごとの運営マニュアル」は策定されており、これまで議会において提案してきたが、今後も市として策定する考えはないのか	
篠原 静則 議員	114
1	宮脇海岸公園について	
(1)	管理の状況について	
(2)	グランピング複合型施設について	
(3)	市民・近隣住民の声について	

（4）今後、観光振興としてどのような役割を期待しているのか	
2 インフラ整備について	
（1）市道高峰線の整備について	
（2）県道南之郷線通行止めの状況について	
3 相続登記の申請義務化について	
（1）市民の動向と義務化後の実績について	
4 学校の在り方検討委員会について	
（1）前回の会議について	
（2）今後について	
5 農地利用状況調査について	
（1）どのように行われているか	
（2）荒れている農地や、管理が徹底されていない農地があるが、どのような対応を行っているか	
6 農業委員の研修について	
（1）どのように行われているか	
7 児童クラブについて	
（1）事件 その後について	
1. 日程報告	1 2 5
1. 散会	1 2 5

第4号（9月26日）（金曜日）

1. 開議	1 2 8
1. 報告第6号 上程	1 2 9
1. 議案第44号～議案第48号・議案第52号～議案第59号・陳情第16号 一括上程	1 3 0
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第60号～議案第66号 一括上程	1 3 8
決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 議会運営委員会の選任について	1 3 8
1. 総務文教常任委員会委員長及び議會議員定数等調査特別委員会副委員長選任 について	1 3 9
1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	1 3 9
閉会中の継続調査	
1. 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について 上程	1 3 9

閉会中の継続調査

1. 閉 会 1 3 9

令和7年第3回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月	日	曜	種別	内 容
9	・ 3	水	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
9	・ 4	木	休 会	
9	・ 5	金	〃	(質問通告期限：正午)
9	・ 6	土	〃	
9	・ 7	日	〃	
9	・ 8	月	〃	
9	・ 9	火	〃	
9	・ 10	水	〃	
9	・ 11	木	〃	
9	・ 12	金	〃	
9	・ 13	土	〃	
9	・ 14	日	〃	
9	・ 15	月	〃	
9	・ 16	火	本会議	一般質問
9	・ 17	水	〃	一般質問
			委員会	桜島火山活動対策特別委員会
9	・ 18	木	休 会	委員会 産業厚生委員会 (議案審査)
9	・ 19	金	〃	委員会 総務文教委員会 (議案審査)
9	・ 20	土	〃	
9	・ 21	日	〃	
9	・ 22	月	〃	
9	・ 23	火	〃	
9	・ 24	水	〃	
9	・ 25	木	〃	委員会 議会運営委員会
9	・ 26	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件	名
報告第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度垂水市一般会計補正予算（第 3 号））
報告第 6 号	損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
議案第 4 1 号	令和 6 年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 4 2 号	令和 6 年度垂水市病院事業会計決算の認定について
議案第 4 3 号	令和 6 年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計決算の認定について
議案第 4 4 号	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 案
議案第 4 5 号	垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 案
議案第 4 6 号	垂水市子ども医療費給付条例及び垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 案
議案第 4 7 号	垂水市における高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例 案
議案第 4 8 号	垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 案
議案第 4 9 号	垂水市教育委員会教育長の任命について
議案第 5 0 号	垂水市教育委員会委員の任命について
議案第 5 1 号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることがあります
議案第 5 2 号	新たに生じた土地の確認について
議案第 5 3 号	字の区域変更について
議案第 5 4 号	令和 7 年度垂水市一般会計補正予算（第 4 号） 案
議案第 5 5 号	令和 7 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） 案
議案第 5 6 号	令和 7 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 7 号	令和 7 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 8 号	令和 7 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 5 9 号	令和 7 年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計補正予算（第 1 号） 案
議案第 6 0 号	令和 6 年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 1 号	令和 6 年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 2 号	令和 6 年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 3 号	令和 6 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 4 号	令和 6 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 5 号	令和 6 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 6 号	令和 6 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

選挙 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
議会運営委員会の選任について
総務文教常任委員会委員長及び議会議員定数等調査特別委員会副委員長選任について
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

陳 情

陳情第16号 たるみず博物館（仮称）の設立について

令和 7 年 第 3 回 定例会

会 議 錄

第 1 日 令和 7 年 9 月 3 日

本会議第1号（9月3日）（水曜）

出席議員 11名

1番	高橋 理枝子	7番	堀内 貴志
2番	宮迫 隆憲	9番	篠原 靜則
3番	前田 隆	11番	持留 良一
4番	新原 勇	12番	北方 貞明
5番	池田 みすず	13番	池山 節夫
6番	梅木 勇		

欠席議員 3名

8番	川越 信男	14番	川畠 三郎
10番	感王寺 耕造		

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	有馬 孝一
副市長	坂元 裕人	農林課長	森 秀和
総務課長	園田 保	農業委員会	堀之内 耕一
企画政策課長	堀留 豊	事務局長	
財政課長	草野 浩一	土木課長	福留 健一
税務課長	吉崎 亮太	水道課長	岩元 伸二
市民課長	福元 美子	会計課長	坂口 美保
併任		監査事務局長	山村 滋
選挙管理		消防長	松尾 智信
委員会		教育長	明石 浩久
事務局長		教育総務課長	小池 康之
保健課長	永田 正一	学校教育課長	川崎 史明
福祉課長	新屋 一己	社会教育課長	大迫 隆男
水産商工	大薗 俊一		
觀光課長			

議会事務局出席者

事務局長	西川 了助	書記	富崎 裕貴
書記	瀬脇 恵寿	書記	村山 徹

令和7年9月3日午前10時開会

△開 会

○議長（北方貞明） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回垂水市議会定例会を開催いたします。

△開 議

○議長（北方貞明） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（北方貞明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において宮迫隆憲議員、池山節夫議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（北方貞明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る8月27日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から9月26日までの24日間とすることに意見の一致を見ております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月26日までの24日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（北方貞明） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和7年5月分、6月分及び7月分の出納検査結果報告がありましたので、お目通しください。

次に、国道220号の道路整備促進の陳情については、6月24日に国道整備促進特別委員会の池山委員長及び高橋副委員長並びに執行部と大隅河川国道事務所へ、7月11日には市長及び国道整備促進特別委員会の池山委員長と九州地方整備局へ要望し、7月31日及び8月1日には市長及び国道整備促進特別委員会の皆さんと国土交通省幹部並びに県選出の衆議院議員の森山先生に要望いたしましたので、御報告いたします。

以上で、議長の報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。先日開催されました、令和7年第2回定例会後の主な事項につきまして御報告いたします。

初めに、総務関係についてでございます。

まず、8月7日からの大雨の対応についてでございます。

先月8日未明から明け方にかけて、鹿児島県において線状降水帯が発生し、記録的な大雨となりました。本市におきましては、8日午前2時15分に土砂災害警戒情報が発表され、同時に災害警戒本部を設置したところでございます。

同日午前10時45分に土砂災害警戒情報が解除されましたことから、情報連絡体制へ移行し、9日午前10時27分に大雨警報解除に伴い情報連絡体制を廃止したところでございます。

被害状況につきましては、人的被害や土砂崩れ等はなかったところでございますが、県が管理する境漁港、本市が管理する浮津港、中浜漁港においては、流木等が漂着したことから、出港する漁船への影響を軽減するため、22日までに流木除去を終えたところでございます。

また、被害を受けた周辺自治体への救援につきましては、12日に霧島市からの要請を受け、消毒液18リットル入りを3箱のほか、飲用水として合計840リットルの温泉水と給水袋600袋を救援物資としてお届けしたところでございます。

また、災害支援活動の一環として、21日から本庁及び牛根、新城両支所に義援金箱を設置したところでございます。

次に、台風12号の対応についてでございます。

先月21日午前9時に発生した台風12号は、同日午後5時過ぎに鹿児島県内へ上陸し、午後6時34分に大雨警報が発表されたところでございます。

本市におきましては、21日午後4時に警戒本部を設置し、同日午後5時半に市内全域に避難指示を発令し、市内8か所の指定避難所を開設し、市民の皆様へ周知を図ったところでございます。

避難状況につきましては、21日午後10時にピークを迎え、全体で45世帯46名の方が避難されたところでございます。

22日午前7時46分に、大雨警報が解除されたことから、同日午前8時半をもって災害警戒本部を廃止し、午前9時半までに全ての避難所を閉鎖したところでございます。

被害状況につきましては、8月22日時点において人的被害や土砂崩れ等はなかったところでございますが、家屋等においては、屋根等の一部破損被害が1件、農産物等においては、サヤインゲンなどの一部農作物への被害が報告されております。

次に、企画政策関係についてでございます。

まず、垂水市教育DXフェロー委嘱についてでございます。

先月3日に、大阪教育大学や愛知教育大学で客員教授を務めておられます小出泰久氏を垂水市教育DXフェローへ委嘱したところでございます。今回の委嘱により、デジタル技術を活用した本市の教育の最適化が図られるものと期待しているところでございます。

次に、7月に締結いたしました3つの包括連携協定についてでございます。

まず、7月8日にNPO法人「おおすみ100

年の森」様と包括連携協定の締結式を行ったところでございます。今後同NPOとの連携により持続可能な森林整備を請け負う新たな事業体の整備を目指すとともに、林業分野における人材育成や林業・木材産業の普及啓発、環境教育の推進などが図られるものと期待しているところでございます。

次に、7月22日には、株式会社アスリートキャリアセンター様と包括連携協定の締結式を行ったところでございます。

同社では、これまで原晋監督が率いる青山学院大学陸上競技部様と連携し、地方公共団体と協働で地方創生や地方課題の解決に取り組んでおられることから、今回の締結に至ったところでございます。

今後は、部活動の地域展開における取組の推進や原晋監督が率いる青山学院大学陸上競技部様との連携に期待しているところでございます。

続いて、7月29日には、株式会社タイミー様と包括連携協定の締結式を行ったところでございます。

今回の協定締結により、本市の基幹産業である農業、漁業や介護福祉などの分野における労働力不足という課題の解決や、子育て世代の皆様を中心に隙間時間を活用した多様な働き方の推進が図られるものと期待しているところでございます。

次に、国際交流事業についてでございます。

6月27日に、福岡にある台湾総領事館の陳銘俊総領事が本市を訪問され、市内視察のほか、台湾との交流等について意見交換を行ったところでございます。

次に、保健関係についてでございます。

まず、自殺対策事業についてでございます。

6月8日、垂水市文化会館におきまして、令和3年度から連携しております高橋聰美先生を講師にお招きし、「子どものSOS受け止め方講演会」を開催したところでございます。昨年

度に引き続き、Y o u T u b e での生配信や小さなお子様と一緒に御来場いただけるよう館内に親子室を設置したところ、保護者や教職員、子育て支援等に関係する方々など、約150名の方々に御参加いただいたところでございます。

次に、福祉関係についてでございます。

まず、社会福祉大会についてでございます。

先月31日、垂水市文化会館におきまして、第50回垂水市社会福祉大会を開催したところでございます。

当日は、社会福祉推進に功績があつた方々への表彰のほか、第50回大会を記念し、たるみず大使で女優業のみならずケアマネジャーなどの介護の現場で活躍されております北原佐和子様を講師にお招きし、「女優の私から見た～介護の魅力～」を御講演いただきましたところ、約800名の方々に御来場いただいたところでございます。

次に、地域いきいき元気学校についてでございます。

6月から市内9つの地区公民館において、日用品を利用した運動やお顔の体操と笑いの効果など、「心と体、そして頭も元気になる」をテーマに実施しているところでございます。先月29日までに57回を開講し、延べ525名の御参加いただいたところ、地区公民館での開催や体操の楽しさについて感謝の声が寄せられたところでございます。

次に、水産商工観光関係についてでございます。

まず、シェラトン鹿児島における垂水フェアについてでございます。

6月2日から7月31日まで、シェラトン鹿児島にて、地域と食を融合させたイベント、垂水市・イタリアンフェアが開催されました。このフェアは、昨年に引き続き2回目の開催であり、厳選された本市特産品がランチやディナーで提供され、昨年の1.3倍に当たる8,829人の方々に

御堪能いただいたところでございます。

次に、たるみずふれあいフェスタ2025夏祭りについてでございます。

先月9日に、旧垂水港特設会場において、たるみずふれあいフェスタ2025夏祭りを開催したところ、市内外から約6万人の方々に御来場いただいたところでございます。当日は子供たちによるダンスや市内事業所様の出店に加え、音楽花火などにより、多くの皆様に心に残る夏の思い出として楽しんでいただいたところでございます。

次に、土木関係についてでございます。

まず、のり面防災工事でございます。元垂水原田線のり面対策工事につきましては、現在、田上城跡の埋蔵文化財発掘調査に着手しており、調査終了後に工事に着手することとしております。

次に、公営住宅についてでございます。

公営住宅等整備事業を活用して、柊原団地建替工事を先月22日に発注したところでございます。引き続き早期完成に努め、快適な住環境の整備を図ってまいります。

次に、教育総務関係についてでございます。

まず、学校の在り方検討委員会についてでございます。

先月25日に第1回学校の在り方検討委員会を開催し、学校や幼稚園、保育所、認定こども園の代表者と保護者、各地区の代表者など合わせて40名の方に委員を委嘱したところでございます。会議では、事務局より委員会の趣旨や学校の現状等について説明があり、その後、意見交換がなされたところでございます。

次に、垂水高校振興対策についてでございます。

7月10日に垂水市文化会館において、垂水高校創立100周年記念、高等学校DX加速化推進事業講演会が垂水高等学校主催の下に開催され、同校の生徒、保護者に加え、垂水中央中学校の

生徒など470名の方々に御参加いただいたところでございます。

講演会では、同校の同窓会の御尽力をいただき、本市出身で同校の卒業生でもあられる城西大学副学長の栗田るみ子教授を講師としてお招きし、「DX時代における人生のプロジェクトマネジメント」をテーマに御講演をいただいたところでございます。

次に、学校教育関係についてでございます。

まず、全国ICT教育首長サミットについてでございます。

6月6日に東京都江東区にて全国ICT教育首長サミットが開催され、「Next GIGAが日本の未来を変える」をテーマにしたシンポジウムが行われました。シンポジウムでは、全国の先進自治体とともに私もパネリストとして登壇し、本市GIGAスクール構想にかける私自身の思いや本市の取組について紹介してまいりました。

次に、学習会関連についてでございます。

4月26日から中学生を対象に開講しております「夢の実現！学びの教室」は、夏休み期間中、東進ハイスクールと連携し、垂水高校で受講されている東進ハイスクールの通信講座から中学生向けの数学と英語の講座を用意し、生徒自らが受けたい講座を選択できる学習環境を整えたところでございます。これに伴い、生徒の主体的な学びや短時間で問題を解く方法を知る機会につながったところでございます。

また、先月25日には小学生英語検定受験学習会を開講し、2回の学習会に延べ12人の児童が参加したところでございます。

次に、社会教育関係についてでございます。

まず、瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサートについてでございます。

6月21日、垂水市文化会館において、郷土の偉人、行進曲の父である瀬戸口藤吉翁を顕彰する事業として、海上自衛隊佐世保音楽隊による

瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサートを開催したところ、約850名の方々に御来場いただいたところでございます。

また、前日の6月20日には、6年ぶりとなる同音楽隊による垂水小学校金管バンドと垂水中央中学校吹奏楽部への演奏指導が行われたところでございます。

次に、消防関係についてでございます。

まず、熱中症関係についてでございます。

熱中症に伴う救急搬送件数は、6月は5件、7月は13件ございました。年齢区分では65歳以上が14件と大多数を占め、要請場所については住居が多い傾向にございます。

今後も残暑が厳しい日が続くと予想されますので、熱中症警戒アラートが発表された場合には、屋外での活動は控え、水分を小まめに摂取するなど予防に努めていただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（北方貞明） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第5号上程

○議長（北方貞明） 次に、日程第4、報告第5号専決処分の承認を求めるについて（令和7年度垂水市一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

報告を求めます。

○財政課長（草野浩一） 報告第5号専決処分の承認を求めるについて御説明申し上げます。

先ほど市長から諸般報告がございました、先月8月8日未明から明け方に鹿児島県内において線状降水帯が繰り返し発生し、24時間降水量が500ミリを超える記録的な大雨、いわゆる令和7年8月7日からの大雨により、災害復旧費の執行に急施を要したため、同年8月12日に、令和7年度垂水市一般会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上

げ、承認を求めるようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも700万円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は、147億7,375万8,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページから4ページまでの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

続きまして、歳出の事項別明細について御説明いたします。

8ページをご覧ください。

11款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費 1目農林水産業施設単独災害復旧費は、中浜漁港に流れ込んだ倒木の撤去等に要する経費でございます。

2 項公共土木施設災害復旧費 3 目港湾施設単独災害復旧費は、同じく浮津港に流れ込んだ倒木の撤去等に要する費用でございます。

これらに対する歳入は、戻りまして7ページの歳入明細にありますとおり、財政調整基金繰入金を充てて収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただけますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北方貞明） ただいまの報告に対して、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） お諮りいたします。報告第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、報告第5号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 討論なしと認めます。こ

れで討論を終わります。

お諮りいたします。報告第5号を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、報告第5号専決処分の承認を求めるについて（令和7年度垂水市一般会計補正予算（第3号））については、承認することに決定いたしました。

△議案第41号～議案第43号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第5、議案第41号から日程第7、議案第43号の議案3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第41号 令和6年度垂水市水道事業会計剩余金の処分及び決算の認定について

議案第42号 令和6年度垂水市病院事業会計決算の認定について

議案第43号 令和6年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計決算の認定について

○議長（北方貞明） ここで、公営企業決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔公営企業決算特別委員長池山節夫議員登壇〕

○公営企業決算特別委員長（池山節夫） おはようございます。

去る6月20日の本会議におきまして、公営企業決算特別委員会に付託となり、閉会中の継続審査となっていました案件について、7月16日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査に当たり、予算が議決の趣旨・目的に従って適正かつ効率的に執行されたかどうか、どのように効果が発揮されたか、問題点はなかったかに重点を置き、審査いたしました。

また、計数の部分については、監査委員の審

査意見書を十分に尊重し、審査を進め、関係課の説明を求めながら予算執行の実績を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

初めに、議案第41号令和6年度垂水市水道事業会計剩余金の処分及び決算の認定について申し上げます。

審査の過程において、配水設備工事費の工事請負7件の工事箇所について質疑があり、市道垂水31号線、市道新城麓5号線、市道垂水28号線、市道垂水9号線、市道西北良・上ノ宮線を3つに分割発注して合計7件となるとの回答がありました。

審査の後、剩余金の処分について採決を踏ったところ、原案のとおり可決し、決算の認定については適正であると認め、認定することに意見の一致を見ました。

次に、議案第42号令和6年度垂水市病院事業会計決算の認定について申し上げます。

審査の過程において、脳神経疾患の内科医が増員したことにより外来患者数が増加したことだが、どれくらい増えたのかとの質疑があり、内科の外来患者数は801人の増加となっており、その先生の影響もあると考えているとの回答がありました。

審査の後、決算の認定について適正であると認め、認定することに意見の一致を見ました。

最後に、議案第43号令和6年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計決算の認定については、適正であると認め、認定することに意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

○議長（北方貞明） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第41号については、剩余金の処分について原案のとおり可決、決算については認定することとし、議案第42号及び議案第43号の議案2件については認定することに決定いたしました。

△議案第44号～議案第48号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第8、議案第44号から日程第12、議案第48号までの議案5件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第44号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 案

議案第45号 垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第46号 垂水市子ども医療費給付条例及び垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第47号 垂水市における高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第48号 垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 案

○議長（北方貞明） 説明を求めます。

○総務課長（園田 保） それでは、議案第44号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等

に関する条例案について御説明いたします。

令和7年1月8日公布の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日から施行されることに伴い、これまでの1日につき2時間を超えない範囲内で利用できる部分休業を第1号部分休業とし、新たに1年につき規則で定める時間を超えない範囲内で利用できる部分休業である第2号部分休業が新設されたことに伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るための措置を講じるにあたり、関係条例中、所要の事項を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1条関係は、垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものであります。

条例中第14条は、企業職員の給与の減額について定めたものでございますが、先ほど説明いたしました第2号部分休業に対応するため、第2項中の「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内」を加えるものでございます。

第2条関係でございますが、垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

条例中第1条は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例中に引用している条項を改めるものでございます。

条例中第21条は、部分休業をすることのできない職員として条例で定める職員の要件から「勤務日ごとの勤務時間」を除くもの、そのほか文言の整理を行うものでございます。

2ページをご覧ください。

条例中第22条は、これまでの「部分休業」を「第1号部分休業」とし、職員が第1号部分休

業を請求した場合において、勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能とされていた取扱いを廃止するもの、そのほか条例中に引用している条項を改めるものでございます。

条例中第22条の2は、法改正により新設された第2号部分休業につき、職員が第2号部分休業を請求した場合にあっては、1時間を単位として承認すること及び例外的に承認できる時間数等について定めるものでございます。

3ページをご覧ください。

条例中第22条の3は、部分休業の請求を申し出る1年の期間について、毎年度4月1日から翌年3月31日までとするものでございます。

条例中第22条の4は、職員が1年に請求できる第2号部分休業の上限を定めるものでございます。

条例中第22条の5は、職員が部分休業の請求申出の内容を変更することができる特別の事情につき定めるものでございます。

条例中第23条は、条例中に法から引用する条項を追加するものでございます。

条例中第24条は、部分休業の取消事由を第22条の5に規定する、特別な事情が生じたことにより職員が部分休業の申出の内容を変更したときとするものでございます。

4ページをご覧ください。

次に、第3条関係でございます。垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

条例中第6条は、休憩時間を柔軟に取得できるように改めるものでございます。

条例中第15条は、今回の改正に伴い、条例中に引用している条項を改めるものでございます。

条例中第19条の2は、妊娠・出産等について申出をした職員に対する意向配慮等及び3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供、意向確認等の措置について新たに定めるものでございます。

5ページをご覧ください。

第19条の2を追加することに伴い、改正前から1条ずつ繰り下げ、現行の「第19条の2」を「第19条の3」に、現行の「第19条の3」を「第19条の4」とし、併せて、そのほかの文言を整理するものでございます。

議案の4ページの附則に戻っていただきまして、附則第1項は、この条例を令和7年10月1日から施行しようとするものでございます。

ただし、附則第3項は、公布の日から施行しようとするものでございます。

附則第2項は、垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置としまして、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業の上限につき定めるものでございます。

附則第3項は、垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、条例施行日前におきましても改正後の垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができるようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○企画政策課長（堀留 豊） 議案第45号垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

住民基本台帳や地方税等の自治体情報システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、令和7年度末までに標準化基準に適合したシステムへの移行を進めております。

今回システムの標準化に伴い、一元的に住登外者の登録・管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることになります。

したが、この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等としての条例に定める必要があるとの見解が国から示されました。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、健康保険証が廃止されてマイナンバーカードに一本化されたことから、医療費助成事務においてマイナンバーを利用して受給資格を確認する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

初めに、別表第1は、独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものです。

次に、別表第2は、独自利用事務の処理に医療保険給付関係情報の範囲を拡大し、住登外者宛名情報を追加するものです。

次に、別表第3は、特定個人情報の団体内他機関連携として、住登外者宛名情報を市長または教育委員会に提供するため追加するものです。

なお、附則につきましては、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（永田正一） 議案第46号垂水市子ども医療費給付条例及び垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、子ども医療費の給付に係る利便性の拡充を図ることを目的に、関連する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の概要でございますが、子ども医療費につきましては、今年度から市内外を問わず保険医療機関等での窓口無料化を実施しておりますが、福祉課が所管する重度心身障害のある児童

に係る医療費につきましては、鹿児島県が定める重度心身障害者医療費助成制度を適用しておりますことから、一旦窓口で医療費を支払っていただき、その後で、その額を助成する方式としているところでございます。

このようなことから、対象者の利便性を図る観点から、重度心身障害のある児童に係る医療費についても窓口無料化としております子ども医療費給付制度のほうを適用できるように見直しをしようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

改正は、表題にあります2つの条例を一括して条立てで改正を行うものでございます。

まず第1条関係は、垂水市子ども医療費給付条例の一部を改正するものでございますが、条例第2条第2項は給付対象の子供を定義しているところであり、その給付対象の子供から除くものとして、「重度心身障害者医療費助成条例の対象者である者を除く」としていたものを「重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成を受ける者」と改めようとするものでございます。

第6項は、第2項で「市町村民税非課税世帯」という文言が削除されたことから定義 자체を削除しようとするものでございます。

次に、第2条関係は、垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正するものでございますが、条例第2条第2項は対象者について定義しているところであり、今回の改正で垂水市子ども医療費給付条例による医療費の給付を受ける者を対象者から除くことを新たに加えようとするものでございます。

この2つの条例の対象者の定義を改めることで、利用者がどちらの制度も選択できることとなります。基本的には子ども医療費給付制度を利用していただくことで、窓口負担の無料化が適用されることとなります。

最後に、条例改正案の改正附則についてでございますが、この条例は公布の日から施行し、令和7年10月1日の診療分から適用しようとするとるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○土木課長（福留健一） それでは、議案第47号垂水市における高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、同令を引用する条例において条項のずれが生じたことから、条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、改正の詳細につきまして、新旧対照表で御説明いたします。

2ページをご覧ください。

下線を引いたところが改正部分でございます。

垂水市における高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改めようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○消防長（松尾智信） それでは、議案第48号垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、緊急消防援助隊として、大規模災害の被災地において、避難指示エリア等の危険な区域を含む苛酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事する職員に対し、国家公務員、警察職員及び他の地方公共団体に属する職員との処遇面での均衡を図るため、緊急消防援助隊の活動における特殊勤務手当の支給の創設について、所要の改正を行うものでござい

ます。

改正の主な内容につきましては、消防職員の特殊勤務手当の種類に緊急消防援助隊手当を加え、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する支給要件となる規定を加えるものでございます。

緊急消防援助隊手当の支給額につきましては、国家公務員の特殊勤務手当と均衡を図り、1日当たり2,160円を支給するものです。その手当の財源は、緊急消防援助隊が消防庁長官の指示を受けて出動した場合は国庫負担となり、求めに応じて出動した場合は、全国市町村振興協会の交付金等により負担されるものです。

それでは、改正の詳細につきまして、新旧対照表で御説明いたします。

下線を引いたところが改正部分でございます。

消防職員の特殊勤務手当第11条第1項第3号に緊急消防援助隊手当を規定し、同条第4項第1号に1勤務日につき2,160円の手当額とするものでございます。

また、第2号に、緊急消防援助隊手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は支給しないことを規定するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明は終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対して、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 まず、議案第46号ですが、これは県下統一、どこでもできるというような形で理解していいのかというのが1点。

前ちょっと最初のときは本市だけがやっていて、鹿屋市で使えなかったとか、いろんなことがあったんですけども、今回のことによって、重度心身障害者の医療でも全県的にできるというふうな理解でいいのかということと、第47号垂水市における高齢者、障害者等の移動等円滑

化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例案についてですが、特定公園ということで、屋根付広場とか休憩所とかいろいろあるかと思うんですが、この垂水市の条例との関係において様々その条件が書かれている部分があるんですけども、基本的にこれは全て今の状況では達成されていると理解していいのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○保健課長（永田正一） 御質問のありました件についてですが、今回のこの改正におきまして、重度心身障害のあるお子さんの医療費につきましても、県内どこでも窓口無料化が適用できるということになります。

以上です。

○議長（北方貞明） よろしいですか。（「はい」の声あり）

○土木課長（福留健一） 議案第47号に対するお答えでありますけれども、この条例は平成24年11月に策定されておりまして、これ以降に設置している、かごしま国体のフェンシング会場となりました垂水中央運動公園の体育館の改修工事などについては、本条例に基づいて適合させ、車椅子等の利用者に配慮しまして、スロープ等や手すりを設置しているところでございます。

以上です。

○議長（北方貞明） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△議案第49号～議案第51号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第13、議案第49号から日程第15、議案第51号までの議案3件を一括

議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第49号 垂水市教育委員会教育長の任命について

議案第50号 垂水市教育委員会委員の任命について

議案第51号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて

○議長（北方貞明） 説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 議案第49号の垂水市教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

現在、垂水市教育委員会教育長であります明石浩久氏が令和7年11月6日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

任命しようとする明石浩久氏の住所は、垂水市海潟663番地1、生年月日は昭和37年2月4日でございます。任期は、令和7年11月7日から令和10年11月6日までの3年でございます。

なお、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第50号の垂水市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります葛迫幸平氏が令和7年10月17日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

任命しようとする葛迫幸平氏の住所は、垂水市木365番地、生年月日は昭和29年12月21日でございます。任期は、令和7年10月18日から令和11年10月17日までの4年でございます。

なお、本議案は、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第51号人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員であります大迫玲子氏が令和7年12月31日をもって任期満了となります。再任するために人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする大迫玲子氏の住所は、垂水市本城1700番地7、生年月日は昭和34年11月16日でございます。なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。休憩時間中、全員協議会室におきまして、全員協議会を開催しますので、ただいまの議案をもって御参集お願いいたします。

午前11時5分休憩

午前11時10分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第49号から議案第51号までの議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会へ付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第51号までの議案3

件については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。まず、議案第49号について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第49号については同意することに決定いたしました。

次に、議案第50号について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第50号については同意することに決定いたしました。

次に、議案第51号について適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第51号については適任とすることに決定いたしました。

△議案第52号・議案第53号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第16、議案第52号及び日程第17、議案第53号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第52号 新たに生じた土地の確認について

議案第53号 字の区域変更について

○議長（北方貞明） 説明を求めます。

○企画政策課長（堀留 豊） 議案第52号新たに生じた土地の確認について及び議案第53号字の区域変更についての2議案については関連が

ございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第52号でございますが、鹿児島県による牛根麓漁港内の公有水面埋立てに関する工事が令和7年6月16日付でしゅん功認可された旨の通知がありましたので、新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

今回新たに生じた土地の面積は、4,060.79平方メートルでございます。

次に、議案第53号でございますが、先ほどの牛根麓漁港内の公有水面埋立てにより新たに生じた土地に係る字の区域変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

字の区域変更の内容でございますが、新たに生じた土地を「大字牛根麓字磯口」とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案2件について、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第54号上程

○議長（北方貞明） 日程第18、議案第54号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（草野浩一） 議案第54号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案について御説明申し上げます。

主な補正の内容を記載いたしました参考資料を別途配信しておりますので、併せてご覧ください。

今回の補正の主な理由でございますが、人事異動等に伴う人件費、公共施設の修繕に要する経費、市道・農道・林道等の除草に要する経費、道路維持改良工事に係る増額等によるものでございます。

今回の補正は、歳入歳出とも1億8,785万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額は149億6,161万1,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、3ページから5ページまでの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

6ページの第2表、地方債の補正をご覧ください。

変更の内容でございます。

道路整備事業は、国庫補助金の内示に伴う財源の組替えによるものでございます。

農業基盤整備事業は、中山間地域総合整備事業負担金で、事業費割当てによる工種ごとの事業費変更に伴う負担額の増加によるものでございます。

現年発生補助災害復旧事業は、道路降灰災害復旧工事の増額に伴うものでございます。

続きまして、事項別明細で歳出の主なものを御説明申し上げます。

13ページをご覧ください。

1款議会費 1項議会費 1目議会費の委託料は、議員向けハラスマント研修の実施に要する経費でございます。

2款総務費 1項総務管理費 2目人事管理費の委託料は、垂水市消防本部のハラスマント等疑い事案に関する第三者委員会業務委託に係る費用の増額でございます。

3目文書広報費、旅費の普通旅費及び委託料は、諸般報告でもありましたが、6月27日に福岡台湾総領事館の陳銘俊総領事が垂水市を訪問され、台湾との交流等について意見交換が行われたことに伴い、今後国際交流の可能性を調査

するため、台湾友好交流事業として現地視察に要する経費でございます。

10目企画費のまちづくり交付金は、各地区の地域づくり策定委員会において策定した地域振興計画に基づく事業に対するものでございます。

15ページをご覧ください。

3款民生費 1項社会福祉費 6目老人福祉費のシニアカー購入費補助金は、今後の申請見込みに伴う増額でございます。

16ページをご覧ください。

2項児童福祉費 2目児童措置費の需用費及び保育所等給食支援事業費補助金は、保育所等に食材費に係る物価高騰分を補助金として交付するものでございます。

4款衛生費 1項保健衛生費 4目環境衛生費の集落水道施設改良事業費補助金は、今後要望があつた際に予算不足が見込まれるため、増額補正するものでございます。

17ページをご覧ください。

5目墓地火葬場費の維持管理等委託は、市営市木墓地への越境木に係る伐採に要する経費でございます。

18ページをご覧ください。

6款農林水産業費 1項農業費 11目農地費のため池（廃止）整備工事は、三角ため池廃止工事に係るもので、詳細設計完了後に積算を行った結果、価格高騰及び単価更正に伴う不足額を増額補正するものでございます。

同じく中山間地域総合整備事業負担金は、先ほど地方債の補正で御説明いたしました県営事業に係る工種ごとの事業費変更に伴う負担額の増加によるものでございます。

12目農道整備事業費の農道整備工事（単独）は、高城川原地区農道、井川線ほか2路線の舗装工事に要する経費でございます。

19ページをご覧ください。

7款商工費 1項商工費 2目商工業振興費の需用費及び20ページの役務費は、諸般報告でもあ

りました青山学院大学体育会陸上競技部の原晋監督が代表理事を務めておられる株式会社アスリートキャリアセンターとの包括連携事業として、青山学院大学学生寮やアスリートへ本市特産品食材の提供に加え、日本航空との販路拡大支援事業として、全国の特産品を販売する全国の魅力発信に貢献する場として、羽田空港第1ターミナル2階にあります羽田産直館等への特産品の送料でございます。

同じく行政事務委託は、日本航空との販路拡大支援事業をより効果的に成果を上げるため、先ほど申し上げました羽田産直館を活用した地域プロモーション活動等を行うなど、当初計画を一部変更することに伴い増額するものでございます。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費の委託料は、平成13年に上野大地に設置し、現在土砂の受入れを中止している建設残土処分場について、鹿児島県に申請している開発計画に基づき林地開発の整備を行うための測量業務委託でございます。

2項道路橋梁費 1目道路維持費の工事請負費は、道路維持改良工事の増額でございます。

2目道路新設改良費、21ページの内ノ野線改良工事は、排水路改修工事に加え、国庫補助金の内示に伴う地方債への財源組替えに係るものでございます。

3項河川費 1目河川維持費の河川維持改良工事は、追神川河床整備に要する経費でございます。

5項都市計画費 2目公園費の備品購入費は、乗用草刈り機の購入でございます。

6項住宅費 1目住宅管理費、22ページの委託料は、水之上定住促進住宅の給水方法変更に伴う配水管布設測量設計に要する経費でございます。

23ページをご覧ください。

10款教育費 5項社会教育費 8目芸術文化振興

費の委託料は、自主文化事業の実施に要する経費でございます。

24ページをご覧ください。

6項保健体育費 3目学校給食費の学校給食費負担金は、これまでの学校給食費無料化事業を拡充するもので、新たに市外の学校に通学する児童生徒に係る給食費を負担するものでございます。

同じく学校給食費助成金は、同じく学校給食費無料化事業を拡充するもので、学校給食のない市外の学校に通学する児童生徒に給食費負担相当分を助成するものでございます。

11款災害復旧費 4項その他公共施設災害復旧費の工事請負費は、先ほど地方債の補正で御説明いたしました道路降灰災害復旧工事の増額に伴うものでございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししておりますように、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、財産収入、寄附金、諸収入、市債などの特定財源と普通交付税、繰越金の一部、繰入金を補正し、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 私、一番危惧しているのは、トランプの相互関税に関する様々な問題で、本市への影響の問題ということなんですが、今、アメリカ国内でも最高裁で争われるぐらい、ちょっとトランプ関税の行方がどうなるかという問題もあるんで、そもそもそういう法律違反したような、国際条約違反したことだったというふうに思うんですが、私の調べたところでも、県レベルではいろいろとそれに対抗する措置を取るということで、今後、各市町村、自

治体とも調整をしてやっていくような方向なんですけども、この点について、捉え方として、やはり重要な問題だという認識に立って、今後の運営とか、県との対応とかを含めて当たっていくという考え方なのか。現状をまずお聞かせください。

○財政課長（草野浩一） 御承知のとおり、日本経済を示す指標と言われている日経平均株価の終値が8月12日時点で市場最高値を更新して、その後においても更新していることが連日放送されており、その要因として、アメリカの関税措置をめぐる影響は限定的との見方がされております。

また、鹿児島県において、鹿児島財務事務所が発表しました7月の経済情勢報告によりますと、県内経済は緩やかに回復しつつあると判断されております。その一方で、今後の先行きにつきましては、物価上昇やアメリカの政策動向、金融資本市場の変動の影響に十分注意する必要があるとされておりましたことから、引き続き市内の社会情勢を把握するため、事業者等への情報収集を行うとともに国や県の動向を注視しつつ、市長からは、鹿児島県の9月補正を踏まえた上で、適時適切な時期に必要な対応を取るよう指示を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（北方貞明） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第55号～議案第59号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第19、議案第55号から日程第23、議案第59号までの議案5件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第55号 令和7年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 案

議案第56号 令和7年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号） 案

議案第57号 令和7年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号） 案

議案第58号 令和7年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号） 案

議案第59号 令和7年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計補正予算（第1号） 案

○議長（北方貞明） 説明を求めます。

○市民課長（福元美子） 議案第55号令和7年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

2ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出それぞれ907万5,000円を増額し、歳入歳出予算額の総額を22億6,007万8,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、少子化対策のために、全世代・全経済主体が負担し、子育て世帯を支援する新たな仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が令和8年4月から始まるに伴い、被保険者が負担する支援金を保険税に上乗せする形で徴収することとなります。

この支援金制度の円滑な施行に向けた保険料算定・収納システム改修費及び、それに伴う事業費補助金を増額しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。

8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の12節委託料の維持管理等委託は、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修費でございます。

これに対する歳入ですが、7ページにありますとおり、今回増額した歳出の財源については、国庫補助金であります子ども・子育て支援事業費補助金を全額充当することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○福祉課長（新屋一己） 議案第56号令和7年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきまして御説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,953万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億620万8,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、令和6年度の決算に伴うものが主なもので、繰越金や国・県等への返還金、一般会計への繰出金及び積立金等の補正を行ったところでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の積立金は、令和6年度決算に伴う介護給付費準備基金への積立金及び介護給付費準備基金利子でございます。

次に、3款地域支援事業費2項包括的支援事業費・任意事業費の7目認知症総合支援事業費は、認知症支援啓発のため、認知症をテーマにした映画「オレンジ・ランプ」の上映料でございます。

10ページをご覧ください。

4款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金は、令和6年度事業費確定による国・県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

同じく2項繰出金1目一般会計繰出金は、令和6年度事業費確定による一般会計への返還分でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、7ページをご覧ください。

3款国庫支出金から5款県支出金の地域支援事業交付金は、事業費の増額に伴うものでございますが、3款国庫支出金2項国庫補助金7目地域支援事業交付金については、令和6年度国庫支出金の精算において追加交付が見込まれることに伴う過年度分の交付金でございます。

8ページをご覧ください。

6款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金として預金しております口座においての利率変更に伴うものでございます。

7款繰入金1項一般会計繰入金の2目及び3目の地域支援事業交付金は、事業費の増額による市負担分でございます。

5目低所得者保険料繰入金は、当初の見込みより減額となったことから一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

同じく2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、地域支援事業の増額に係る財源分及び低所得者保険料繰入金の減額に対応するために増額するものでございます。

1番下の8款繰越金は、令和6年度決算額の確定に伴い補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（永田正一） 議案第57号令和7年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案につきまして御説明申し上げます。

まず、2ページでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ68万9,000円を増額し、歳入歳出の総額を7億1,751万6,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、消費税及び地方消費税の納付に不足が生じたため、補正を行うものでございます。

それでは8ページでございますが、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

1款事業費1項1目老人保健施設事業費の26節公課費は、令和6年度決算に基づく消費税及び地方消費税の確定申告に伴う納付及び中間納付に不足が生じたため、補正を行うものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして7ページでございますが、5款諸収入2項2目雑入は、令和6年度に台風災害により施設を修繕した経費の一部が災害共済金として交付されることとなったものが主なものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（岩元伸二） 議案第58号令和7年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由は、井戸ポンプ及び送水ポンプが経年劣化で故障し緊急対応が必要となり、工事請負費に不足が生じたため増額補正を行うものでございます。

それでは、参考資料により御説明いたしますので、7ページをお開きください。

まず、資本的支出の1款資本的支出1項建設改良費1目原水及び浄水設備工事費の節工事請負費は、中俣水源地深井戸水中ポンプ取替工事と海潟ポンプ場1号送水ポンプの取替工事の費用が主な増額補正分でございます。

2ページにお戻りください。

したがいまして、第2条は、令和7年度垂水市水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の建設改良費を730万円増額し、総額1億9,997万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○生活環境課長（有馬孝一） 議案第59号令和7年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計補

正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由は、処理施設の国道内マンホール周辺の修繕費用に係る増額補正でございます。

2ページをご覧ください。

第2条は、令和7年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出をそれぞれ増額するものでございます。

収入につきましては1款漁業集落排水処理施設事業収益2項営業外収益を、支出につきましては1款漁業集落排水処理施設事業費用1項営業費用をそれぞれ77万円増額するものでございます。

第3条は、他会計からの補助金について増額するものでございます。

それでは、参考資料により内容について御説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

収入の1款漁業集落排水処理施設事業収益2項営業外収益2目他会計補助金、節他会計補助金は、一般会計からの補助金を計上したものでございます。

支出の1款漁業集落排水処理施設事業費用1項営業費用1目管渠費の節修繕費は、冒頭で説明いたしました国道内マンホール周辺修繕に係る費用を増額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北方貞明） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 1点だけ。介護保険の繰越金があったかと、7,800万ぐらいでしたか、あつたかと思いますけども、この要因はどんなふうに分析されているんですか。

○福祉課長（新屋一己） 介護保険の特別会計におきましては、やはりほかの会計と違いまし

て、翌年度精算というところで、国庫の部分がありますので、どうしてもその部分が繰越金が多くなるところでございます。あとは計画との差というところになると思うんですが、見込みとして、分析している中では、老健施設であるとか、通所介護施設のところがこちらの見込みより上がらなかつたというところが要因と考えております。

○議長（北方貞明） ほかに質疑はありませんか。

○高橋理枝子議員 すみません。水道事業会計補正予算についてなんですけども、7ページにあります原水及び浄水施設工事費なんですけども、幾つか改修工事、更新とか取替えとかいうふうに工事の内容の説明があるんですけども、これらは突発的に生じたものに対する工事なのか、それとも計画的だったのかというので、分かればお答えください。

○水道課長（岩元伸二） 今回のポンプ関係に関しては、突発的に起こったやつであります。

このポンプ関係が平成7年度に工事したもので、もう30年経過しております、長年使ってきたているもので、寿命としては15年ぐらいというのが妥当なところで、それ以上もう倍ぐらい活動してきている分ですので、急遽生じたものであります。

以上です。

○議長（北方貞明） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△陳情第16号上程

○議長（北方貞明） 日程第24、陳情第16号たるみず博物館（仮称）の設立についてを議題といたします。

ただいまの陳情については、総務文教委員会

に付託いたします。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（北方貞明） 日程第25、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分から6名、市議会議員区分から6名、町村長区分4名、町村議会議員区分4名から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について1名の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2名の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（北方貞明） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条の規定によって、立会人に新原勇議員、池田みすず議員、梅木勇議員の3名を指名いたします。

候補者名簿をお配りいたします。

[候補者名簿配付]

○議長（北方貞明） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 配付漏れなしと認めます。
投票用紙をお配りいたします。

[投票用紙配付]

○議長（北方貞明） 念のために申し上げます。
投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長（北方貞明） ただいまから投票を行います。

投票は、1番議員から順番に投票をお願いいたします。

それでは、順次投票をお願いいたします。

[1番議員から順次投票]

1番 高 橋 理枝子 議員
2番 宮 迫 隆 憲 議員
3番 前 田 隆 議員
4番 新 原 勇 議員
5番 池 田 みすず 議員
6番 梅 木 勇 議員
7番 堀 内 貴 志 議員
9番 篠 原 靜 則 議員
11番 持 留 良 一 議員
12番 北 方 貞 明 議員
13番 池 山 節 夫 議員

○議長（北方貞明） 投票漏れはありませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。

開票を行います。立会人の新原勇議員、池田みすず議員、梅木勇議員、開票の立会いをお願いいたします。

[開票・点検]

○議長（北方貞明） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11票

そのうち

有効投票 10票

無効投票 1票

有効投票のうち

山田義盛君 8票

井上勝博君 2票

以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（北方貞明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（北方貞明） 明9月4日から15日までは、議事の都合により休会いたします。

次の本会議は9月16日及び17日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

なお、質問者は会議規則第62条第2項の規定により、本会議終了後から9月5日の正午まで質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局に提出してください。

△散 会

○議長（北方貞明） 本日は、これをもちまして散会いたします。

午前11時56分散会

令和 7 年 第 3 回 定例会

会 議 錄

第 2 日 令和 7 年 9 月 16 日

本会議第2号（9月16日）（火曜）

出席議員 12名

1番	高橋 理枝子	7番	堀内 貴志
2番	宮迫 隆憲	9番	篠原 静則
3番	前田 隆	10番	感王寺 耕造
4番	新原 勇	11番	持留 良一
5番	池田 みすず	12番	北方 貞明
6番	梅木 勇	13番	池山 節夫

欠席議員 2名

8番	川越 信男	14番	川畠 三郎
----	-------	-----	-------

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	有馬 孝一
副市長	坂元 裕人	農林課長	森 秀和
総務課長	園田 保	農業委員会	堀之内 耕一
企画政策課長	堀留 豊	事務局長	
財政課長	草野 浩一	土木課長	福留 健一
税務課長	吉崎 亮太	水道課長	岩元 伸二
市民課長	福元 美子	会計課長	坂口 美保
併任		監査事務局長	村山 滋
選挙管理		消防長	松尾 智信
委員会		教育長	明石 浩久
事務局長		教育総務課長	小池 康之
保健課長	永田 正一	学校教育課長	川崎 史明
福祉課長	新屋 一己	社会教育課長	大迫 隆男
水産商工	大薗 俊一		
觀光課長			

議会事務局出席者

事務局長	西川 了助	書記	富崎 裕貴
書記	瀬脇 恵寿	書記	村山 徹

令和7年9月16日午前9時30分開議

△開 議

○議長（北方貞明） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（北方貞明） 日程第1、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、質問時間は答弁時間を含めて1時間以内とします。また、質問回数については制限なしといたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次質問を許可いたします。

最初に、3番、前田隆議員の質問を許可します。

[前田 隆議員登壇]

○前田 隆議員 おはようございます。今年は、全国各地で豪雨災害等が頻発しております。被害に遭われた皆様には心より御見舞い申し上げ、被災地の復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。また、災害で亡くなられた皆様には、謹んで御冥福をお祈りいたします。

さて、今回は庁舎整備についてなど5問質問いたします。市長、関係課の明確な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問に入ります。

まず、1番目の庁舎整備について。

現在、本庁舎の耐震工事が進んでおります。予定では、第1期工事がそろそろ終わり、次の

2期工事に着手する時期かと思います。そこで1点目の、本庁舎の耐震工事について質問いたします。

まず初めに、第1期工事の進捗状況及び工事進行する中での課題と対応について。

期限、事業費は予定どおり進んでいるか、移動した課の再移動はどうするのか、教えてください。また、工事進行する中でどんな課題が生じ、どのような対応をしたのかも教えてください。

次に、第2期工事の概要と予定について。

昨年、全員協議会で説明は受けましたが、改めて事業費、工事箇所、課の移動及びスケジュールを教えてください。

次に、2番目の学校の在り方検討委員会について。

市長の諸般の報告でもありましたが、第1回学校の在り方検討委員会が開催されたとのことです、どのような協議がなされたのか、詳しくお聞かせください。

次に、3番目の包括的連携協定締結について。

これも諸般の報告でもありましたが、本市はこの夏、包括的連携協定を各団体と締結しております。そのうちから2つの包括的連携協定について伺います。

まず、1点目のNPO法人「おおすみ100年の森」との包括連携協定について。連携協定に至った経緯を教えてください。

次に、2点目のタイミー社との労働力確保の包括的連携協定について。同じく連携協定に至った経緯を教えてください。

次に、4番目の本城川の寄り洲除去事業について。

今年は冒頭でも触れましたが、全国各地で豪雨災害が発生し、河川の氾濫や浸水が大きな被害をもたらしております。本市でも平成28年に、本城川が氾濫し大きな被害が出ました。

その後、毎年本城川の寄り洲除去については、

県のほうで行っていたいただいております。今年は、例年になく大がかりな寄り洲除去をしていただき、地域の皆さんには大変喜んでおります。

そこで県の管轄ではありますが、改めて本城川の寄り洲除去について、数点、大隅振興局に問合せいただき、その回答をいただくようお願いしておりましたので、その質問をいたします。

まず、1点目の、本年度の寄り洲除去について、当初予定区域は下本城橋上流から今川原橋上流までの7か所と聞いておりましたが、実際の工事は下本城橋上流から上本城橋上流の区域に変更になっております。変更した理由をお聞かせください。また、変更になった区域の除去量など、事業規模についても教えてください。

最後に、5番目の市職員の兼業・副業について。

地方公務員の兼業・副業の許可基準を明確にし、地域の課題解決に役立てる動きが全国に広がっているようです。また、総務省も、自治体職員の兼業・副業が地域貢献や人手不足対策になることから推進をしております。促しております。

そこで、本市の市職員の兼業・副業について、許可基準はあるとのことですが、内容と運用について伺います。

他市の許可基準は、国家公務員の基準を準用した営利目的を原則禁止した内容になっているのが多いと聞きますが、本市は具体的な基準を設けているのか、教えてください。また、運用はどのようにされているのか、教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○財政課長（草野浩一） おはようございます。本庁舎耐震工事に係る御質問についてお答えいたします。

初めに、第1期工事の進捗状況でございます。

1期工事につきましては、主に庁舎1階から3階の各階南側に柱とはりで構成される骨組みの四隅に、対角線上にたすき掛けに設置される

鉄骨製の補強材、いわゆる鉄骨ブレースを組み込み、東側1階から2階の各壁面の一部に、地震による揺れに耐えられるよう構造設計された、いわゆるRC耐震壁の設置、西側にあります塔屋窓を閉塞し耐震補強するものでございますが、現在、南側1階から3階の鉄骨ブレース、RC耐震壁の設置につきましては、ほぼ完了しているところでございます。

今後は、建築工事の仕上げの段階に入るとともに、並行して電気設備工事、並びに機械設備工事を進めていくことになります。しかしながら、1期工事においては御承知のとおり一部、工区の入札不調等により工事着工が遅れ、また本庁舎における外部を交えた会議等の開催や議会開会など、工事を一時中断せざるを得ない期間が発生しているなどの理由により、当初、本年9月26日までとしていた工期を、同年12月26日までに延長したところでございます。

事業費につきましては、全ての工区・工種において、それぞれ当初契約額のとおり、現時点では施工できているところでございます。

また、現在移動している課についてでございますが、仮設庁舎へ移動している税務課につきましては、1期工事完了後、引き続き予定しています2期工事の期間中も、現在の仮設庁舎での執務を行うこととしております。

また、財政課及び企画政策課地域振興係につきましては、元の執務室への移動を予定しているところでございます。

次に、工事を進める中での課題、その対応についてでございます。

職員をはじめ、市民の皆様や来庁者におかれましては、冒頭申し上げました工事に伴い、仮囲いや足場等の設置により、本庁舎正面にあります外来駐車場の制限のほか、南西側出入口の封鎖、本庁舎東側1、2階のトイレ棟の封鎖等により、大変御不便をおかけしているところでございます。

そのため、新たに本庁舎南側の県道向かい側に民地をお借りして、来庁者用駐車場を確保したことに加え、来庁者が庁内でも少しでも迷わないよう、市民課窓口職員による案内対応や市ホームページへの掲載はもとより、庁舎周辺に各課の案内図を掲示するとともに、市役所からの通知文書や案内文書の中に耐震工事を行っている旨の周知文書と、庁内の配置図を同封するよう各課にお願いするなどの対応を行っているところでございます。

また、工事と執務環境の両立を図るため、外部を交えた会議等が開催され、工事音が会議の妨げになる可能性が生じる場合には、工事を一時中断するなどの対応を行ったり、はつり工事などの大騒音を伴う作業や停電を伴う工事につきましては、土日祝日に実施をお願いするなど、業者及び関係課と連携を図りながら対応に努めているところでございます。

以上でございます。

続きまして、2期工事の概要とその予定につきましてお答えいたします。

初めに、1階につきましては、庁舎西側の駐輪場側壁に鉄骨プレースを設置し、市民課国保係及び年金業務の執務スペース、旧消防車庫横の文書庫周辺の壁にRC耐震壁を設置し、一部窓を閉塞する予定でございます。2階につきましては、庁舎北側、階段窓を閉塞することとしており、3階につきましては、工事箇所の予定はないところでございます。

次に、事業費でございますが、現時点では議決をいただきました当初予算額の範囲内を見込んでいるところでございます。工事期間につきましては約6か月、完了を来年秋ごろと見込んでいるところでございます。

また、2期工事期間中、移動する課につきましては、国保係及び市民課の一部で、1期工事完了後に、元税務課の執務室へ移動することとしているところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（小池康之） おはようございます。第1回学校の在り方検討委員会の開催内容についてお答えいたします。

去る8月25日、第1回学校の在り方検討委員会を開催いたしました。当日は、市内各小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園の代表者と保護者代表、各地区の代表者及び有識者3名、合わせて40名の方々を委員として委嘱させていただきました。

委員長に鹿児島大学の寺床勝也教授が、副委員長に同大学の山口武志教授が選出され、教育委員会からの諮問書をお受け取りいただき、審議が開始されたところでございます。

委員会の中では、まず各学校の運営協議会からの要望を踏まえて、検討委員会が設置された経緯と、将来を見据えた学校の在り方に関する方針等を審議していただく旨の説明をしたところでございます。

次に、本市の学校の現状につきまして、資料を基に児童・生徒数の推移と学校施設の状況の2点から説明を行ったところでございます。さらに、検討委員会の今後の進め方と、保護者及び小学生アンケート調査の実施について審議していただきました。

委員の方々からは、今後の方針について事務局からの提案はないのかといった御質問や、児童が回答しやすく、また保護者の考えが明確となるようなアンケートの工夫などの御意見をいただいたところでございます。

事務局といたしましては、本検討委員会で建設的な審議を経て答申をまとめていただくようお願いしたところでございます。また、アンケート調査の内容につきましても、委員の方々からの御意見を参考に修正を行った上で実施したところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） おはようございます。

包括連携協定に至った経緯につきましてお答えいたします。

本市においては、県外の事業者による森林伐採が増加傾向にある一方で、再造林率が低く、持続可能な森林整備について課題がございます。森林整備につきましては、これまで大隅森林組合様に一手に担っていただいておりましたが、今後、より一層森林整備を推進していくためには、新たな事業体が必要であるという状況でございました。

そこで、持続可能な森林整備を請け負う新たな事業体の整備、林業分野における人材育成や林業・木材産業の普及啓発、環境教育に資する御提案をおおすみ100年の森様からいただいたところでございます。

本市としましても、市内森林の課題等について、おおすみ100年の森様が掲げる理念や活動方針と一致するところがございましたことから、去る7月8日に包括連携協定を締結したところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） おはようございます。株式会社タイミーとの包括連携協定締結に至った経緯につきましてお答えいたします。

株式会社タイミーは、「一人ひとりの時間を豊かに」を企業ビジョンに据え、スキマバイトアプリ「タイミー」の企画、運営、開発を行い、企業と労働者をつなぐサービスを展開されています。

また、地方公共団体が抱える労働力不足という地域課題を解決するとともに、地域の経済活性化を推進することを目的に、最近は多くの自治体との連携を推進されております。

本市におきましても、基幹産業である農業、漁業や介護等の分野におきまして、労働力が不足していること、また子育て世代の皆様を中心に、隙間時間の活用など、多様な働き方に対する御要望などをお聞きしているところであります

したが、第2回定例会で新原議員の御質問にお答えしたとおり、株式会社タイミーから連携に関する御提案をいただきましたことから、課内検討の上、庁内の意思決定を行い、7月29日に包括連携協定を締結したところでございます。

以上でございます。

○土木課長（福留健一） おはようございます。本城川の寄り洲除去事業について、本年度の当初予定区域が変更になった理由につきましてお答えいたします。

県の大隅地域振興局河川港湾課によりますと、本城川の寄り洲除去工事については、当初の設計では下本城橋付近から今川原橋付近までの寄り洲除去量を平面図や標準断面図等を適用して算出する概算数量発注方式で工事を発注しておりました。

しかしながら、工事に着手し現地を再測量した結果、想定していたより多くの土砂が堆積していたため、本年度活用できる事業費の範囲内で、特に堆積土砂の多い下本城橋付近から牧橋付近までの約1,300メートルの区域に変更したとのことでございます。

以上でございます。

続きまして、本年度の除去量や事業規模につきましてお答えいたします。

今回の本城川の寄り洲除去工事については、現在のところ全体の掘削量が約4万立米、大型トラック10トントラックに換算しますと約6,700台を運搬する見通しであります。事業費につきましては約3億円とのことでございます。

以上でございます。

○総務課長（園田 保） 本市の副業許可基準の内容と運用についてお答えいたします。

地方公務員の副業につきましては、地方公務員法第38条において、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業または金融業、その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員その他規則で定める地

位を兼ね、もしくは自ら営利企業を営み、または報酬を得ていかなる事業、もしくは事務にも従事してはならないと定められているところでございます。

本市では、地方公務員法第38条を根拠として、職員の営利企業の従事制限に関し必要な事項を規定した営利企業等の従事制限に関する規則を定めておりますが、具体的な兼業を許可する場合の基準としまして、議員御指摘のとおり、多くの自治体と同様、国家公務員の基準に準拠して行っているところでございます。

また現在、職員からの申請があり許可している現状といたしましては、消防団員、国勢調査などの各種統計調査員、また市民講座やスポーツ教室の講師などとなっているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 それでは、一問一答方式で2回目の質問に入ります。

本庁舎の耐震工事について、1期工事の進捗状況や課題、対応については詳しく説明いただきました。ありがとうございます。また、2期工事の概要と予定も説明いただき、分かりました。

それでは、次の2点目の庁舎等あり方検討委員会の意見書、現庁舎の改修等に対する方向性について質問に入ります。

今年3月、あり方検討委員会より当面の間、現庁舎を使用していくために必要な改修や、求められる機能についてまとめられた意見書が提出されました。

それによると、現庁舎の改修等に関する方向性について2点ありますが、これに対しどのように受け止め、方向性を検討されていかれるのか伺いたいと思います。

まず、1点目の優先的に改修していただきたいこととして、安全性に関するもの、衛生面に関するもの、バリアフリーに関するものの項目

がありますが、どんなものが考えられ、検討されているのか伺います。

バリアフリー対応に関しては、エレベーター設置要望もありますので、この件に関しても見解をお聞かせください。

○財政課長（草野浩一） お答えいたします。

本年3月に提出されました、垂水市庁舎等のあり方検討委員会の意見書につきましては、開催された会議において、委員自ら本庁舎内見や先進地視察を行っていただき、課題点を整理するなどし、当分の間、現庁舎を利用する上で、機能不足、優先的に改修する箇所など、必要最低限の改修する内容等について、約2年間にわたり御協議いただいておりますので、御質問の優先的に改修を求める3項目について、どのようなものが考えられるかにつきましては、検討委員会で交わされた委員の意見等の中からお答えいたします。

まず、1点目の安全性についてにつきましては、現在進めております耐震補強工事のほか、老朽化している電気配線や給排水管、防災機能向上につながる非常用自家発電設備の設置等でございます。

次に、衛生面の向上についてにつきましては、トイレの改修や洋式化などでございますが、併せて明るい庁舎を求める意見もあったことから、環境衛生としての観点から、明るさ、いわゆる執務室の照度として、執務室等の照明のLED化がございます。

最後にバリアフリー対応についてにつきましては、オストメイト対応のトイレ整備や、庁舎出入口のスロープ設置のほか、議員が言われましたエレベーター設置につきましても意見が出されております。

そのため、まずは現在取り組んでいる耐震改修工事を事故なく安全に確実にしっかりと終わらせることを第一に考えつつ、本年5月に庁内検討委員会総括部会を開催するなど、改めてあ

り方検討委員会での意見や提出された意見書を踏まえ、防災機能の観点や老朽化している設備など、論点の整理を行い、現庁舎が現在の建物基準に適合しているかなど、公共施設に関する関係法令等の視点で協議を始めており、エレベーターの設置も含め、現時点においてお答えできる段階にないところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 優先的に改修していただきたい3項目については、現在、協議検討中ということで具体化していないことから、あり方検討委員会に出された意見を提示して答弁いただきました。それに対し少しコメントと要望をいたします。

安全性に関する意見では、防災機能の観点から非常用・自家用発電機の設置がありました。これは業務継続計画の点からも必要ですので、非常用電源として太陽光発電設置も含めて検討をお願いしておきます。

太陽光パネルは、開発が進み、パネルからシールへと軽量化され、有効な温暖化対策と電気代節約になります。また、エレベーター設置の件に関しては、経費の問題もありますが、利便性また建物関係法令の視点から必要あります。外付け設置でも構いませんので、検討をお願いしておきます。

また、先ほど答弁がありました安全性、衛生面で急ぐもの、必要なものの改修は耐震改修工事と同時並行ででも優先的に実施をお願いしておきます。

次に、2点目の社会情勢の変化に対応し、防災機能をはじめ行政のDX化など、市民が利用しやすく、これから本市にふさわしい形になるよう努めることと意見されているが、これに対し、市長はどのように受け止め、対応を考えておられるのか伺います。

○市長（尾脇雅弥） 市庁舎等あり方検討委員会から提出された意見書に対する私の受け止め、

考えについてお答えをいたします。

初めに、あり方検討委員会の3名の公募委員をはじめとする19名の委員の皆様には、鰯坂委員長を中心に大変貴重なお時間をいただきながら、当面の間、現庁舎を使用していくために必要な改修や求められる機能を約2年間にわたり慎重・丁寧な検討を行っていただき、専門的、総合的に御議論をしていただいたことに改めて感謝を申し上げますとともに、市民目線としての大変貴重な提言をいただいたと考えております。

さて、あり方検討委員会からの意見書に対する私の考えということでございますが、まずは現在進めております耐震改修工事を事故なくしっかりと終わらせることが市民の皆様をはじめ、職員の安全安心に寄与するものと考えております。その上で、現庁舎の改修等に関する方向性については、担当課に対し、いただいた意見書を踏まえ、速やかに検討を進めるよう指示しているところでございます。

一方で、市庁舎は市民の皆様の共有財産であり、安心安全なまちづくりの拠点となる施設でありますことから、市民目線による多様な意見を反映しなければならないとも考えております。そのため、先ほど担当課長から答弁がありました公共施設に関する関係法令などを踏まえた最低限の改修や職員が安心安全に職務遂行できるように、時代に即した執務環境の整備に加え、市民ニーズをしっかりと把握できるよう努めるため、全ての耐震改修工事が完了するまでには、改めて諮問機関であるあり方検討委員会から提言をいただき、適切な時期に方向性をお示しできるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。意見書は重く受け止められておられるようです。防災機能や市民サービスの機能など、喫緊の課題に貴重な意見をいただいているということで、

現在庁内に指示を出され、適切な時期にその方向性について提示できればというようなことだったかと思います。

ただ、現庁舎の改修に関する方向性は、現在の現庁舎の使用期間をどこまでするのか、その後はどうするのかで対応が変わります。基本的な点をしっかりと固めが必要だと思います。新庁舎建設問題をどうするかも課題に残っています。市には、現庁舎の庁舎としての使用期間をどう考え、どこまでするのか、その後についてどうするかなどを検討し、その結果を早く議会に提示いただけるよう要望いたしまして、この件は終わります。

次に、2番目の学校の在り方検討委員会の第1回の会議内容について説明いただきました。いよいよこれから学校の在り方について本格的な検討がなされていくと思います。そこで、今後の検討委員会の進め方について、スケジュールやその内容についてお聞かせください。

○教育総務課長（小池康之） 今後の進め方についてお答えいたします。

先ほどお答えいたしました保護者アンケート調査につきましては、9月の上旬から中旬にかけまして、市内の幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校の保護者を対象に実施いたしました。

主な調査項目といたしまして、1学年の1クラス当たりの児童数は何人ぐらいがよいかと思うか。また、お子さんと地域とのつながりを大切にしたいと思う行事や取組等は何か、などについて回答していただいているところでございます。

また、小学生アンケート調査につきましても、同時期に全小学生を対象に実施しているところでございます。

主な調査項目といたしまして、1学年の1クラス当たりの人数は何人ぐらいがよいと思うか。また、その理由を回答していただいているとこ

ろでございます。アンケート調査の結果につきましては、10月に開催予定の第2回の学校の在り方検討委員会の中で報告するとともに、委員の皆様に御審議いただく予定しております。

その審議を経た後、今後の方向性につきまして、学校の在り方検討委員会の委員の皆様お一人お一人の考えをアンケートの形で集約いたします。11月には、小学校区ごとに地区報告会を開催し、学校の在り方検討委員会の趣旨の説明やアンケート結果の報告を行うとともに、地域の方々の御意見をお聞きしたいと考えているところでございます。

第3回の学校の在り方検討委員会は、12月に開催する予定にしており、在り方検討委員会の委員の皆様のアンケート結果、地区報告会で出された御意見を報告するとともに、学校の在り方に関する中間まとめ案について御審議いただく予定でございます。

年明けの1月に第4回学校の在り方検討委員会を開催し、学校の在り方に関する検討内容の最終取りまとめ案の策定に向けて御審議いただく予定にしているところでございます。

なお、検討委員会の審議内容等につきましては、議員の皆様方に対しましても、今後、全員協議会等などの機会を捉えて御報告させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 進め方は分かりました。ありがとうございます。議事審議内容については、我々議員にも全員協議会等で報告していただくということですので、それを待ちたいと思います。今後の学校の在り方については、保護者や小学生アンケート等を尊重して、垂水市を担う子供たちにとって続く可能な望ましい学校教育の実現を図るため、しっかりと審議していただくよう要望して、この件は終わります。

次に、NPO法人おおすみ100年の森との連携協定に至る経緯について説明いただきました。

それでは、連携協定締結後の具体的な取組について、どんなことを進めていかれるのか、農林課長に伺います。

○農林課長（森 秀和） 包括連携協定後の具体的な取組につきましてお答えいたします。

森林整備・再造林の推進、森林・林業・木材産業の普及啓発、環境教育への取組の3つのことを軸として進めることとしております。

1つ目の森林整備・再造林の推進でございますが、市内で過去3年以内の伐採跡地の確認を行い、再造林を奨励するモデル森林を選定し、本市と大隅森林組合様、100年の森様の3者で連携した森林整備・再造林の取組を図ることとしております。

2つ目の森林・林業・木材産業の普及啓発でございますが、森林環境譲与税を活用し、市内の乳幼児に地域産木材を使用した木材玩具ファーストウッドをお届けする予定としておりますが、このような木育活動を連携して推進することで、市民の皆様の森林への関心を深めることとなるものと期待しております。

3つ目の環境教育への取組として、森林づくり活動や木工製作などの木と触れ合う活動を実施し、地球温暖化の防止及び森林の有する多面的機能の発揮などの森林の果たす役割について、小・中学校の段階から理解の醸成が図られると考えているところでございます。

現在、包括連携協定を締結したNPO法人おおすみ100年の森様と、これら3つの取組を計画的に実施していくため、協議を始めたところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。森林の伐採、森林整備、再造林の推進は、本市にとっても取り組むべき優先課題の一つです。放置された民有林が多く、林業関係者も少ない本市にあっては、連携協定締結によってこれらの課題が前進し、解決されることを期待いたしまし

て、この件は終わります。

次に、2点目のタイミー社との連携協定締結に至った経緯も分かりました。それでは、今後の展開について、市内事業者への周知・利活用をどう進めていくのか、企画政策課長に伺います。

○企画政策課長（堀留 豊） 市内事業者への周知につきましてお答えいたします。

株式会社タイミーと包括連携協定を締結した7月29日に、株式会社タイミーから庁内の関係課を対象とした説明会を開催していただいたところでございます。この説明会には、本市の基幹産業である第一次産業や介護福祉の分野の事業所との関連が深い農林課、水産商工観光課、福祉課等が参加いたしました。

その後でございますが、それぞれの所管課を通じて関連事業所にお声かけいただき、8月25日に事業者向けの説明会を開催していただき、8事業者10名の方の参加があったところでございます。このうち2事業者において、株式会社タイミーとの連携について具体的に御検討いただいているとの報告をいただいております。

議員御指摘のとおり、株式会社タイミーとの連携につきましては、事業者にとっても労働力不足という課題解決の一助となる可能性もありますことから、市としましても、より多くの事業者の皆様にこのようなサービスを御活用いただきたいと考えております。そのため、今後、広報誌で特集という形で取り上げるなど、広く市内の事業者へサービスの周知を図りたいと考えているところでございます。

例えでございますが、株式会社タイミーのサービスを実際に導入した事業者を取材させていただき、サービス導入に関する経緯等をお伺いするなど、自社の労働力確保策について検討していただく契機としていただきたいと考えております。

また、株式会社タイミーとの連携につきまし

ては、本市で課題となっている一次産業や介護福祉分野における労働力不足への対応のほか、隙間時間を活用した柔軟かつ多様な働き方を推進するものと考えておりますが、これは本市の最上位計画である第6次垂水市総合計画兼第3期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の、4つの基本目標の一つとして掲げられている多様な働き方を推進するに合致するものと考えるところでございます。

今後につきましては、株式会社タイミーと緊密な連携体制を構築し、相互の資源を提供し合うことで、本市における労働力不足の解決や新たなる雇用の創出、また、潜在労働力の喚起、柔軟かつ多様な働き方の推進などにも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。答弁にありました、農業、漁業、介護などの不足する労働力確保に、子育て世代を中心に隙間時間を活用したい人とのマッチングに、この連携協定が有効活用され、多様な働き方の推進につながることを期待いたしまして、この件は終わります。今後、よろしくお願ひいたします。

次に、4番目の本城川の寄り洲除去事業について回答をいただきました。変更になった理由と除去量など事業規模は分かりました。ありがとうございます。

それでは、2点目の次年度以降の寄り洲除去について質問に移ります。寄り洲除去は本年度同様、下流から順次実施していくのか方向性について、また堆積量から本年度同程度の除去事業でも数年はかかるが、見通しをどう捉えているのかについて、どのような回答があったのかお聞かせください。

○土木課長（福留健一） 本城川の次年度以降の寄り洲除去は本年度と同様、下流から順次実施していくのか方向性という件につきましてお答えいたします。

県の大隅地域振興局河川港湾課によると、本城川については本年度の掘削完了後も引き続き現場を確認しまして、堆積状況に応じて上流へ向けて寄り洲除去工事を実施する予定とのことでございます。

続きまして、堆積量から同程度の除去事業でも数年かかるのではないか、見通しをどう捉えているのかという件につきましてお答えいたします。

本城川寄り洲除去工事については、本年度と同程度の事業規模であれば、田畠橋付近までの除去事業はおむね二、三年程度と見込まれますが、予算配分や現地の土砂体積状況によっては実施する延長に変更が生じる場合もあるとのことでございます。

本城川における寄り洲除去につきましては、市においても現場を確認し必要に応じて適時要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。本城川の寄り洲除去については、今後も地区公民館より要望書が提出されると思います。その節は、県への進達と同時に御協力もよろしくお願ひいたします。この件はこれで終わります。

5番目の市職員の兼業・副業について、本市の許可基準の内容と運用について答弁いただきました。本市も他市と同様の許可基準のようです。ところで、高知県安芸市は地域の中での働き手として市職員に着目し、内規を定め副業可能な業種を決めているようです。また、高知市は地域貢献のための兼業・副業を必要以上に制限しないよう、まちづくりの推進を図る事業、農村などの振興を図る事業などを例示した基準を規定しております。

そこで、本市でも市職員の地域貢献のための兼業・副業許可基準を明確にし、人手不足対策に資する規定変更の検討を提案しますが、総務課長の見解を伺います。

○総務課長（園田 保） 市職員の地域貢献のための副業基準を明確にし、人手不足対策に資する規定変更の検討についてお答えいたします。

令和7年6月11日に、総務省から地方公務員の兼業について通知が発出されております。この通知では、地方公務員による自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりや高齢化、人口減少などの社会情勢の変化を背景として、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが地方公共団体に求められているところでございます。

また、こうした環境整備は公務を支える有為な人材に選ばれ、働き続けてもらう職場づくりに資するものであり、さらに職員が兼業を通じて地域を知り、人と交わり、そこで得た学びを職務遂行や行政サービスの向上に活かすことにより、地域住民の信頼を高め効率的な公務運営の確保につながるものという考えが示されたところでございます。

したがいまして、本市としましては市職員の兼業許可及び許可基準につきましては、総務省の通知内容を踏まえつつ、本市における地域課題や社会情勢の変化も考慮しながら、まずは御紹介にあった高知市や安芸市などの全国の状況や、県内自治体の状況確認に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。調査検討して、見直しをお願いいたします。

市職員の兼業・副業許可基準の明確化で、本市の職員の中にも地域貢献で働いてみようと思う人が出てくるかもしれません。本市が掲げる先ほどの多様な働き方にもつながる市職員の兼業・副業の許可基準見直しを要望いたしまして、以上で全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（北方貞明） 次に、7番、堀内貴志議員の質問を許可いたします。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。9月に入りまして少しは涼しくなるかと思いきや、まだまだ暑い日が続いております。いつまで続くのだろうと思いますが、自然の気候も変化しつつあります。自然の季節感が変わるように、私たちの時代や生活環境も大きく変わりつつあります。

かつては、何を持っているか、つまり所有することが大切にされる所有志向の時代でしたが、家や財産、地位や肩書といったものが人生の豊かさを図る基準とされてきました。しかし、今は物を持つこと以上にどう生きるか、そしてどうあるべきかが問われる時代になってきています。これは存在志向の考え方です。

昨夜は、潮彩町の敬老会があり、私と新原議員は案内をいただいたので参加していろいろと話をしてまいりました。例えば、地域の人とのコミュニケーション、人とのつながりを大切にすること、自然や地域との関わりを深めること、これが心の豊かさを育むことだと思います。これらは目に見える形で所有できませんが、しかし確かに私たちの人生を支える大切な価値となります。移り変わる季節のように、私たちもまた価値観を新たにしながら、所有にとらわれず存在そのものを大切に生きていきたいと思います。

それでは本題に入ってまいります。

まず、1つ目は地域猫の現状と対策についてお尋ねをいたします。

飼い主のいない猫、いわゆる地域猫の問題については、私自身、令和2年、令和4年の定例会において一般質問したことがありますし、また同僚議員も幾度となく質問されたことがある課題ですが、なかなか進展がないように感じています。そこで、改めて地域猫の問題について問題提起したいと思います。

まずは、生活環境課におかれましては、先日、

潮彩町の数か所において飼い主のいない猫が出産して、子猫が民家に舞い込んできたということで通報しましたところ、課長自ら現場に来ていただき現状について見ていただきました。その節は大変ありがとうございました。そのときに確認しましたが、私が把握しただけでも子猫は數十匹は確認できたと思います。課長からは、今できることについていろいろとアドバイスをいただきましたが、なかなか問題解決には至らない状況にあります。

そこで現況についてどのように把握しているのか、NPO法人がやっている事業、さくら猫活動の取組、また行政がやっている取組についてお尋ねをいたします。

2つ目は、温泉施設の活性化対策についてお尋ねをいたします。

前回の6月議会の中で、垂水市の活性化対策の中の項目の一つとして、温泉施設の再活性化対策ということでお聞きをいたしました。そのときに温泉の再活性化は、観光誘客や地域のにぎわい創出に寄与する重要な資源だということを訴えました。改めてお尋ねをいたします。

本市は優れた温泉資源がありながら、この10年の間に数か所の温泉施設が閉鎖をされ、また現在営業している施設についても老朽化や維持管理の課題があります。温泉は観光資源であると同時に、地域住民の健康づくりや交流の場としても大変重要な役割を果たすものです。

しかしながら、これまで本市においては温泉施設の維持・活性化に向けた具体的な施策がほとんど講じられておらず、改めて極めて残念に感じております。そこで、垂水市の温泉施設の現状についてどのように感じているのか、またなぜに本市の温泉施設が衰退化したのかについて、お尋ねをいたします。

3つ目は、庁舎の耐震工事の進捗状況についてお尋ねいたします。

この問題については、前に質問された前田議

員が同じテーマで質問しましたので、基本的には省略させてもらいますが、幾つか確認の意味合いで質問させてもらいたいと思います。

まずは皆さん、この会議場を見てください。一部耐震のための工事中ですが、廊下側の壁、黄土色の壁紙です。もともとそんな色なのでしようか。私には長年の日焼け、もしくはたばこのヤニにしか見えませんが、このままでいいのか、また庁舎内の各部屋、廊下においては長年の汚れ、クロスの剥がれ、ひび割れなど目につくところがたくさんあります。雨の降る日は雨漏りする箇所もたくさんあります。それは外構においても同じことが言えます。

新庁舎建設については廃案になり、この庁舎を使い続けるということで決定して、現在、耐震化をしているわけですから、それなりのリノベーションも必要だと思いますので、しっかりと検討していただきリノベーションについても進めていただきたいと思います。

そこで、前田議員の質問に対する答弁の中で、安全に事故なく改善した後に、改めてあり方検討委員会の意見を聴取し、速やかに検討するよう指示する。また、現時点でエレベーターの設置を含め答える段階ではないとのことでありました。あり方検討委員会や庁舎内課長会での考え方は大変重要だと思いますが、エレベーターはこれから庁舎には必要だと思いますし、市民からもそのような声をお聞きいたします。そこで、市長、改めてエレベーターの設置についてどのようにお考えになるのかをお聞かせしていただきたいと思います。

4つ目は、ハラスメントの防止対策についてお尋ねをいたします。

パワハラを含むハラスメントの問題については、前回の6月定例会に続けての質問になります。この問題については、令和5年10月に消防本部において発生した県の第三者委員会委託費について、6月議会において繰越報告され、今

定例会において新たに第三者委員会業務委託費278万円の予算が計上されています。そのことから、いまだに全ての解決に至っていない現状にあります。

現在、第三者委員会において審議中ということではあります。その進捗状況についてはこの後の高橋議員が質問しますので、私からは早急に、早期に結論を導き出すように要望しておきます。

前回の一般質問において、職場におけるハラスメントの実態と対策について取り上げました。そのときに、6名の職員の方がメンタルヘルスの不調を訴え、療養休暇中であるというふうにお聞きをしました。それから、3か月余りが経過していますが、まだ療養休暇の方もいらっしゃいます。

職場環境の基本は風通しのよい明るい職場環境づくりです。職員の方々が、職場に行きたくなくなるといった職場環境の下ではいい仕事はできませんし、一番にメンタルヘルスに不調を訴え健康を害すという大きな問題になります。メンタルヘルスの原因は様々あると思いますが、執行部としてしっかりと調査をする必要があると思います。仮に、その原因にパワハラの疑いがあると思われるときに、パワハラが認定されない段階にあっても、被害を訴えた側への配慮や支援体制が機能していない現状では問題があります。

また、今回、長期療養に至った背景に組織的な対応の遅れがある場合、安全配慮義務違反にもなりかねない。療養休暇に至った経緯について、そこにはハラスメント、例えばパワハラとの因果関係はなかったのか、事実確認について十分な調査がなされているのかについてお尋ねをいたします。

最後の5つ目は、今議会において補正予算の中で上程されている台湾交流事業についてお尋ねをいたします。

本年6月27日、福岡にある台湾領事館の総領事が本市を訪問され、市長との意見交換の中で台湾との交流について提案があったと伺っています。そして、今回の補正予算の中で、市長を含む数名による台湾視察のための経費約140万円が計上されています。しかしながら、現時点での訪問先や訪問者、また視察の具体的な日程や内容すら決まっていないと伺っています。

本市は、これまで海外との交流は一切行っておらず、もちろん台湾との交流についても急に浮上してきた話であります。私は交流そのものを否定するつもりはございません。しかし、まだ十分な準備もなされていない中で、市長自らが先頭に立って台湾を訪問するために約140万円もの予算を計上することについて、市民の理解が得られるか大きな疑問を持っております。

本市は、財源が限られており、予算の使い道には常に慎重さが求められます。約140万円という金額は決して小さいものではなく、市民生活の安全や福祉、教育などに充てられるべきものとの声が市民の中にはあるのも事実です。仮に台湾との交流を進めるのであれば、まず事務レベルで意見交換を積み重ね十分な検討を行った上で、市長訪問という段階に進むのが自然な流れであり、納得感も生まれるのではないかでしょうか。

今回の台湾視察に至った経緯、目的、渡航者または訪問先について、現時点での分かっている範囲で教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○生活環境課長（有馬孝一） 地域猫の現状把握と問題提起についてお答えをいたします。

猫は、動物の愛護及び管理に関する法律でみだりに殺したり傷つけたりすることは禁じられており、また保健所や市町村でも捕獲はしておりません。また、野良猫に餌を与えると子猫が産まれたり、ほかから猫が集まったりしてふん尿や鳴き声など近所の迷惑になり、結果、野良

猫が迷惑だといった悪影響が生じる可能性が高くなります。

本市におきましても、これまで野良猫への餌やりや多頭飼育、敷地内への排泄物等について年に数件から20件程度相談が来ております。野良猫対策としましては、猫は繁殖サイクルが非常に早いと言われておりますことから、とにかくむやみに餌を与えないことで子猫をこれ以上増やさない環境づくりが重要と考えております。

また、市民の皆様の理解と協力を得て、地域住民の合意の基に住民が主体となっていける体制づくりも重要と考えております。

以上でございます。

続きまして、行政の取組についてお答えをいたします。

まず、市民の方々から相談があった場合の対応としましては、状況確認のため現地に向かい、適正な飼育やむやみに餌やりを行わないなどのお願いを行っております。市からのお願いにより改善がされない場合は、保健所など関係機関の協力をいただきながら餌やりの中止などについて指導・助言を行うことで、住民間のトラブルを少しでも軽減されるよう取り組んでいるところでございます。

また、餌やりを行っている方が分からぬ場合などは、餌やり禁止を促す看板の設置や振興会へのチラシ配布を行っているところでございます。なお、相談された方、困っておられる方に対しましても、猫が侵入しない環境づくりのため、宅地内に餌となるような食べ物を放置しないことや、猫が近づきにくくなる薬剤の購入を進めるなど、自衛のための手段もアドバイスをしているところでございます。

次に、野良猫を増やさないようにするための取組といたしまして、鹿児島県におきましては令和3年4月から県内での地域猫活動の普及・推進を図ることを目的として、鹿児島県地域猫活動等事業補助金を創設し、地域猫活動を行う

活動団体等へ不妊・去勢手術の費用や飼養管理に係る費用助成を行っております。

この補助金は、飼い主のいない猫に対する手術助成事業等が行われていない市町村が対象となっておりますことから、本市の方々は本補助金の交付対象となっております。県に確認をいたしましたところ、本市での実績はないとのことでございました。また、昨年6月から公益財団法人どうぶつ基金が実施いたします、さくらねこ無料不妊手術事業、行政枠へ登録をし野良猫の去勢・不妊手術を行う事業へも参加しております。

実績といたしましては、令和6年度が3件の6匹、本年8月末現在では相談はあるものの利用まで至っていないところでございます。その他、有料ではありますが野良猫の去勢・不妊手術を行うNPO法人等も相談者へ紹介しております。このNPO法人に確認いたしましたところ鹿屋市、志布志市を中心に大隅半島単位で2か月に1回の頻度で不妊・去勢手術が実施されており、本市の利用者もおられるとのことでございました。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大薗俊一） おはようございます。垂水市の温泉施設の現状につきましてお答えいたします。

現在、本市内には日帰り型の温泉施設が6件、宿泊型の温泉施設が4件ございます。国の観光立国推進基本計画においても、温泉を活用した観光推進が記載されている中、本市といたしましても観光資源としての温泉の重要性を認識しており、全国市長会の組織内団体である温泉所在都市協議会を通じ、温泉施設に対する支援策が実現できるように、関係省庁などへ温泉所在都市に対する税財源措置及び施策に関する要望書を毎年提出しているほか、平成28年1月号の広報たるみずにおいて、入浴割引クーポン券付の温泉特集記事の掲載や、教育旅行生の受入家

庭に対して温泉入浴割引チケットを配布するなど、温泉施設の活用の推進や温泉文化の魅力向上に努めているところでございます。

しかしながら、経営者の高齢化や後継者不足、施設の老朽化、それに係る修繕費用の負担増、少子高齢化、人口減少による集客力の低下や、団体旅行スタイルから個人旅行スタイルへの転換、温泉の湧出量減少や温度低下など様々な要因が複合的に影響して、その魅力を生かし切れずに苦境にあえぐ温泉観光地も多く存在するようでございます。

本市におきましての現状でございますが、最も古い観光統計のデータによりますと、今から13年前の平成24年1月から12月までの1年間では9件の施設に23万8,801人の入浴者数が記録されているところでございます。また、最新の観光統計のデータによりますと、令和6年1月から12月までの1年間では10件の施設に14万3,311人の入浴者数が記録されているところでございます。

比較いたしますと、施設は1件増加しているものの入浴者数は9万5,490人減少しているところでございます。入浴者数の減少は、温泉施設をはじめ関連産業においても経済的な損失に直結し、稼ぐ機会を失っていると認識しているところでございます。

一方で、全国的には入湯手形で有名な熊本県の黒川温泉や、透き通った湯は美肌作用があると言われる島根県の有福温泉のように温泉地の再生に成功した事例もあるようでございます。引き続き温泉施設の御意見を伺い、先進地等の具体的な支援策も参考にしながら有効的な支援策が講じられるように、調査研究を継続してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 現庁舎の改修に対する私の考えについてお答えをいたします。

先ほど前田議員の御質問に対し答弁いたしま

したとおり、まずは現在進めております耐震改修工事を事故なくしっかりと完了させることが大事であり、市民の皆様をはじめ職員の安全安心に寄与するものと考えております。また、市庁舎は市民の皆様の共有財産であり、安全安心なまちづくりの拠点となる施設でありますことから現庁舎の改修等に関しましては、市民目線による多様な意見も反映しなければならないと考えております。

そのため、議員が言われましたエレベーター設置などの改修の方向性につきましては、あり方検討委員会からいただいた意見書を踏まえ、担当課に対し関係法令などを踏まえた最低限の改修や職員が安全安心に職務遂行できるよう、時代に即した執務環境の視点で速やかに検討を進めるよう指示をしているところでございます。

その上で最終的には市民の皆様の多様な意見を反映し、専門的・総合的に検討を行う諮問機関、庁舎等のあり方検討委員会から庁内で検討した項目について御意見をいただいた上で、適切な時期に議員の皆様へ予算なども含め改修の方向性についてお示しできればと考えております。

以上でございます。

ハラスマントの防止対策について答弁いたします。

まず、療養休暇の実態とハラスマントの要因の関係及び事実確認についてお答えいたします。

療養休暇の現状としまして、令和7年6月議会で答弁しております以降、職場復帰した職員もおりますが、現在も6名の職員が休職または病気休暇を取得している状況でございます。療養休暇中の各職員の要因につきましては、この場での答弁は控えさせていただきますが、一般的な療養休暇の主な要因としましては、人間関係やオーバーワークといった職場環境の問題が挙げられます。また、そのほかにも家庭の問題など個人的事情も複雑に絡み合っているケース

があるようでございます。なお、メンタルヘルス不調とハラスメントの関係も非常に密接で、ハラスメントはメンタル不調に陥る要因の一つと言われております。

療養中の職員に対する面談につきましては、職員の状況を考慮しながら療養休暇に至った背景について個別に丁寧に聞き取りを行った上で、療養休暇の要因がハラスメントの類型に該当するかどうかの確認も含め、相談者の求めに応じて関係職員から事実確認を行い、客観的な視点で相談事案の解決に向けて中立、公平公正な立場で慎重な対応に努め、安心して職場復帰ができるよう職場環境づくりに取り組んでいいるところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊）　台湾交流事業について、その目的と渡航者及び訪問先等についてお答えいたします。

本市における台湾交流につきましては、企画政策課にて検討を進めております交流事業と学校教育課が検討を進めておられます青少年海外派遣事業、水産商工観光課が所管する民泊事業における学生受入れがございます。

現在、企画政策課で検討しております台湾交流でございますが、議員御指摘のとおり、6月27日に福岡にある台湾総領事館の陳銘俊総領事が本市を訪問し、市長との意見交換や市内視察を行う中で、台湾との交流について御提案があったことから、本市としても前向きに検討を進めているところでございます。

台湾交流事業の目的でございますが、本市と台湾の自治体において経済、観光並びに教育など幅広い分野での友好交流を深めつつ、相互理解と信頼関係を築くことで未来へとつなぐ持続可能なよりよい友好関係を構築することを目指していきたいと考えております。

次に、渡航者及び訪問先についてでございますが、現在のところ渡航者は市長と職員の計4

名で検討しております。訪問先でございますが、現在のところ台湾総領事館と調整を進めている段階でございますが、総領事サイドからは台湾の中央部に位置する名間郷や南部に位置する九如郷の自治体を御提示いただいておりますので、それらの自治体も含めて訪問先を検討したいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員　それでは、1問目から地域猫の現状と対策について、2回目に質問していきたいと思います。

まず、猫の繁殖について、皆さん御存じだと思います。繁殖回数は年に2回から3回、条件がよければ4回できると。1回の出産頭数が4匹から6匹、じゃあ1年でどれくらい増えるのというのを計算しました。仮に1匹の雌猫、放置された場合、1匹の雌猫は1年で3回出産するとします。仮に5匹産むとします。そうすると、単純に計算して1年間に15匹産まれると。さらに、その子猫たちも半年過ぎると繁殖可能になるために、計算上では爆発的に数が増えるという状況。

現実的には、厳しい自然環境の下ですから約半数しか生存しないとも言われていますけれども、いずれにしましてもどんどん増えていくのは事実であります。そこで取り組まれているのが飼い猫のいない猫を増やさない取組が大事になってくると。これを捕獲して抹殺するということは不可能です。ということは、今育っている猫を何とか妊娠しないようにする活動が一番有効的ではないかということで、TNR活動というトラップ・ニューター・リターン、捕獲、不妊・去勢、元の場所へ戻すといったTNR活動といった取組が必要になってきていると。

現在、この地域住民が自発的にこの去勢・避妊手術を行っています。しかしながら、手術費用が高額であるためにこの取組には限界があるというのが実情です。市内においても、身銭を

切って去勢・避妊手術をしているという方もおられます。また、動物病院については、先ほども課長の答弁の中でNPO法人が補助するということであるんですけど、それによりますと、そのNPO法人の方向性によりますと、この手術する動物病院も指定されるのが霧島市と、垂水の場合はね、霧島市を指定されるということですから、垂水の人も捕まえて霧島市まで去勢手術するために運んだ方もおられます。

だから、この去勢・避妊のために費用はかかるということで、地域によっては、ほかの自治体によっては助成事業を設けているということもある。ただ、本市はその助成金事業がない。先ほど県にもあるという答弁でした。しかしながら、令和3年でしたか、令和3年から実施をして本市は実績がないということありますけれども、使いにくい要素があるのではないかなと思います。

いずれにしましても、これをこのまま放置していたのでは、衛生面なんかに非常に今後問題になってくるのではないかということあります。だから、行政として地域と地域猫活動に対する団体への協力が必要になってくる。そんな中で、垂水市内の動物病院との連携はできないのかなと、あと去勢・避妊手術に対する支援はできないのかな。県が支援事業がありますから、その支援事業に乗っかるとしても、行政主導で地域猫活動の育成はできないかなと。これが、この垂水市の自治体には求められることではないかなと思います。本市として、今後どのような支援策を検討しているのか、また地域住民との協力体制をどのように築いていくのか、具体的にお伺いしたいと思います。

○生活環境課長（有馬孝一） 市民と行政及び関係機関との連携強化についてお答えをいたします。

まず地域猫活動とは、地域の理解と協力を得て地域住民の合意の下に住民が主体となって飼

い主のいない猫に不妊・去勢手術を施し、一代限りの命を全うするまでその地域で衛生的に飼養管理を行うことでございます。

市単独での不妊や去勢手術への補助金につきましては現在行っておりませんが、県の補助制度に加え、昨年6月から財団法人の制度が利用できる取組を始めております。しかしながら、先ほど答弁しましたとおり県補助金の利用者がいないことや、財団法人のさくらねこ無料不妊手術事業の利用件数は令和6年度が3件、本年度が0件ということもありますし、利用状況は低いものを感じております。

本制度を利用できる環境が整ってから、さほど経過していないこともあることから、当面はこの財団法人の事業や鹿児島県の補助制度、またNPO法人等での活動を今後市報等で周知するとともに、前述しました事業や補助金制度の推進や地域猫活動の推進を図るとともに、不幸な猫を増やす無責任な餌やり行為の軽減などに努めてまいりたいと考えております。

また、市内動物病院等ともこれらの制度の活用について周知いただきなど、連携をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。垂水市が助成金を出せというのは厳しい状況かもしれませんし、県に助成金事業があるから県の助成金事業に乗つかれるようなふうで、地域で活動している団体に地域主導じゃなくて行政が主導して指導する。そして、そういう事業に乗つかれるような取組をぜひ検討していただきたい。そして、その去勢・避妊する病院も、わざわざ霧島まで運ぶんじゃなくて、垂水市の近いところでできるシステムをぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

なかなか地域猫活動というのは長期的な取組が必要になってきます。行政の支援が加わることによって、地域全体で解決に向かう動きが加

速化する可能性があります。今言ったみたいに具体的に行政主導で地域の活動する団体を支援する取組をぜひ続けていただければというふうに要望しておきます。

2つ目の質問です。温泉施設の活性化対策について。

私議員になって早々に訴えたのが温泉事業の活性化でした。今からもう15年前です。最初に訴えたのが温泉事業です。垂水市は一昔前まで温泉地としてにぎわっていたとき、皆さん御存じだと思います。そのこと市長も御存じだと思います。

私の地元、協和地区には海潟温泉がありました。そして、浜平温泉、猿ヶ城温泉、たくさんあったように思います。垂水市はもともとすばらしい温泉が、資源として持っている町ですから、それを生かさない手はないということですと訴え続けていました。ところが、この数年を見ますと温泉施設の衰退化の一途をたどっているようにしか見えません。

このままの状況では、垂水市から温泉施設がなくなるのではないかという危機感を抱きます。だからこそ、今こそ行政の支援をすべきときではないかと思います。今後、本市として温泉資源をどのように位置づけ、観光や地域活性化に生かしていくのか、市長の見解を求める

○市長（尾脇雅弥） 温泉再生活性化への取組につきましてお答えをいたします。

現在、策定を進めている垂水市観光振興計画におきましてマーケティング、いわゆる市場調査を行っているところでございます。市外在住者を対象とした市場調査の中間報告の中で、垂水市を訪れた理由として温泉に入りたかったとの回答が第3位にランクインされたところでございます。

今から約70年前、昭和30年代に栄華を極めた温泉地垂水のイメージは、現在においても関係各位の御努力によりしっかりと受け継がれてい

ると、思いをめぐらせたところでございます。

今後につきましては、温泉と桜島や錦江湾などの美しい景観を生かしたブランディングや、本市が誇る特産品や文化を組み合わせた食と癒しのウェルネスツーリズムの推進、インバウンド客を意識した地域文化体験など、新たな魅力を創出していくことが本市の観光振興につながり、地域全体における稼ぐ力の向上が図られるものと考えているところでございます。

私自身、温泉ソムリエの資格者として、また温泉所在地の垂水市長として温泉地の再生に成功した事例の調査研究を所管課に指示をして、現在策定を進めている垂水市観光振興計画におきまして、その成功要因などを反映した温泉活用に取り組む観光振興の具体策などを盛り込み、先ほど担当課長の答弁でもありました温泉所在都市協議会において、温泉施設の活性化に係る財源確保の要望を継続しながら、本市の歳入予算における入湯税の有効活用を図り、もって貴重な地域資源である温泉の再活性化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 市長、ありがとうございます。温泉事業というのは、やっぱりもともとある垂水市のポテンシャルですから、それを生かさない手はないと思います。最初の冒頭で、観光課長が話されました9年前、9件、23万人、それが昨年は14万人減って9万人、あと5年したら5万人、10年したら1万人切るんじゃないかと、そんな心配しております。だからこそ、今手を入れるべきだというふうに思います。

温泉資源を生かしたまちづくりに対する支援として様々あると思います。そこで3点ほど、私の考えですけど提案したいと思います。現在ある温泉施設、これ以上減らさないように支援する。施設の改修だったり、維持管理に対して助成を行うということが1つ、2つ目は温泉施設を運営してくれる企業の誘致ですよ、道の駅

たるみずはまびらには、もともと温泉がありました。今2つの宿泊施設がありますけれども、残念ながら温泉はありません。その一画に足湯というのもいいんですけれども、それ以上に家族風呂の創設をすると、これビジネスにもつながるのではないかなというふうに思っております。

あと3つ目が、温泉のまちといえる看板の設置ですよ。垂水市には皆さん温泉住宅があるのを御存じですか、温泉住宅。本当にいいです。昨日も敬老会がありましたけどね、みんな肌がツヤツヤしてました。何でかと、毎日温泉に入っているからだろうと自分なりに思ったところでありますけれども、ただ、市内外の人、垂水市に温泉住宅があるということを知らない方も多くいらっしゃる。中には、外から垂水に来て、ここ温泉のまち、温泉住宅もあるんだということを感じ取ると、住んでみようかなと思う人も今後現れるのではないかなと思いますので、その温泉のまちというような看板の設置、これも必要ではないかなと思います。これに伴う当面の財源、どこから持ってくるのかと。私は前も言いました。入湯税ですよ。この貴重な入湯税の財源について、これまで観光振興という大きくなくくりでしか使用されていない。これは本来の趣旨に立ち戻って、温泉事業の保全、活用に特化すべきと考えます。だからまずこの入湯税の財源を活用することから検討してはいかがかなというふうに思いますので、これは要望に代えさせていただきます。それで温泉のことについては、あとはしっかりと行政でやっていただくようよろしくお願いします。

次に耐震工事の状況について、進捗状況について、前田議員の中で全て把握できましたけれども、ただ市長が、もっと積極的な、私エレベーターだけ聞いたんですよ。もっと積極的なやりましょうという声があるのかなといったらやっぱり、安全安心のまちづくりを市民目線で。

あり方検討委員会の意見を聞きながら、ということで、市長自身の回答はいただけませんでしたけども、ぜひエレベーターの設置必要だと思いますので、市長自身も前向きに検討していただければというふうに思います。これはこれで質問を終わりたいと思います。

それと4つ目です。ハラスメントの防止対策について。これは大変重要なテーマだと思います。だから6月議会も話しましたし、9月議会でも話すということで決めさせていただきました。

2つ目の質問として、療養休暇中の職員に対する支援体制についてお尋ねしたいと思います。療養休暇から復職するに当たり、復職支援や配置換え等、どのような具体的な支援策を講じるのか。仮にそこにパワハラがあると認定されていない段階であっても、安全配慮義務の観点から暫定的な異動や配置転換を行う必要があるかと思います。組織としてメンタルヘルスで病んでいる方への心の配慮が最も重要になってくると思います。また、職場復帰するために本人の要望は十分に生かされているのかどうかについて、2回目質問したいと思います。

○総務課長（園田 保） 療養休暇中の職員の支援体制についてお答えいたします。

療養休暇中の職員が職場へ復帰するまでの支援体制としまして、第一に対象の職員から提出された診断書に記載される療養期間を考慮した上で、職員の健康状態や回復状況を確認するため、面談を実施しております。基本的な面談の方法としましては、総務課内に所属している衛生管理者の保健師と、そのほか職員の2名で実施しており、面談では現在の体調や通院、服薬状況及び生活のリズム等の確認に加え、療養休暇に至った背景や復職への不安等を丁寧に聞き取るように心がけているところでございます。

また、面談を行う際、職員の健康状態に配慮し、時期の調整や主治医同席の下での面談など、

職員の状況によって対応を調整しているところでございます。

なお、主治医との連携につきましては、症状の確認だけではなく、職場へ復帰する際の試し出勤や、復帰の前にも業務量や配慮すべき事項について御助言いただきながら、復帰支援プログラムの確認、助言もいただいているところでございます。

必ず試し出勤を実施することで長期に療養休暇した職員がスムーズに職場復帰できるように、業務量や勤務時間など調整しながら、段階的な復職を進めているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 もっと深く追及したいんですけど。あまり深く追及できない状況もありますので。

3回目の質問、組織の改善とハラスメント対策の再確認についてお尋ねをしたいと思います。

本市のことではございませんけども、報復を恐れてパワハラがあったことを正直に訴えなかった。また黙ってほしいと言われた、などといった事例も聞いたことがあります。本市の総務課の調査は、そのようなことがないようしっかりと調査していると言えるのか、相談しやすい環境なのか、その点について3回目お尋ねしたいと思います。

○総務課長（園田 保） 組織の改善とハラスメント対策の再確認についてでございます。

職員への調査につきましては、2回目で答弁したとおり、親切丁寧に職員からの聞き取り、またその関係職員の聞き取りなんかも含めて調査を行っているところでございますが、ハラスメントはメンタルヘルスに深く影響すると言われております。このことを踏まえ、今年度のメンタルヘルス対策としましては、本年6月にメンタルヘルス不調の未然防止とセルフケアの向上を図ることを目的に、入庁から10年未満の職員を対象とした研修会を、また8月には組織の

上席とのかけ渡し役の一翼を担う係長を対象とした研修会を開催しております。今後の研修計画といたしましては、11月に部下への指導と関わり方について、実際の状況を想定した事例をもとに、グループワークの手法を用いた管理職向けのハラスメント研修会を計画しているところでございます。

そのほか、毎年度実施しているストレスチェック制度を活用した職員向けのカウンセリングを行うなど、メンタルヘルス対策の強化に努めています。一般的に職場におけるハラスメントの背景は、コミュニケーション不足とストレスを感じやすい職場の雰囲気、風土であると言われておりますことから、今後も定期的な役職ごとの研修会を開催し、ハラスメントを含め、メンタルヘルスに関する正しい知識の普及とストレスマネジメント力の向上を図るとともに、風通しのよい職場環境づくりに全庁で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 もう一回質問しますけど、最後は、やっぱりハラスメントの総責任者は副市長になるんですか。副市長に対して質問をさせていただきます。様々な要因があって、療養休暇をとるという実態があります。そこに仮にパワハラを訴えた職員に対して、調査中であったとしても、職場環境調整の一環として、上司から一時的な分離や配置替えを可能とする運用を検討すべきではないかと、私個人では思っております。また、精神的被害を訴えた職員の復職支援として、職場復帰プログラムや外部専門機関との連携など、より丁寧な対応が必要ではないかと思います。そのことも踏まえて、副市長の見解をお伺いいたします。

○副市長（坂元裕人） では、議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、様々な配慮については、総務課長から答弁があったとおりだと思いますけれども、

未然防止あるいは初期対応、これに尽きるのかなと思いますし、議員が冒頭言われた風通しのよい明るい職場づくり、これが核となるべきだろうと思っているところであります。そこで、一般論にはなりますけれども、本市でも取り組んでいることも含めて、私の考えを今からお話ししたいと思います。

ハラスメントのない職場には、これは一般論ですけれども、ハラスメント防止規定の周知、2点目に、職員の研修の充実と正しい知識の共有、3点目は、上司と部下間のコミュニケーションの活性化、4点目は、相談しやすい環境づくり、5点目は、長時間労働の是正等の共通の特徴があることから、これらの取組を組織全体で継続的に行うことで、職員一人一人が尊重され、安心して能力を発揮できる職場環境が築かれると言われております。

そこで、本市におけるハラスメントのない職場づくりのために、どんな取組をしているかということをお話し申し上げたいと思います。その中で、特に3点ほど、今年度、力を入れて取り組んでいることがありますので、話をさせてください。

まず1点目が、先ほど議員も話されましたけれども、コミュニケーションの活性化と風通しのよい職場づくり。これは、総務課長も答弁しましたけれども、上司と部下、同僚間のコミュニケーションを活性化させたり、あいさつを交わしたり、相手を褒めたりする、こういう小さな積み重ねが信頼関係を深め、議員のおっしゃる風通しのよい明るい職場づくりにつながると考えており、課長会でもそのことを実践してほしいこと、継続して話をしているところでございます。

2点目は、労働環境の改善。このことも非常にメンタルヘルスを生まないということも含めて大事なことでございます。長時間労働を是正し、部下がリフレッシュできる体制を整えるこ

とはもちろん大切であり、例えば、有給休暇の完全消化やノー残業デーの確実な実施など、ストレス要因を減らすことを、管理職が自ら休暇等をしっかりと取得して、あるいはノー残業デーの職員への声かけ、あるいは指導、そういうものを奨励しているところでございます。

3点目が、これ今すごく言われていることでもあるのですが、多様性を尊重する文化の醸成というところでいうと、現代は多様な価値観や働き方を認め、全ての職員が尊重される心理的安全性の高い職場環境を築くことが求められていることを、課長さん方に十分理解をいただき、そして何よりも根底には信頼関係を築くという取組が大事であるということを再三話をしているところでございます。そういうところを取り組みながら、冒頭申し上げました事前防止であったり、あるいは初期対応を間違わないようにというようなところを、しっかりと確認したいと思っております。

結びになりますけれども、働き方改革は、職場が誰にとっても働きがいのある場であり、誰もが必要とされ、活躍の場があり、風通しがよく、心理的安全性の高い職場環境へと改善していくことで実現していくものと考えております。

これからも、研修の充実を核として、ハラスメントがなく、安心して業務に取り組める、そういう職場環境の構築を目指し、全職員で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ハラスメントの問題ですけど、我々議員にも言えることがあります。今回、北方議長が補正予算に組み入れてもらいました。議員としての研修会がありますよね。我々議員としても、ハラスメントについてしっかりと学んでいきたいと思います。

それで組織全体としてのガバナンス、そして危機管理体制が問われている状況であります。

メンタルヘルスで病んでいる職員が安心して復職復帰できるように、また今後の課題として、実効性のある対策と迅速な対応を求めて、この件は終わりにしたいと思います。

最後、台湾交流事業についてです。市長、総務文教委員会に付託されていますから、総務文教委員会でもしっかりと審議するんですけれども、総務文教委員会には市長が出席されないので、あえてこの一般質問のテーマに入れさせていただきました。市長はこれまで市外出張が多く見られるようで、市長として大変忙しい日々を過ごしておられます。当然市長という役職立場でありますので、様々な会議や陳情も多くあろうかと思います。国内の出張についてはそれなりに理由があり、市民も納得できるであろうと思いますが、今回の台湾出張は市民にとっては大変目立つ事業であります。私は本日の一般質問において地域で困っていることについて、また垂水市の活性化について予算を伴う提案もいたしました。市民の思いである海外との交流事業もよいことだと思いますけれども、その前にまず市民から寄せられている様々な課題に目を向けて市民生活に直結する施策に力を注いでいただきたいと強く申し上げたいと思います。

そこで改めて伺います。準備不足のまま市長自ら台湾訪問を行う必要が本当にあるのか。また今回の補正予算に上がっている約140万円もの予算について、市民の皆様に対してどのように説明されるのか、市長の明確な御答弁を求みたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 垂水市民約1万2,000人いらっしゃいますので、それぞれの立場でいろんな考え方があると思います。個別でいろいろお話ができればいいんですが、やはり体は1つでありますし、例えば振興連とかいろんな場を通して各種総会を通して垂水市の現状、考え方、広報紙などで都度お話をしているつもりで

ございます。ざっくり申し上げますと、この20年間で約50億の借金を減らして、この20年間で約50億の貯金を増やして、一般財源も約80億から145億以上ということで、その財源というのは市民ニーズに応えていくということでございますので、そういった意味におきましては、市民の皆様のニーズに全てとは言いませんけれども、できるだけ応えられるように予算編成をしているところでございます。この台湾交流事業につきましては、先ほどおっしゃったように、唐突にという感があるのは仕方ないことだと思いますけれども、この国際交流の意義、考え方を述べさせていただきますと、国際交流は異文化への相互理解を深めて視野を広げることや、言語能力やコミュニケーション能力を向上させること、そしてグローバルな課題解決に貢献できる豊かな人間性を育むことができると思っております。これによりまして、個人レベルでは多様な価値観を学び、また地域や国家レベルでは国際社会との友好関係を築き、平和な未来につながる基盤が形成されているものと考えているという基本的な考え方方がございます。

先ほど、今回の視察目的などにつきまして、企画政策課長がお答えをしたところでございますけれども、本市における台湾交流の経緯ということにつきましては、約3年、5年ぐらい前でしょうか、熊本に台湾TSMCの進出ということがございまして、航空のアクセスなんかも、どちらかというと鹿児島から熊本のほうにシフトしていく傾向がございまして、鹿児島県でも知事を初め大変危機感がございまして、台湾を中心にアプローチをしてこられました。我々もたしか3年ぐらいだったと思いますけども、県の市長会においても意識を共有して、しっかりと我々もアプローチをしていこうということで、市長会の台湾視察が始まったわけであります。そのときに、県下19市の中で14市の首長が一体となって、台湾の連携強化ということで福岡経

由から飛んでいったという経緯がございます。その際に、今回の台湾総領事にもお越しいただきました、いろいろお話をする中で、幾つかの市はしっかりとその交流事業をスタートしております。私としては、そのときからこのことは考えていたということでございますけれども、その後ですね、度重なる交流も含めながら、喫緊では6月27日に福岡にある台湾総領事の陳銘俊総領事が、ちょうど曾於市との連携がございまして、20周年記念に参加するということで、ぜひ垂水市にもということでございましたので、先ほど担当課長が申し上げたように、来ていただけるのであれば市内の観光でありますとか、いろんなよさを体感していただきたいということで、夜にも交流会を行いながら、先ほどお話しいただいたような流れで、御提案もいただいたということでございます。

私以前から国際交流の交流先として、台湾というの非常に興味を持っておりまして、教育委員会の事業でもあります青少年海外派遣事業も派遣先につきましても、コロナ禍以前は香港ということでございましたけれども、いろんな社会事情もございまして、来年度の再開に向けて台湾を調査対象としているところでございまして、今回、総領事の1週間後の台湾の候補の御提案もいただきまして、先ほど申し上げたような一連の流れになっているということでございます。

いろいろ申し上げましたけれども、先ほど堀内議員がおっしゃった唐突なイメージがあるというのは、そのとおりなのかもしれませんけれども、そうではなくてずっと昔から考えていて、各市町と合わせて、そのことの交流も水面下ではやっていたわけですけれども、今回、台湾総領事の方々がいらっしゃって、先ほどA市、B市みたいなところがありましたけれども、子どもたちが交流を深める市町も含めて、検討する、そのために今回視察に行くわけですけれども、一

般の職員が行つても最終的に私の方で判断をしなきやいけないという立場でございますから、実際できるだけ限られた人数で、現地を視察して、よりどこの地域と連携をしたら、垂水市にとってもメリットがあるのかというところを見ていきたいという考え方のもとでの提案であります。

○堀内貴志議員 では時間がありませんで一言。夢の翼って教育委員会がやる事業もあるんですね。これが何か香港から今回台湾に変わるこという情報もお聞きしました。まずはその夢の翼を軌道に乗せてから改めて台湾視察ということも考えていいのではないかというふうに思いましたので、一言添えて今回の質問はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。次は11時35分から再開いたします。

午前11時23分休憩

午前11時35分再開

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、持留良一議員の質問を許可いたします。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 それでは、質問に入っていきたいというふうに思います。

先ほどから災害の対策の問題、いろいろ支援の必要性、言われていました。特にまた米問題がこの10月からどうなるのかという点では、安心できない点もありますけども、いろいろと私たちも注視しながら、必要があれば、国に改善を求めていたりとか、対策を求めていたりとして、議会として取り組んでもいきたいというふうに思っています。

今回の質問は4点から市政を問いたいと思います。

最初の質問は、市長の政治姿勢について伺います。

先の参議院選挙で外国人を敵視する、排外主義の潮流が現れました。日本共産党は、諸国民との平和的友好関係を築くためにも、排外主義は許されない、差別反対立場で連帯し、断固反対をしていきたいと思っています。また、これらの言説をめぐって、様々な運動団体や専門家が事実を提示し、外国人との共生のために声を上げています。

こうした動きの中で、7月24日、青森市で開かれた全国知事会議では、排外主義の否定と多文化共生社会を目指すことを盛り込んだ青森宣言が全会一致で採択されました。皆さんのお手元にも配付させていただきました。趣旨は、1万年以上の長きにわたり、平和で協調的な社会を築き、縄文の独特的な文化を今に伝える世界文化遺産の地、青森。争いよりも対話、異なる意見を尊重し、困難なときこそ温かい心で一人として置き去りにしない、地域の持つ日本の原点ともいるべき普遍的な価値や豊かさを実現してきたのがこの青森の地、排外主義、排他主義を否定し、多文化共生を目指す我々47人の知事がこの場に集い、対話の中で日本の未来を開くことにふさわしい舞台となったと宣言をしています。

排外主義を否定する姿勢が明確に表明されました。また、外国人は日本人と同じ生活者であり、地域住民という内容の多文化共生を求める提言もまとめられました。今後、政府に対して包括的な戦略的制度整備を強く求める方針にもなっています。そこで、4点について、市長の姿勢と考え方を問います。

1つは、再確認する上で、外国人との存在と地域社会を支えるという現状の認識をどう捉えているのか。

2点目は、排外主義が招く危険性についてどう考えているのか。

3、デマを許さない立場を共有できるか。

4、どういう社会を目指すべきと考えるか。

以上の点について御回答ください。

2番目の質問は、高齢者及び障害者等の支援策について問います。

その中の1点目は、補聴器助成制度についてです。

この問題については、何回か取り上げて質問をしてきました。その間に、全国では補聴器助成制度が各地に広がってきています。また、国においても大きな変化、取組が生まれています。2023年には、難聴の早期発見のモデル事業は取り組むまでになってきています。国の事業としていくためにも、全国的な補聴器助成制度の実施を広げていくことではないかと私は考えています。そこで、以下の2点について質問します。

1つは、43都道府県、473自治体まで広がっていることについて、どう考えるかをお聞かせいただき、また、取組での課題はどのようなものがあるのかお聞きをいたします。

財政的な問題として、保険者機能強化推進支援金、介護保険保険者努力支援交付金の目的の中に、認知症総合支援の取組に、25年度から新たに認知症の総合支援の一つとして、難聴高齢者の早期発見、早期介入等の取組の評価指標が入りました。どのような目的内容の交付金か、補聴器は購入にも活用できるのか、お聞かせください。

2点目は、高齢者及び障害者の難聴支援について伺います。

補聴器は静かな場所で、少人数で効果がありますが、講演会など他の音がよく聞き取れないと、意見や声が寄せられています。それを補償するのが、集団補聴システム、リキループです。デフリンピックでの活用が期待されています。そこで伺いますが、本市での難聴者の聞こえを支援するヒアリング、いわゆるリキループ導入の必要性と、本市の課題について伺いたいと思

います。

3点目は、高齢者のごみ出し支援について、4点質問します。

この問題については、以前も質問し、他の議員の方も質問されている問題です。今回質問するに当たり、国の取組について改めて調査もしました。そこで分かったことは、1つは、積極的に政策実行に向けて、自治体への具体的な支援の取組が進んでいることでした。2つ目は、実行するための財政的な支援です。そこで、以下の4点について質問します。早急な具体化を要望いたします。

1つは、国及び県内の実施状況はどうなっているか教えてください。

2点目は、その中で支援方法はどのようなものがあるのか伺います。そしてその取組の効果はどうなのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

3点目は、高齢者等のごみ出し支援に対する国の動き、いわゆる特別交付税、この動きはどうなっているのか、お聞かせください。

4点目は、早期実施に向けての課題について伺います。

最後の質問は、犯罪被害者等の支援条例制定の問題について伺います。

この問題を取り上げた理由は、新聞に県内の自治体での条例の制定が遅れているとの記事からでした。特に注意を引いたのが、被害者は地元の病院に受診しづらく、仕事に行けず収入が減るなど困難を抱える。必要支援のためにも、各県内で動きが加速してほしいという訴えでした。今日様々な犯罪等を考えると、他人事ではなく自分の問題としても、また市民の問題としても、市として早急な検討が必要と私は考えたからであります。

県内には、伊仙町をはじめ3町、鹿児島市、そして県が2010年に施行されています。全国の自治体で、犯罪被害者支援に特化した条例の制

定の推進に取り組んでいる公益社団法人全国被害者支援ネットワークの機関誌には、犯罪の被害に遭われた本人、家族、御兄弟、関係者が全国どこでも安心して暮らせる必要なだけの質の高い支援を受ける基盤として、犯罪被害者等の支援条例制定の早急な取組が必要と訴えています。そこで、以下の点について、見解を伺います。

犯罪被害者等支援はどういうものなのか、再度お聞きしたいと思います。

2点目は、県内の条例の制定状況はどうなっているか。

3、法の目的からも制定が求められていると考えますが、本市の取組状況と課題、今後の取組があるのか、伺います。

再質問は、保留いたします。

○市長（尾脇雅弥） 現状の認識の捉え方につきましてお答えいたします。

私自身は、今日、グローバル化が進む中で、多様な文化や価値観を共有する社会を築いていく必要があると考えております。現在、多くの外国人の方々が水産業をはじめとする貴重な労働力として御貢献をいただいていることや、様々な交流イベントへ参加していただいていることなどを通じて、地域社会に多様性を受け入れる土壤が醸成され、そのことが豊かで活気あるまちづくりに寄与しているものと認識しております。また、平成25年度から、民泊事業としてインドネシアや香港などからの学生を受け入れるなど、国際交流に努めるとともに、本市の魅力につきましても広く発信してまいりました。

一方で、外国人の方々が生活する上で、言葉や生活習慣の違いなど、様々な課題もあると認識しております。そのため、本市では、令和6年度に地域おこし協力隊の制度を活用し、垂水市多文化共生まちづくりコーディネーターを配置し、日本語教室や交流イベント、日本の生

活相談、広報市での取組状況の周知などを実施しているところでございます。本市の最上位計画であります第6次垂水市総合計画兼第3期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、多様で寛容性のあるまちづくりを推進することを掲げておりますことから、今後も引き続き外国人の方々とともに、垂水市の明るい未来を築けるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、排外主義が招く危険性につきましてお答えをいたします。

広辞苑によりますと、排外とは外国人または外国の文化、思想を排斥することとあり、排斥主義は偏狭な民族主義、排外的な愛国主義と定義されておりまして、私自身は、排外主義は地域社会の安定と発展に関わる問題であると認識をしております。本市といたしましては、先ほども答弁いたしましたとおり、最上位計画であります第6次垂水市総合計画兼第3期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、多様で寛容性のあるまちづくりを推進するとともに、第2次垂水市男女共同参画基本計画に基づき、人権の尊重や国際的強調についても推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、デマを許さない立場の共有につきましてお答えをいたします。

私自身は、デマとは誤った情報や虚偽の主張によって市民の間に混乱や不安を生み出すものであり、人権を脅かし社会の健全性を大きく損なう行為であると考えております。

また、デマが広がることにより、特定の個人や集団が不当に傷つけられることがありますことから容認されるべきではないと考えております。

次に、どういう社会を目指すべきかについてお答えいたします。

令和7年第1回市議会定例会にお示しいたしました、市政方針におきまして、まちづくりの

目標として、笑顔があふれるまち、安心なまち、うるおいのあるまちの3つを掲げ、元気な垂水市の実現を目指すことについて申し上げましたが、この元気な垂水市の中には、外国人の方々も含まれております。私自身は、全ての人が、個性や文化、多様な背景を互いに認め合い、尊重しながら対等な関係性を築き、地域社会の一員として共に生きていく社会を実現することは、地域の活力を生む源であり、より豊かな未来へつながる大きな力と考えております。引き続き、元気な垂水市の実現のため、邁進してまいりますので、議員の皆さんにおかれましても、御理解と御協力をいただきますよう、この場をお借りしてお願いを申し上げます。

以上でございます。

○福祉課長（新屋一己） 43都道府県473自治体にまで広がっていることについて、どう考えるか、また課題は何かについてお答えいたします。

全日本年金者組合大阪府本部の資料によりますと、令和4年10月31日現在、補聴器の助成を実施している自治体は、114自治体となっておりました。それを考えますと、現状約3年で4倍以上の自治体に補聴器の助成が広がっていることになります。全国の自治体数と比較しますと、実施している自治体はまだ3分の1に満たない状況ではございますが、その多くが対象者を65歳以上とし、高齢者支援の部署での実施が多く見られます。また、たるみず元気プロジェクトで御協力いただいている鹿児島大学の牧迫教授が参加された国立研究開発法人国立長寿医療研究センターを中心に実施した研究チームの調査研究においては、たるみず元気プロジェクトのデータ解析等も活用され、地域在住高齢者では、難聴があると認知機能低下の合併が1.6倍高いことや、日本では補聴器の使用率が海外よりも低い傾向にあるとの研究結果が報告されております。そのようなことから、今後高齢化

率が高い本市においても、障害者支援としてだけでなく、高齢者支援として認知症対策、ヒアリング困難やそれによる社会的孤立の予防対策など、高齢者支援が必要と考えております。

以上でございます。

次に、国の動きや取組、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金についてお答えいたします。

海外の調査研究で、予防可能な認知症の危険因子として、45歳から65歳未満の中年期に難聴の影響が多いことが明らかになってきており、このことを契機に、保健福祉行政の視点からも注目されるようになってまいりました。難聴になるとコミュニケーションに支障が出ることが増えていき、人と会話することがおっくうになり、引きこもりがちになることで社会的活動が減っていくという負のサイクルから、認知症のリスクが高まるとも言われております。そのような中で、令和6年9月改定の高齢社会対策大綱に、加齢による難聴等への対応が追加され、社会全体で難聴への理解を深めることや、早期発見、定期的ケアの重要性の普及啓発を図ること、補聴器等については、聴覚機能に関する技術の研究開発を推進するなどの高齢者向け医療機器の実用化を目指す臨床研究等を支援することや、質の高い補聴器販売者の養成等を図る取組を推進していくことが示されたところでございます。

次に、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金の目的内容についてお答えいたします。

平成29年の地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組が制度化されました。この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価でき

るよう、客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されております。

また、令和2年度から公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、先の保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金が創設され、介護予防、健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、配分基準のメリハリづけが強化されたところでございます。

加えて、令和7年度からの介護保険保険者努力支援交付金の評価指標に、先ほどの高齢者対策大綱に新しく記載された、難聴高齢者の早期発見、早期介入に係る取組が追加され、難聴に関する普及啓発の取組、早期発見の取組、耳鼻咽喉科等の受診状況の把握や受診勧奨の取組などを実施している自治体にインセンティブを与えられるものとなりました。

このようなことから、本交付金は市町村の取組に対し、評価指標の達成状況に応じて交付され、介護保険特別会計に充当し、総体的に活用するもので、直接補聴器等の助成に活用できるものではございません。しかしながら、現在、たるみず元気プロジェクト・健康チェックのデータを本市で有効的に活用する事業の検討を、保健課、市民課国保係、福祉課の3課において始めているところであります、その中で、福祉課においては、聴力検査、認知症等のデータを参考にして、認知力低下による医療機関への受診勧奨、定期的ケアの重要性の普及啓発を行うとともに、難聴者の方々への補聴器の購入助成について、制度設計、財政確保等の検討を早急に取り組むよう、市長より指示がなされたところでございます。

以上でございます。

続きまして、ヒアリングループ導入の必要性と本市の課題についてお答えいたします。

議員御提案のヒアリングループとは、イベントホールや会議室、雑音が多い窓口などで活用する集団補聴システムの一つで、専用機器を通じて床下に設置したケーブルアンテナで誘導磁界を発生させ、直接補聴器や人工内耳への音声を伝えるものであり、アンテナの埋設工事と補聴器等の使用が必要であると認識しております。

このほかに、集団補聴システムとしては、FM補聴システム、赤外線補聴システム、Wi-Fiリスニングシステム等があるようでございます。

難聴者支援は、本市の第9期介護保険事業計画の基本目標である、たとえ介護が必要になっても障害、認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまち実現や、第7期垂水市障害福祉計画の施策の展開として掲げるコミュニケーション手段の確保推進のためにも大変重要であり、聞こえのバリアフリー化も進めいかなければならぬ課題であると考えているところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（有馬孝一） 高齢者等のごみ出し支援の全国及び県内の実施状況についてお答えいたします。

全国の状況については、令和3年に環境省において実施いたしましたアンケート結果によりますと、何らかのごみ出し支援サービスを実施している自治体の割合は34.8%であります。また、県内の実施状況については、県内の19市に確認したところ、本市を含め11市が何らかのごみ出し支援サービスを実施していることを確認しており、うち4市がごみ出しの戸別収集サービスを実施済みであることを確認しております。

以上でございます。

続きまして、高齢者等のごみ出し支援の方法と効果についてお答えいたします。

現在、生活環境課では、相談があった際は有料になりますが、市内の一般廃棄物処理業者

によるごみ収集による方法を紹介させていただいております。事業者によりますと、有料でのごみ収集は、週一、二回を基本といたしまして、全体件数といたしまして30件程度あり、うち高齢者や障害者などのごみ出しが困難な方々については15件程度とのことでございました。

また、福祉課とは、これらの状況のほか、高齢者等のごみ出し支援制度に係る県内他自治体の取組状況等について情報共有を図り、支援制度に係る意見交換を行っているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（新屋一己） 福祉課における支援の方法と効果についてお答えいたします。

福祉課では、高齢者等を地域で支え合うための取組として、生活支援体制整備事業を推進しており、地区ごとに委嘱しております第2層生活支援コーディネーターを中心に、地域の課題を地域で話し合う第2層協議体を設置することで、お互いに支援する体制づくりを進めているところでございます。

各地区の協議体では、地域の高齢者の見守りや居場所づくり、災害時の対応等、地域における高齢者等の困りごとについて、どのように地域で支援していくかなどの話し合いが行われております、その中でごみ出し支援が必要な方についても協議がなされ、地域住民による支援が実施されているところでございます。そのような中、本年7月16日に開催されました各地区の第2層生活支援コーディネーター等で構成される第1層協議体垂水市地域支援支え愛会議におきまして、各地区的活動報告の中で、ごみステーションが遠いためごみ出しが大変であるとのことや、交通量の多い国道を渡らなければごみ出しができない、外国人の対応が大変などの課題に對して、振興会の枠を越えて近くのごみステーションにごみを搬出できるよう、地区内で話し合いを行ったケースや生活環境課で作成している

外国語対応のパンフレットを使用して、独自で外国人に説明会を行い、課題解決を図ったケースの報告があるなど、一定の効果が見られているところでございます。

また、この会議の内容につきましては、生活環境課と情報共有を図ったところでございますが、行政としましても地域の力のみを頼るのではなく、地域の中で対応が難しいケース等もあることから、今後も情報共有を行いながら連携して必要な支援等を検討する際の参考としていきたいと考えております。

以上でございます。

○生活環境課長（有馬孝一） 続きまして、高齢者等のごみ出し支援に対する国の動きは、についてお答えいたします。

近年、高齢化の進展等を背景に、ごみ出し困難な状況にある世帯が必要な支援を受けられないケースが増加していることを受けて、国として各地方公共団体によるごみ出し支援の取組を後押しするため、令和元年度特別交付税3月分の算定より、高齢者等世帯に対するごみ出し支援が創設されております。対象経費としましては、単身の要介護者や障害者などのごみ出しが困難な状況にある世帯の支援として、市が実施する個別回収に伴う増加経費等について、特別交付税措置が講じられることになったところでございます。

以上でございます。

続きまして、早期実現に向けた課題等につきましてお答えをいたします。

高齢者等ごみ出し支援につきましては、関係課で協議を重ねているところではございますが、先ほどの福祉課長からの答弁でもありましたとおり、本市といたしましては現在のところ福祉課が互助による地域づくりを取り組んでおりますことから、現時点では福祉課所管の生活支援体制整備事業での対応を推進していくこととしております。

しかしながら、互助による支援を超える場合、公助による補完的な方策としての高齢者や障害者の方に配慮した収集システムなど、事業を実施におきましては、利用者の要件、支援対象とするごみの種類、収集頻度等の検討、また現在実施しております民間事業者との調整等、様々な課題がありますことから、今後も他自治体の高齢者等のごみ出し支援の状況等を参考に、関係課と連携し調査、研究、協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（園田 保） 犯罪被害者等支援制度についてお答えいたします。

犯罪被害者等支援制度は、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族、または重傷病、もしくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者等に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害者等を早急に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもので、災害被害者等基本法として、平成16年12月に施行されております。

この制度における犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付されます。給付金の支給を受けようとする方は、住所地を所管する鹿児島県の公安委員会に申請を行うことができますので、詳しい内容につきましては、鹿児島県警察本部の総務課や、鹿児島県のくらし共生協働課に設置された犯罪被害者等支援相談窓口を案内することとしております。

また、加害者に対して損害賠償の請求したい場合や、法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられる法テラスの紹介も併せて行うこととしております。

続きまして、県内の条例制定の状況についてお答えいたします。

鹿児島県くらし共生協働課によりますと、犯罪被害者等に特化した条例の制定については、鹿児島県をはじめ市町では鹿児島市、徳之島町、天城町、伊仙町及び与論町の5自治体でございます。

続きまして、本市の取組状況と今後についてお答えいたします。

本市においては、市民課相談係や総務課に対しての相談は現在のところございません。県内においても、制定市町が少なく、制定に関する情報も少ないため、当面の間、鹿児島県のくらし共生協働課に設置された犯罪被害者等支援相談窓口などへの相談を紹介することとし、条例制定につきましては、他の市町の制定経緯や状況を調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。次は1時20分から再開いたします。

午後0時6分休憩

午後1時20分再開

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○持留良一議員 再質問をさせていただきたいというふうに思います。

最初は、先ほど言った多文化共生社会をどうつくっていくのかという点で資料をお示ししましたけども宣言と裏のほうは全国市長会が出している提言ですので、ぜひ見ておいていただければというふうに思います。

今、この提言の中では在留外国人は約377万人、外国人労働者は230万人と過去最高だと指摘もしています。だから外国人は日本人と同じで生活者であり地域住民だというこの視点、捉え方が大変重要だというふうになってきてているという提言もこの中ではしています。提言で、受入分野の柔軟な設定や手続の簡素化、迅速化、自治体の日本語教室や相談窓口への国の予算の措

置の強化、日本語教育への医療通訳、オンライン支援の全国整備多文化共生施策の根幹となる基本法の制定、司令塔の新設という形で出されています。それでこの中でまとめた鈴木知事は外国人が国内で生活することへの対応は、これまで自治体任せになってきた。国が主権を持って施策に取り組むべきだ。まさにそうだと思うんです。自治体は先ほど市長が言ったとおり、一生懸命、様々な角度から取り組んでいるということを言われましたし、私もそれについては評価をしますし、進んでいるんだなというのを改めて実感もさせてもらったところであります。

問題は、今後どうしたらこれが推進していくかという多文化社会をどうしたら推進していくかというやはり実効性のある取組が求められているというふうに思うんです。先ほど総合計画の中での位置づけとか男女共同参画での位置づけ、中身が出てまいりましたけども、例えば、共同参画の中では位置づけとして高齢者、障害者、外国人等から安心して暮らせる環境づくりと、こんな形でまとめられて、外国人が安心して暮らせる環境づくり、関係団体と連携のもと、生活に関する相談に対応します。また地域社会において地域に暮らす外国人と地域の人々が共に参画できるような相互理解と交流を促していくというふうに書かれています。非常に重要なこの点もしているんだろうなというふうに思います。そういう中で、私は実行される取組をなぜ求めるかというのは具体的にどうしていくんだという部分がいろいろ出てくると思うんです。

これはもう回答は要りませんので、私なりに3点まとめてみたので、ぜひ、理解していただけるかどうか分かりませんが、実行していただければと思います。

私は、1点は多文化共生社会や男女共同参画社会を否定する排外主義に抗議し、臆することなくこれまで進めてきた多文化共生事業や男女

共同参画をさらに拡充させていく、この点が非常に私は重要だと思うし、さつき言った男女共同参画の中にはまだ十分にそのことがうたわれていないんじゃないかなと思いますので、ぜひこれは検討もしていただければというふうに思います。

2点目として市民の人権を尊重し、多様性を認め合う差別のない社会づくりの必要であれば推進条例、やっぱりこれが市民にとっても模範になるんだと垂水市はこういう方向を目指していくんだよという、そういう条例、これが私は必要だと思います。この点でやっぱり市民に理解と周知を図っていくと、人権意識の向上にこれ結果としてつながっていくだろうというふうに思います。

3つ目は、正確な情報の発信だと。様々な形でいろんな情報が飛び交いますよね。その中でやっぱり大事なのは市がそういう確かな情報をちゃんと問題があったときには流していくと。今、市は広報無線で問題があったときにはいろいろと気をつけてくださいとか、様々な情報も発信されています。これは、行政だから市民の皆さんもそうなのかと、安心して見られる部分もあるんでぜひ正確な情報を発信していただければというふうに思います。

そういう意味で実効性のある取組として私3点を上げますので、ぜひ御検討をお願いしたいというふうに思います。

それとあと紹介遅れましたけど、松ヶ崎小学校、これは松原小学校、人権週間で、なるほどなと思ったのは例えば松ヶ崎小学校は昨年の12月、女性、子供、高齢者、障害のある人、アイヌの人々、外国人等に対する人権侵害、朝鮮当局による拉致問題、HIV感染、ハンセン病患者に対する差別等、様々な形で小学校自体もこんな形で取り組んでいるって、私も初めてこれを見たときに一生懸命小学校はそんなに取り組んでるんだなと思いましたので、改めてこれも

御紹介だけにしておきたいというふうに思います。

次に補聴器の問題ですけども、私は前向きな回答があつたかなというふうに思ってるんですけども、これは、山梨日日新聞です。

4月28日付の新聞ですけども、県が補助費用を補助という形でこれで東京都、山梨、あと1つあつたんですが、要するに3件、全自治体で取組が進んできているということを1つは御紹介しておきたいと思います。こんな形でこの問題で重要なのはやっぱり地域から声が上がっていっているという点だろうと思うんですよね。この点について、福岡厚生労働大臣はどんなことを言ってらっしゃるかというと、私たちも公費でできたら制度としてつくってほしいという要望を出して国会でも日本共産党の委員が質問をしてるんですけども、厚生労働大臣は公費での助成が適切かどうか各自治体の取組に注視すると。要するに自治体がどれだけそれに対して支援をしていくのか。そのことによって国が公費でしっかりと取り組んでいくこともあり得るんだということだと思うんです。この一つの例が学校給食の無償化の問題だと思うんですよ。これは本当に本市も市長が先駆けて自治体でも取組をされましたし、全国でも今本当にすごい勢いで広がってきてると思うんですが、これが通つたらやっぱり国が国の事業として取り組まなきやならないというところまで広がってきてると思うんです。

そういう意味で、やっぱり地方から声を上げていく要求運動を自治体としては取り組んでいく、そこに一つの公費助成への突破口が開けていくと思うんですけども、その点でやっぱりこの点で、先ほど言いましたとおり広がってきてるということがありましたが、2025年9月1日現在で482まで広がってきました。この7、8月で5の自治体がこれを実施していくということで、先ほど言いました東京都、新潟、山梨、

全自治体で取り組む、なおかつ全国で482の自治体が取り組んでいるということです。これだけにこの問題の重要性が分かってくるだろうし、また国も、国としての取組をどんどん進めていくことがあると思います。一つは最近直近のところでは、2023年早期発見のモデル事業、厚労省が位置づけたという点が非常にまた大きい問題だと。これもやっぱり国としても見過ごすことのできない重要な事業だということでこんな形になってきているというふうに思います。

この点については、再度確認しますけども、市長、この公費助成について取組をどのような形で進めていくのかお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど担当課長が答弁したことが基本になりますけれども、やはり元気プロジェクト、元気で長生きという中で約1.6倍、難聴があるといろんな問題があるということが分かってまいりましたので、それに対してお困りだということで、しかし、全部というわけにはいきませんけれども、我々が何かしらの支援をさせていただくことによって、その問題が解決できるということがあるのであれば担当課長申し上げたように、財源とか制度設計とかを見ながら、より問題解決に向けて前向きに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○持留良一議員 この問題というのは本当に重要な高齢者、障害者もそうなんですけれども、特に高齢者をめぐる問題で重要な取組で聞こえないと聞こえにくいということをどう解決していくのか、そのことによって聞こえることによって社会に参加していく、主体的に参加していく、その広がり先ほど認知症の問題でもありましたけど、聞こえにくいということによって社会参加も閉ざされる、話もなかなかしない、しかしそこにそういう形で広がっていけば、そういう新たな世界をつくっていくという点で非常に重要な取組ですので、ぜひ積極的に取組を進

めていただきたいと思います。

福岡労働大臣も補聴器をつけていらっしゃいます。そういう話もされました。

そういうことがありますので、ぜひこの問題については早急な対策が私、必要だと思いますので、テンポも早めて取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、高齢者のごみ出し支援についてお聞きをします。

これを取り上げたというのは、廃棄物処理計画中期見直しがあったと思うんですけども、行政の取組のほうで高齢者等に配慮した収集サービスの検討の中に、ごみを排出することが困難な高齢者や障害者の方に配慮した収集サービスを必要と考えることから、新たな収集サービスについて検討するということだったんですよ。こんな形で計画に出されていました。

それで先ほど言いましたとおり、国の動きというのはどうなっているんだろうということでも調べてみたんですけども、最終的にはこういうごみ出しの支援導入手引きというのまで出されています。2021年3月ですけど、その前にはごみ支援導入ガイド案これ事例書ですけど、いろんなところの。その前には令和3年には高齢者ごみ出し支援制度導入手引きというのもいろんな形で、国が政策的にも支援をしています。

先ほども言いましたとおり、財政的な支援も行っていくという問題だと思うんです。これもやはり重要な点は高齢者、障害者の方々が当然高齢者は増えていきますよね。また、障害者の方々も地域で生活をしていきたいと。しかし支援がなかなか難しいと。私たちも地域の高齢者の世帯には出向いて、ごみ出しの日には一緒にになって出しますけども、それにもやはり限界があるんですよ。そうなってきたときにやはり公的なこういう形での支援がどうしても必要になってくるというのがもう生活の一端から見て

も切り離せない問題だと思うんです。ここにこういう形で国が制度的にも技術的にも財政的にも支援をしていきますよというこういう状況にあると思うんですよ。そういう中でやっぱりそれらの政策をどう生かしていくのかというのがそれぞれ自治体のある意味にとらまえる視点だろうと思うんですが、先ほど現場も大変だと思うんですよ、確かに。また新たなそういう企業が入ってくるとどうなるんだというのがありますけども、しかしそこは高齢者の皆さん障害者の皆さんが生活していく上で重要な取組の一環ですので、このあたりをどうしていくのかという早期な私は対策が求められていると思うんですが、市長の新たな見解をお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 先週1回市長席におりましたら40代ぐらいの女性の方が3つのお礼と1つの要望ということで参られました。3つの要望の中には、高校生までの医療費の無償化とかいうことによって息子さんがアトピーなんだけれども、高額の注射を定期的に受けられるようになってよかったですという話と、一方でごみ出しの問題、東京に住んでおられましたので、ごみで何でも出すんだけど財源ありますから、地方はなかなかそれが難しいということあります。基本的には自助、共助、公助だと思います。生活される中で出たごみでありますから。しかしながら高齢でそのことが難しい、あるいは障害を持っておられて、そのことがかなわないということになりますと、それはやっぱり行政として何らかの支援が必要だろうというふうに考えております。全国的にも35%弱の自治体がそれに取り組んでいるということであれば、また新しい仕組みも考えながら、どうやったらその問題解決できるかということを研究して、また協議して少しでも前に進めていきたいと考えているところでございます。

○持留良一議員 この問題は先ほど福祉のほうからも回答があったとおり、全国でも連携しな

がら取組が進められていると、いわゆる要支援者の日常生活支援事業と訪問介護、こういう中でも取組がされているということです。多くは地域のコミュニティの先ほど出ました例えばボランティアがその役割を果たしているんだということでしたけども、やはりそれにも限界があるということです。2015年7月に国立環境研究資源循環環境廃棄物研究センターの調査結果が出ているんです。全国の自治体調査をしまして、どうだったんだということをデータで出したんですけども、やはり高齢者の世帯数の増加について利用者も増えてきている、これは当然だと思うんですけども、要は先ほどの補聴器の問題もそうですけども、高齢者や障害者の皆さんがどうして安心して暮らしていくかという、その中で行政が何ができるんだ、何が責任、役割で問われているんだということがこう一つの制度をとってみても見えてくると思うんです。そこから障害者の方々の生活、高齢者の生活が見えてくると思うんです。そこにどういう役割を果たしていくのかというのは、私は、自治体の役割だと思いますので、ぜひこれも先進的な様々な取組もあります。ぜひ、担当部局におかれましては大変かもしれませんけれども、ぜひ一層の調査研究して、一刻も早くこれが実現できるようにお願いをしておきたいというふうに思います。

最後ですね。なかなか条例制定というのが難しいというような回答だったかなと思うんですが、私はこれを理解するために、弁護士連合会が声明を出していましたのを読んでみました。犯罪被害者条例を制定することを求める声明です。それによると犯罪被害者は何の準備のないまま突然被害に巻き込まれ、特に重大な被害に遭った被害者は事件の翌日以降、従前と同じような生活を続けるのはまず不可能であると。その上、捜査協力のために何度も警察に足を運んで時間と労力を使い、精神的にも経済的にも、

有形無形の負担は計り知れない。さらに被害者が亡くなった事件では、近親者の死を悼む暇もなく、複数の役所に複数の窓口にそれぞれ出向いて数々の行政手続をしなければならず、そのたびに被害に遭ったことを繰り返し説明することを強いられると。

そして、弁護士による犯罪被害者に対する支援活動に全力で取り組むが、市町村こそが被害に遭ったとき市民が頼れる最も身近な組織である。住宅の確保や雇用支援、家事、育児、介護などの直接支援や保健医療等の直接支援など被害者の支援などのためにできることは極めて多い。しかしながら現場の自治体職員が熱心かつ自主的に被害者救済のために活動に取り組むとしても条例の法的根拠がないまま活動するには限界がある。条例の制定の必要性をここで説いているんです。そして最後に犯罪被害者等が被害を回復してまたは軽減し、再び平穏な生活といったものができるよう支援するための施策の策定、実施は国だけの責任ではないと。

地方自治体公共団体も適切な役割を踏まえ、地域の状況においてそれに行う責務を有するとこの裏の犯罪被害者等支援基本法5条に書かれている内容です。伊仙町の条例の目的を読んでみましたが、この条例は犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め町及び町民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とするということで、犯罪被害者等支援条例がつくられた、これは不適当になっています。

この2つをちょっと早かったですけども、これを受け、先ほどの3番目の本市の取組の状

況と課題、今後、これについてぜひ早急な対応をしてほしいということを要望しますけども、まず課長から、その後市長お願いします。

○総務課長（園田 保） 今議員のほうで発言がありましたけれども、法の第5条、地方公共団体は基本的理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域に応じた政策を策定し及び実施する責務を有するというふうに記載しております。その次の条から具体的なところが書いてありますけど、市町村ですべき施策としては、損害賠償請求に対する援助等、それから給付支給に関する制度の充実等、それから保健医療サービスとの連携、情報提供、安全の確保、それから先ほど言わされましたような居住の安定、それから雇用の安定、このようなことが法律のほうにうたってあるところでございます。

そうした中で、県や市の責務として犯罪被害者等基本法、これに基づき地方公共団体は先ほども申しましたけれども、犯罪被害者等の支援等に関し国と適切な役割分担を踏まえてと記載がありますように、地方公共団体の地域の実情に応じた施策というふうに記載しておりますことから、県の相談窓口ネットワークの一つとして、相談対応、情報提供、関係機関への橋渡し、経済的な支援、精神的なサポートなど犯罪被害者に寄り添った窓口対応が求められているというところでございます。

ですから、県の役割、市の役割というのが地方公共団体それぞれあると思いますので、そういった意味でしっかり調査研究しながら、まだ条例をつくっている市も少のうございますので、そういうところをしっかり調査研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 私、この御質問に対しては、詳細全て理解しているわけではございませんが、基本的には国の法律や条例に従って、た

だいま総務課長が申し上げたようなことが基本だと思います。

しかし、事案が発生をして、加害者、被害者がいらっしゃる中で、被害者っていうのは本当に持留議員おっしゃるとおり、突然いわれもなくというか、そういう状況に陥るわけありますから、そこをどうやっていくのかっていうのは大事なことでございまして、現状、総務課長が言ったような役割分担とか、いろいろ課題はあるんだと思いますけれども、じゃあそれでいいのかっていうのはまた違う視点も必要だと思いますので、現状において何ができる、どう犯罪被害者が救われていくような道があるのかというのは今後検討してまいりたいというふうに思います。

○持留良一議員 この問題でも全国でもいろんな形で制定状況等、課題とかいう形で、今の状況をいろんな形で社会に訴えています。そして、なおかつ今回私が注目を引いたのは、必要な支援のためにも県内で動きが加速してほしいという当事者も含めた形で支援する人たちがそのことを望んでいると。そうでなければ、あるところはそういう条例が、ないところはもう全くそれもないということで、もう被害者の方がどう対応していいのかって、様々な状況も出てくると思うんです。そういう意味でいうのはやっぱり基本となる自治体、市町村もその条例が制定されることを望んでらっしゃいますので、ぜひ早急な対策を求めて、私の質問を終わりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（北方貞明） 次に、1番、高橋理枝子議員の質問を許可いたします。

〔高橋理枝子議員登壇〕

○高橋理枝子議員 こんにちは。お疲れさまです。先ほどの持留議員の犯罪被害者等の条例についての御質問を興味深く拝聴いたしました。

早速私の質問に入らせていただきます。

市内施設内の盗撮事件についてです。

本件は2024年9月に発生した児童クラブという安全が最優先されるべき場所で起きた子供の安全、保護者の信頼を根底から揺るがす極めて重大で悪質な事件です。加害者は、当時公益社団法人の正職員であり、市の委託先である法人の職員です。元職員は、今年1月14日性的姿態撮影等処罰法違反（撮影）と児童買春ポルノ禁止法違反（製造）の罪で懲役2年、執行猶予4年の有罪判決を受けています。裁判では、被害児童10人が立件されました。しかし、今年7月31日付の同法人の代理人弁護士から2020年から4年間に施設を利用した40人についても被害の可能性は否定できないとの文書が被害児童と思われる家庭のもとに突然送られてきています。この文書の内容は、被害の対象者を限定せず、保護者自ら被害弁償の対象者かどうかを判断して回答するという前代未聞の提案です。しかも、弁償金額が提示され、それを保護者で協議し、決めるなど、一方的かつ理不尽で、承服しがたい提案であり、保護者の混乱を招いています。この混乱を招いている一連の事実関係と重大性を市としてはどのように認識しているかお答えください。

この問題につきましては、一貫して市長の御答弁を求めます。

次に、元女性消防職員ハラスメント事案の第三者委員会についてです。

今年1月6日に元女性消防職員から申出書が出されたことを受けて、事実解明と再発防止のため今年4月に第三者委員会を設置されました。しかし、市民の間では、その後の進捗が見えない、調査は本当に進んでいるのかなどという声をよく聞きます。まず、委員会設置の経緯と概要、その委員会の公平性、中立性の担保についてお尋ねします。

次に、災害ボランティアセンターの迅速な立ち上げと運営体制についてです。

大規模災害が発生したとき、災害ボランティアセンターを設置します。依頼者とボランティアの名簿管理、手配、スコップや一輪車、ほうき、デッキブラシ、高圧洗浄機、土のう袋、バール、テミなどの用具管理、重機の手配、車の手配、運転手の手配、地図の把握など、管理が難しい状況が想定されますが、効率よく運営するための工夫が必要だと思います。

令和6年第1回定例会でも災害ボランティアセンターについて質問させていただきましたが、今回実際災害ボランティアとして2度ほど現地に行く機会があったこともあり、備えは必要だと強く感じました。

発災後の災害ボランティアセンター設置の課題について前回、平成28年（2016年）台風16号の影響による災害が発生した際に、水之上体育館に災害ボランティアセンターを設置したと思いますが、そのときの経験から何か問題はなかったのか、課題は見えてきたのか伺います。

次に、市内地域環境整備についてです。

市内6か所で行われた行政連絡会議を傍聴いたしました。市内のお困り事が、毎年同じような内容、あるいは、全く同じものもありました。解決に向けてどのような策を講じておられるのか伺います。

最後に、主権者教育の推進についてです。

まずは政治に注目して、本市の昨年の県知事選挙の18歳、19歳の投票率が29.37%、県の平均が26.70%、一方、一昨年の県議会議員選挙は、県の平均が23.39%に比べて、本市は39.86%と、県の選管が調査した26市町の中ではトップ、本市は大人の投票率が比較的高いこともあります、子供も他市町に比べて政治に関心があるという結果が見て取れます。しかし、未成年有権者の過半数にも届いていないということは課題です。

主権者教育の目的は多岐にわたります。選挙や議会、行政の仕組みを理解し、自分の暮らし

と結びつけて考える力を養う。また、情報を見極め、自分の意見を持ち、異なる意見とも対話できる力を育てる。そして、地域課題をテーマにした探究学習、地域活動やボランティア、市民運動などを通じて社会に関わろうとする意識を持つ、などです。そこで、本市が取り組んでいる主権者教育の現状を伺います。

○市長（尾脇雅弥） 高橋議員の1問目の質問についてお答えをいたします。

まずは、このようなことがありましたことは誠に遺憾であり、市民の皆様にも御心配をおかけしております。私自身も、この件につきましては、心を痛め、重大性につきましても十分に認識をしているところでございます。しかしながら、この件につきましては、被害関係者が多人数存在をして事実を公開することや特定されることを望まない意向を示す関係者も多いことから、その方々を保護する観点から、本件に関しましては事実そのもの、または事実について評価を問う御質問等については、これまで一貫して回答を控えさせていただいております。そのようなことから、御質問に対する答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○総務課長（園田 保） 委員会の構成と公平性、中立性は保たれているのかについてお答えいたします。

これまでの市議会定例会において、元女性消防職員に関する一般質問に際しては、御本人からの申出があり次第、外部のハラスメント専門の調査機関に委託し、ハラスメントの事実確認の調査を行う旨の答弁をさせていただいております。

また、令和7年第1回定例会、3月の議会でございますけれども、一般会計補正予算において、ハラスメント事実確認調査のための委託料を計上させていただいた際も、消防本部や垂水市が関与していない形での第三者によるハラス

メント事実確認調査を実施する旨の御説明をさせていただき、御理解をいただいたことから、補正予算が可決いただいたものと考えております。したがいまして、これまでの議会での説明を踏まえ、本市では令和7年3月6日付で、東京が本社である弁護士法人と業務委託契約を締結させていただき、同法人の弁護士によるハラスメント等の事実確認調査が行われているところでございます。公平性、中立性を担保した上で調査が行われているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（新屋一己） 災害ボランティアセンター設置の課題についてお答えいたします。

災害ボランティアセンターは、日本赤十字社、県・地域の社会福祉協議会が主体となって災害時に設置し、ボランティアの受入れや作業場所の指示を行うものでございます。垂水市では、平成17年の台風14号による災害、平成28年の台風16号による災害時に、日本赤十字社、鹿児島県社会福祉協議会の協力のもと、垂水市社会福祉協議会が中心となって災害ボランティアセンターを設置しております。どちらの災害時も、ボランティアの受入れ、作業等の指示など、振興会や地区公民館などの地域住民や市職員による作業への協力もあり、スムーズに運営できたとのことであります。

しかしながら、先月の霧島市、姶良市の豪雨災害においても、災害ボランティアセンターの運営スタッフが不足したとのことであり、本市においても人口減や少子高齢化による人手不足が課題として想定されるのではないかとのことでありました。そのようなことから、本市においても日頃から地域住民の自主防災組織等と、より一層の協力体制をつくり、またボランティア人材育成なども図りながら防災に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（福元美子） 市内全域の困り事が、

行政連絡会議で毎年同じような内容であるが解決に向けてどのような策を講じているか伺うについてお答えいたします。まずは、毎年実施しております行政連絡会議について御説明いたします。

この行政連絡会議は、毎年、新年度予算編成前の9月ごろに各振興会へ要望調査を行い、いただいた御質問、御要望は各担当課へ伝達し、それぞれ現地調査などの上、対応を検討いたします。そして、年度末にそれぞれの状況を各振興会へお伝えし、新年度に入りましてから、例年8月ごろ、市内を6地区に分け各振興会長に御参加いただき、行政側からの連絡事項及び各振興会からの要望事項に対する進捗状況や予算措置などの対応結果についてお伝えする場として実施している本市独特の会議でございます。

また、議員のおっしゃる市民の方から寄せられる個別の困り事や振興会長からの要望事項につきましても、隨時、市民課相談係でもお話を伺いさせていただき、各所管課へおつなぎしているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（福留健一） 同じく、行政連絡会の要望内容が毎年同じ内容であります。解決に向けてどのような策を講じているかにつきましてお答えいたします。

土木課に関連します行政連絡会の各振興会からの要望につきましては、即対応が可能な要望は、土木課の環境整備班や建設業者への重機借上げなどで、できるだけ早急な対応を行っているところでございます。

しかし、工事発注などの予算を伴う要望につきましては、補正予算や新年度予算で計上し、対応しているところでございます。また、国や県への要望などは、要望内容を確認し、要望書や写真、位置図などを添付しまして、対応のお願いを行っているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 農林課の解決に向けてどのような策を講じているかにつきましてお答えいたします。

人口減少、高齢化に伴い地域での集落機能、農業用施設の維持管理などが困難になってきており、市民からの要望が多く寄せられております。農道や農業用水路等の農業用施設に関する要望がございましたら、現地確認を行い、危険度や緊急性を考慮し施工方法を工夫しながら、多くの要望に応えられるよう、令和4年度に配置した農林課環境整備班と土木課環境整備班で連携しながら対応しているところでございます。今後も農林課環境整備班と土木課環境整備班で連携し、また建設業組合の協力も得ながら、集落機能・農業用施設の維持など環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○生活環境課長（有馬孝一） 生活環境課所管についてお答えいたします。

行政連絡会における生活環境課への要望につきましては、ごみ関連問題など環境行政に関する要望が寄せられているところでございます。対応といたしましては、土木課、農林課と同様に、新たな補助金制度の創設やごみステーションの備品購入等の予算措置を行っております。また、早急に対応できないような要望につきましては、関係課との協議や、他自治体の状況等につきまして情報収集を行い、調査・研究をしているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 本市における主権者教育の現状につきましてお答えいたします。

議員の言われるとおり、主権者教育は、選挙権年齢や成年年齢の引き下げに伴い一層重要視されており、学校だけでなく家庭や地域も連携して、社会全体で推進していくことが求められています。主権者教育の目的は、政治の仕組みを学ぶだけではなく、社会で自立し、他者と連

携、協働しながら地域の課題解決に主体的に関わる力を身につけさせることであり、自ら考え、判断し、行動できる主権者を育成することを目指しております。この目的の下、各学校におきましては、社会科では話し合い活動によるルールづくりの学習、技術・家庭科では、例えば、金銭管理や契約についてなど、社会で自立して生活していくための具体的な学びを深めております。

さらに、本市では、総合的な学習の時間、ふるさと「たるみず」において、体験活動を通して、ふるさとのよさや課題を見つけ、発信する活動を行っております。特に昨年度は、本市の総合計画兼総合戦略に、子供たちの意見を反映するような取組を行いました。具体的には、地域の特色や可能性を踏まえて、千本イチョウや温泉を活用した観光の活性化、特産品であるビワを使った加工品のアイデアなどの動画を作成し、垂水市に提言する学習を行いました。さらに、この動画をクラウド上で共有し、遠隔合同授業により、他校の子供たちと意見や感想を交流する活動を行い、地域の課題解決に積極的に関わる学習活動を行いながら、社会を生き抜く力、他者と連携、協働する力、そして、地域の課題を主体的に解決する力を育むことを目指しております。

以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長（福元美子） 本市の主権者教育の現状を選挙管理委員会関係についてお答えいたします。

選挙管理委員会におきましては、主権者教育の一環として、事前に要望がありました市内各学校へ出前授業を行い、選挙講話並びに模擬選挙を実施しているところでございます。選挙講話や模擬選挙を通じて、実際に投票を体験することで、政治や社会について興味や関心を持ち、選挙の重要性について学ぶ機会となることを目的に実施しているところでございます。

昨年度においては、実施希望がありました新城小学校に出向き、5・6年生を対象に、実際使用している投票箱や記載台等の選挙機材を用いて模擬選挙を実施いたしました。また、垂水中央中学校及び垂水高校においては、生徒会役員の選挙の際、実際の選挙で使用している選挙機材を選挙管理委員会から貸し出し、模擬選挙を実施されており、選挙に触れるよい機会となっているものと考えております。

また、平成28年7月の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられしたことから、垂水高校においても毎年3年生を対象に選挙講話をを行い、意識の啓発を図っているところでございます。若い世代が政治に関心を持ち、選挙に参加していただけるよう、これらの取組を今後も継続して実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 ありがとうございました。
2回目の質問に入らせていただきます。

最初の問題なんですけれども、思ったとおり市長からは回答を差し控えるということでお答えはいただけませんでした。

次に、2番目に参ります。次に、被害児童の保護者有志で今年6月3日に、盗撮事件に係る申入れ書を市長宛てに出されています。その内容は4項目あり、1つ目、盗撮事件の調査と検証、2つ目、市民への報告と謝罪、3つ目、再発防止策を講じて市民に公表、4つ目、垂水市として事後対応が遅れた理由説明となっております。

市長は、13日付文書で回答を送られていますが、その内容をお示しください。

○市長（尾脇雅弥） 本市の対応につきまして、保護者有志の会の代表の方へ回答をさせていただいておりますので、申し上げましたとおり、この場での回答につきましては控えさせていただきたいと思います。

○高橋理枝子議員 こういう感じで続していくのかなと思いますけれども、もう次に参ります。

3番目、施設管理と安全対策についてです。

加害者は、市が委託契約を結んで児童クラブ運営に関与させていた人物です。市は、委託しただけ、単なる一職員の犯罪としようとしているのではないかと疑ってしまいます。児童クラブの現場に職員が出入りするにもかかわらず、盗撮カメラを仕掛けられるほど管理が甘かったことは、どう考えても明らかに監督義務の不履行ではないかと考えます。児童クラブの利用、児童の安全確保は、自治体の基本的義務です。

そこで3つお尋ねします。法人は、安全計画を作成していましたか。2つ目、事件前に加害者の不適切行為の予兆はなかったのか、法人から聞きましたか。3つ目、委託者責任として定期的に点検や巡回、監視の仕組みはありましたか。具体的な実態をお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） まずは、高橋議員の3つの御質問に対して事実誤認がありますので、担当課長から説明させます。

○保健課長（永田正一） それでは、安全計画についてお答えします。

令和4年度に改正されました児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童クラブを運営する事業者は、安全計画の策定が義務づけられております。市としましても、令和5年の3月議会で、垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行い、市内の全運営事業者に対し策定を促し、令和5年度中に全事業者が策定を終えたところでございます。

児童クラブの運営を担う事業者は、この安全計画に基づき、設備の安全点検、預かり時間中の事故防止、食物アレルギーへの対応、感染症及び熱中症対策、不測の病気への対応、遊具の消毒、並びに防犯及び防災対策等、利用者の安全確保にその責務として取り組まなければなら

ないとなっております。

次に、事件前に加害者の不適切行為の予兆はなかったのか、法人から聞いたかということにつきましては、個別的なことは控えさせていただきますが、一般的な対応としまして、様々な苦情等を含め、そのような報告が市にあった場合は、事業者の代表に対して報告し、事実確認やそれに伴う是正等、組織としての適切な対応をしていただくようにしております。

次に、定期的に点検や巡回、監視の仕組みがなかったのかについてですが、先ほども申し上げたとおり、児童クラブ内の安全対策は、国の定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等に定められており、運営を行っている事業者が安全計画を策定し、先ほど申し上げました様々な各種対応を講じながら、利用者の安全確保策を講じ、取り組まなければならぬこととなっております。国の定める基準等におきましても、市町村が定期的な巡回や監視の仕組み等の対策を講じなければならぬといった規定は特にございません。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 私のほうで答弁させていただきますけども、施設管理と安全対策に不備はなかったかを検証したかについてのお答えでございますけれども、ただいま保健課長が答弁したルールに基づき運営されるべきものと認識をしております。

また、検証、確認等につきましても、この案件発生後に迅速に実施したところでございますが、詳細につきましては繰り返しになりますが、答弁は控えさせていただくということでございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 まず、私のほうも訂正というか反論ですけれども、法人は安全計画を作成していましたかと聞いてるので、作成していましたでよかったですんじゃないでしょうか。それ

以上は聞いていないです。作成していたんですね。（発言する者あり）

それから、不適切行為の予兆はなかったのかというのは、ちょっとはつきり答弁が分からなかつたんですけども、お答えできますか。

○保健課長（永田正一） 不適切なことを先に聞いていたかということですか。

○高橋理枝子議員 それまでに、事件が発覚するまでに、何かそういった話が保護者なり児童から訴えはなかったかということです。なかつたかというか、それを保健課として把握をしていたかということです。

○保健課長（永田正一） 先ほども申し上げたとおり個別的なことはお答えできませんけれども、仮にそのようなお話があったときには、きちんと整理した上で、そこの代表者の方に是正をしていただく、事実確認をしていただくということで対応しております。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 3つ目なんですけれども、監督する義務はなかったということで、していなかつたというふうに理解しました。でよかったです。

○保健課長（永田正一） 国の基準等においても、そのようなルール、基準はございませんので、そのとおりでございます。

○高橋理枝子議員 分かりました。次に行きます。

再発防止策です。事件後、本市は同じ法人と随意契約で委託契約を結んでいます。今回の事件で信頼性に重大な疑いがあったにもかかわらず、契約した理由をお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 契約につきましては、実際に受託可能な要件を満たす他の団体の有無や業者の選定に当たっては、児童、保護者の皆様への影響を考慮し、また保護者の御意向も踏まえ、慎重に検討を行った上で契約に至ったところでございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 ちょっと角度をえますけど、昨年度、子供の性暴力防止法が成立しています。もはや盗撮など子供を取り巻く安全環境の悪化が社会現象となっているんです。本市は、今回の事件は児童クラブの管轄が保健課であり、つまり厚生省であるということで、市の教育委員会から県の教育委員会にもまた文部科学省にも報告していません。それで間違いないですか。

○保健課長（永田正一） 児童クラブ内で起きた事故等につきましては、県を通じて国へ報告する仕組みがございます。それにつきましては、死亡事故、意識不明事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う事故といったことが報告の対象になりますので、この件につきましては特段報告という形ではしていないんですけれども、情報提供という形では鹿児島県に提供しているところです。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 再契約をしてしまったということで、児童や保護者の心情を考えたことがありますか、市長。

○市長（尾脇雅弥） この件に関しましても、まずは副市長で答弁をいたします。

○副市長（坂元裕人） 今、高橋議員の一般質問にということで、ちょっと私の思いを聞いてもらえばありがたいなと思います。本案件が発覚した当初、報道機関は被害関係者のプライバシー保護の観点から、記事掲載に関しては格段の配慮をしていただいたと思っております。

今回の児童や保護者の気持ちを考えたことがありますかとの御質問でございますけれども、高橋議員の本案件に関与するこれまでの質問の趣旨を確認する思いで、私の思いを聞いていただきたいと思います。一般質問のルール上、特に回答は求められないことになっておりますので、私の思いということで述べさせていただきます。

まず、高橋議員も御承知のとおり、被害関係者の方々にもいろいろな考え方の方がおられ、事実の公開や特定されることを望まない方々が多くいらっしゃることも事実であり、これらの方々を含む全ての方々の心情、願いを踏まえて、あるいは配慮しつつ聞いておられるのか、本心のところをお聞かせ願うところでございます。これが1点目。

次に、今回の児童クラブの案件に関わる全ての一般質問は、一部の方々に取材をし、知り得たことを基に質問をされているとの理解でよろしいのでしょうか。とすれば、多くの被害関係者にとっては、配慮に欠けた質問であると受け取られても仕方がないのかなというふうに考えます。これが2点目。

これまでの高橋議員からの質問に対して、市長、保健課長は全ての被害関係者の方々に対して心を痛め、その中でも事実の公開や特定されることを望まない方々への心情に十分配慮しながら、2次被害を生まないよう言葉を選び、慎重に答弁することは当然のことであると考えますが、どうでしょうか。言えないことがある、それは取りも直さず全ての被害関係者に配慮しているということでございます。このことが3点目。

以上、3点を議員の一般質問に対する私の思いとして述べさせていただきました。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 副市長のお気持ちちは受け止めております。私もいろいろ悩みました。本当に悩んでまいりました、今までですね。前回もこれに似通ったニュアンスの質問はさせていただいたんですけども、被害に遭った方々からの納得が得られませんでした。私が関わっている方々です。被害に遭った方、いろいろいらっしゃるんですけども、ここであまり言えないこともあるんですが、それをも超えて注意喚起を含めて、この問題は隠してはいけないんです

というふうに、強く訴えてこられたんです。何遍もです。何遍も泣いて。泣いてという言い方は悪いですね。本当に私もこの問題については、報道機関も報道セーブされたぐらいですから、とても悩みましたけれども、果たして今のこの社会問題にもなっている、毎日毎日盗撮事件、ニュースになっています。これが身近に起こったこの垂水市が、果たしてこれを本当に隠していくことが、垂水市の全体のためになるのかと思いました。いろいろ御批判はあるのは覚悟の上の質問になっています。前回も今回もですね。何か私が失態だとお感じになったのであれば、処分も甘んじて受けます。ただ、これは隠し通す話なのでしょうか。副市長。

○副市長（坂元裕人） 高橋さんが覚悟を持って質問されることは、それでいいと思います。ただ、我々も事案発生以降、先ほど申し上げました詳細に関しては、それを望まない多くの皆さんのがいらっしゃるということでございますので、先ほどから答弁はそのようなことになります。高橋さんが関わっておられる方は、そうじやないということありますけれども、前回、高橋さんが6月議会で質問をされたことによって、子供が涙を流し、お母さんから何とかしてほしいということをたくさん受けております。その全体的なことを考えたときに、先ほどから申しておりますように、対極しているわけではないんです。当然のこととして遺憾であるし、心を痛めていると。その解決の仕方が、果たしてつまびらかに全てをすることが問題解決につながるのかどうか。今回のいろんな関わっている方の皆さんはですね。今回の質問に関して悩まれたと思いますし、一生懸命思案もされたと思いますけど、ずっと保健課や関係の皆さんを中心に、どうやつたらこの問題をよりよい方向へ導いていけるかということでやっておりますから、詳細に関してはプライバシーもありますので申し上げませんけれども、そういうことです

っとやってきているということは隠蔽とか隠しているということではないということを御理解をいただきたいと思います。

○高橋理枝子議員 ここまでちょっと長引いてしまっているということが問題なんですかでも、申入書が届いたときに、保護者が望まれてのこと、面会をして調査・検証の約束をして、市民への一部報告をし、市長はしっかりと取り組んできたけれども、結果このようなことが起こってしまったということ、まだ心を痛めていらっしゃる方々に、しっかり謝罪の気持ちをお伝えするべきだったのではないかと私は思っているんです。

堂々巡りになるので、それ以上は申しませんけれども、今年3月作成されました第3期垂水市子ども・子育て支援事業計画の子供の犯罪等の被害から守るための活動の推進の施策の方向に、子供の犯罪を防ぐための行政、警察等の関係機関、関係団体との情報交換、中略します。子供の安全確保に向けた取組を警察や防犯協会等とも連携を図りながら、地域全体で推進していますとあります。

子供を守るためにには、地域全体で守る必要があると私は考えています。権利保護を理由に、市民の一連の事実が拡散されないような動きが、犯罪の再犯を誘発されるのではないかと懸念します、私は。ほかの皆さんには分からぬんですけど、私の考えです。一定の情報を開示して、二度とこのような事件が本市で起こらないように、地域全体で絶対許さないという姿勢で、これから監視していくべきだと考えています。

今回、50人という考えられないたくさんの児童が巻き込まれたかもしれない悲しい事件です。被害児童や保護者の精神的ショックは、計り知れません。市長、被害者と保護者の笑顔を取り戻すために、今後もしっかりと向き合うお気持ちがありますか。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどから申し上げてお

りますけれども、大変遺憾でありますし、心を痛めています。その問題解決の方法としてはいろいろあるのだと思いますけれども、いろんな状況、それぞれのお立場の人の考え方をヒアリングしながら、専門的にあるいは専門的な方のアドバイスもいただきながら、保健課を中心にお本当に根強の努力というか、いろいろしてきて、今ここへ来ているわけでありますので、詳細に関しては、そういう声を表に言えない部分もありますけれども、しっかりとそのことは、今後、そういうことがあってはならないのは当たり前のことであって、そのために我々もできる限り努力をして、問題解決につなげていくというふうに思っているところでございます。

○高橋理枝子議員 この問題は終わります。

次、第三者委員会についてですけど、詳細については説明済みだったということで、東京が本社の弁護士事務所ということだということでした。

それでは次に、女性が申し出ている内容に関係している人への聞き取り調査の進捗をお尋ねします。

○総務課長（園田 保） 関係者への聞き取り調査の進捗についてお答えいたします。

業務委託先である弁護士法人から、現在の進捗状況は、元消防職員や関係職員等へのヒアリングをおおむね完了させ、現在はヒアリング内容を確認の上、事実の精査を行っている段階であるとお伺いしております。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 ありがとうございました。今、精査中ということですね。

それでは、この問題の最後に、委員会の報告内容はいつまでに取りまとめ、いつ公表するのか、スケジュールがあればお示しください。

○総務課長（園田 保） 業務委託先である弁護士法人に対して、丁寧な事実確認調査を進めてもらいながらも、できるだけ早い報告書の提

出をお願いしているところでございます。しかしながら、この調査というのは正確性が一番の第一で大切なところでございますので、事実確認にある程度の時間を要することはやむを得ないと考えております。

以上です。

○高橋理枝子議員 次の補正予算も出てきたわけなので、ちょっと長引くというのは想定内なんですけれども、大体いつぐらいに、その後ろのスケジュールは分からぬですか、今の段階では。

○総務課長（園田 保） 現在のところ、この場でお示しできるような、いつぐらいまでというのをごいません。ただ、委託契約は来年の3月31日までの契約となっております。

以上です。

○高橋理枝子議員 分かりました。ありがとうございます。

次、災害ボランティアセンターについてです。災害時ボランティアセンターでは、早い段階で民間業者が関わり、効率よく運営を担う姿を見てきました。数年前までは、センターに到着してから自分の情報を書いたり、ボランティア保険に入ったりしましたが、最近では登録フォームに事前に登録したり、ネットでボランティア保険に入ったり、現地ですることを行く前に済ませることができます。ボランティアの要請をしているところをパソコンに入力して、地図にすぐ反映したり、ＩＴを駆使して効率化していました。

また、床下浸水被害の住宅の木材を乾かすためのダクトファンとか、送風機を部屋や床下に設置することにより、湿った空気を追い出し、住宅の傷みを最小限に抑える仕組みを作ったり、進化した災害対応を専門家が担っているのを見てきました。

本市でも、日頃からあらゆる角度から勉強して、有事に備えることが大切だと考えますが、

今後の災害への対応力を強化するために、ぜひこのような最新のシステムを調査研究していただきたいと思いますが、見解を伺います。

○総務課長（園田 保） 今後の災害への対応力の強化のための市の取組について御答弁いたします。

国土交通白書2022によりますと、近年の気候変動の進行に伴い、豪雨災害やその他の気象災害の激甚化が確認されており、世界中で災害をもたらす異常気象が毎年のように発生し、これにより世界各地で豪雨災害等の気象災害による大きな被害がもたらされていることもあります、今後も激甚化は続くと予想されているところでございます。

本市においては、台風や豪雨災害のほか、桜島の大規模噴火時の降灰被害など、あらゆる災害の発生が危惧されていることから、災害ボランティアセンターの運営を迅速に行うため、防災訓練におきましてもボランティアの受入れなどの訓練も行ってまいりました。

災害復旧の効率を上げるためにには、今、議員がおっしゃったようなDXの活用により、災害情報、被災者情報、ボランティアの登録状況及び必要な資源や支援内容などをリアルタイムで収集・共有できるデジタルプラットフォームの構築や、効率的な人員マネジメントを可能にするスマートフォンアプリの導入なども有効な手段の一つと考えられます。

今後、迅速な災害対応ができるよう防災訓練を継続するとともに、デジタルプラットフォームの活用につきましても、関係各課と連携しながら調査研究してまいります。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 いつ起こってもおかしくない災害なので、迅速に調査研究して採用していただきたいというふうに思っております。

次、市内地域環境整備についてです。

特に、災害や事故につながるようなこと、川

の雑草・雑木除去とかカーブミラー設置とか、一旦停止線の剥がれとかアスファルトの飛び散り、通学路の危険箇所等早期解決が望まれますが、このようなのはすぐ対応される予定がありますか。

○土木課長（福留健一） 特に災害や事故につながるようなことは、早期解決が望まれますが、どう考えるかという点につきましてお答えいたします。

まず、災害につながるような対策としましては、定期的な道路や河川の点検、集中豪雨後の災害調査などで災害発生のおそれがあると判断される箇所につきましては、土のうなどを設置し、路肩を補強するなどの対応を行っており、拡大崩壊を未然に防ぐ対策を実施しております。

次に、事故につながるような対策の要望でございますが、特に多い要望は、速度制限とか一旦停止でございます。この要望につきましては、道路交通法の規制になり、道路管理者側では対応できないため、公安委員会へ要望内容を報告し、規制のお願いをしているところでございます。

しかしながら、道路管理者側でできる対応としましては、交差点のカラー舗装設置やスピード落とせ、交差点ありなどの路面標示を設置しております。要望の多かった、特に中央地区の交差点につきましては、注意喚起のための路面標示などを計画しており、本議会へ補正予算を上程しているところでございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 今回の補正予算が組まれたことも承知しています。こうやって何らかの解決を進めていただいているというふうに理解しました。行政連絡会議に来られるのは、各地域のことを最も把握されている振興会長さん方です。この要望は重みがあると思います。今後も要望には真摯に向き合って、市民が納得のいく改善を進めていただくことを要望して、このお

話を終わります。

最後の主権者教育の推進についてなんですか
れども、近年、他市町村でも子ども議会、青少年議会、子どもサミット、模擬選挙などを通じて、子供たち自ら社会の一員であることを自覚させ、将来の政治参加意識を高める取組を行っています。子供たちが市政を学び、質問や提案を考えることは大変有意義だと考えます。本市もいろいろ取り組んでいただいているというふうに伺いました。年々子供の生まれる数が減って、学びの現場としても危機感を募らせているのが現状です。将来の市民を大切に育てるための主権者教育は、持続可能な市政のためにも不可欠だと思います。

今後、教育委員会や行政全体でどのように主権者教育を推進していくのか、展望を伺います。

○学校教育課長（川崎史明） 今後の主権者教育の展開につきましてお答えいたします。

今年度、本市は文部科学省の研究開発学校として、令和7年度から4年間の研究指定を受けております。この研究では、子供たちが情報活用能力を身につけるとともに、ふるさと垂水で学んだ体験活動を基に、垂水のよさや魅力を発信することで、地域に貢献しようとする力も育成したいと考えております。

これらの取組によって、地域の課題を自らの問題として捉え、解決に向けて自分から進んで考え、行動できる意欲や態度の育成につなげたいと考えているところでございます。

さらに、議員の言われる子ども議会や子どもサミットなど、子供たちの思いや発想を生かすふるさと垂水の発表の場や方法につきましても、主権者教育の目的であります社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育むことができるよう、今後研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋理枝子議員 大切な垂水の子供たちをみんなで大切に育てていけたらいいなというふうに思います。

私の質問を終わらせていただきます。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩をいたします。次は2時50分から再開をいたします。

午後2時41分休憩

午後2時50分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、池山節夫議員の質問を許可いたします。

〔池山節夫議員登壇〕

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、先の通告順に従って質問をしてまいります。市長、教育長、関係課長の御答弁をよろしくお願ひいたします。

市政について。

議案第54号一般会計補正予算（第4号）について伺います。

19ページの商工業振興費の需用費45万6,000円と、20ページの委託料91万5,000円について詳しく教えてください。

また、同じく20ページの観光費、委託料54万円についてもお願いをいたします。

24ページの学校給食費の負担金と助成金についても教えてください。

錦江湾横断道路について。

先月末、大隅総合開発期成会で県への要望がありました。錦江湾横断道路については、尾脇市長が説明と要望をされておりました。このときの塩田知事及び県職員の方々の反応について伺います。

錦江湾横断道路の早期着工を目指して、第2回目の決起大会が来年7月12日に決定いたしました。市長は、連携協議会の副会長であります

が、来年の決起大会に向けての決意をお聞かせください。

稼ぐ力の向上について。

8月29日、鹿屋市さつき苑で塩田知事と語る会が開催されました。鹿児島県の稼ぐ力の向上については、塩田知事の政策の柱であります。観光関連の稼ぐ力の向上について、大隅の肉用牛、豚、ウナギ、カンパチなどの農畜水産物を生かして、周遊性を高める取組を進めることで、観光客の滞在時間を延ばし、観光消費額の増加を図ることが重要だと述べられました。さらに、広域的な観光ルートの形成を進めて、サイクルツーリズム等の体験型観光を推進したい。サイクルツーリズムでは、サイクルステーションの整備にかかる費用を支援し、受入れ環境整備に取り組んでおり、肝属地区を通過するモデルルートとして、2市4町を通る大隅ルートを挙げておられますが、垂水市の取組について伺います。

クルーズ船の経済効果について。クルーズ船の寄港回数は順調に推移しているが、寄港地ツアーアーは鹿児島市内が多く、経済効果を県内各地に波及させることが課題であると認識を示されました。その中で、大隅の魅力あるコンテンツの磨き上げを行い、水上交通の利用による大隅地域への波及効果について話をされました。この点についての認識をお聞かせください。

城山団地への道路側面の樹木について。

城山団地の住民の方から、道路側面の樹木が伸びて電柱にかかり、台風でも来て樹木が揺れると電線を遮断し、停電になるおそれがあるので何とかしてほしい旨の要望がありました。土木課長の見解を伺います。

教育行政について。

スマホ斜視について。

パソコンやタブレット、特にスマホの長時間使用により近視になり、さらには目の片方が内側に寄ってしまう内斜視のきっかけになるよう

です。近年、デジタル機器の過剰使用による内斜視が若年層に増えているという報告があります。垂水市的小中学校での事例があるのか、現状について学校教育課長に伺います。

子どもの自殺防止について。

9月になり新学期がスタートをいたしました。新学期が近づくと学校に行くのがつらい、だるい、なんとなく不安、そう感じる児童生徒がいます。夏休みが終わることに死にたいとか、消えてしまいたいと感じる小中高校生は24%に上るようです。2024年の小中高校生の自殺者は529人となり、過去最多となっています。文科省は、2009年子供の自殺防止に関する教員向けマニュアルを公表していますが、学校現場と医療機関との連携に関する基軸が薄く、先生だけでリスクの高い子供を把握し対処するのは難しいと指摘をされています。学校現場での取組について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（大薗俊一） 一般会計補正予算、商工業振興費の需用費と委託料についてお答えいたします。

初めに、需用費は垂水市と株式会社アスリートキャリアセンターとの包括連携協定に基づく取組で、垂水市特産品をアスリートへ提供する食材購入費でございます。垂水市特産品の食材を青山学院大学陸上競技部の寮に提供し、選手が感じたことをSNS等でその魅力を広くPRし、付加価値を向上させることで、新規市場等への販路拡大を目的とするものでございます。

次に、委託料ですが、垂水市と日本航空株式会社との連携協定に関する協定に基づき、たるみず特産品販路拡大支援事業を実施をいたしております。当初計画していた機内食への食材提供が、同社のスケジュール上困難となったため、発展的な代替案を受けて業務委託内容の変更に伴う委託料の増額補正でございます。具体には、国内線機内誌へ本市特産品・観光記事を1か月

掲載し、同時に羽田空港内の羽田産直館を活用した本市特産品の試食・販売などの地域プロモーションを行うことで相乗効果を見込むものでございます。

続きまして、観光費の委託料につきましてお答えいたします。本委託料は、高崎つつじヶ丘公園における花いっぱい運動花壇整備事業に関する行政事務委託料の54万円を計上するものでございます。

今年の高崎つつじにつきましては、近年まれに見るすばらしい開花状況であったことから、ゴーデンウィーク期間中には昨年度の3倍となる約9,000人のお客様にお越しいただき、観光振興が図られたところでございます。来年度におきましてもより多くのお客様にお越しいただき、同公園や本市内における滞在時間の延長を図り、地域経済の活性化、いわゆる稼ぐ観光の取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、同公園の駐車場から園内への入り口両サイドの畑につつじの開花と合わせて開花をする色彩豊かな季節の花を植え付けて、来場されるお客様をおもてなししたいと考えているところでございます。なお、植付け期間の時期につきましては、開花時期から逆算し、本年10月に行いたいと考えていることから、今回計上させていただいたものでございます。

以上でございます。訂正します、本年12月です。すみません、失礼します。以上でございます。

○教育総務課長（小池康之） 学校給食費についてお答えいたします。

議員御存じのとおり、本市におきましては、令和5年9月から市内小中学校の児童生徒に対しまして、給食費無償化事業を実施しているところでございます。今回、本市に居住し特別支援学校や市外の小中学校に通学する児童生徒に対しまして、公平性や子育て支援の観点から、

新たに給食費無償化の対象としようとするものでございます。

その内容につきましては、まず特別支援学校に通学する児童生徒に対しましては、国や県からの特別支援教育就学奨励費を除く給食費負担分を、また市外の小中学校に通学する児童生徒に対しましては、給食費の実額負担分について、現在の本市の給食費である小学生1食330円、中学生1食400円を上限に、負担金として支給しようとするものでございます。さらに、私立中学校等で給食の提供がなく、弁当などを持参する生徒に対しましては、現在の本市の給食費を上限に助成金として支給しようとするものでございます。

手続方法といたしましては、各学校または保護者から申請書を提出していただき、お支払いする予定にしているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） 大隅総合開発期成会での県要望につきましてお答えいたします。

去る8月26日に大隅総合開発期成会構成市町のうち、尾脇市長をはじめ3市5町の首長が鹿児島県庁に赴き、大隅地域の振興に関する要望を鹿児島県知事に対し行ったところでございます。

要望項目は全部で31項目あり、このうち8項目をピックアップし、参加した首長が説明を行ったところでございます。尾脇市長が説明を行った項目は、錦江湾横断道路の早期事業化でございまして、錦江湾横断道路は交通の利便性の向上や生活圏の拡大、観光資源としての活用など、大隅をはじめとする九州南部地域の産業・経済・文化の発展に寄与するとともに、近年、激甚化傾向にある自然災害への対応や救急医療体制の確保など、防災・医療の観点からも有効であることから、その整備等について特段の配慮を県へ求めるとともに、事業の早期着工に向けて国の計画としても位置づけていただくよう

要望したところでございます。

これに対しまして県知事からは、本年4月に国が公表した第1次国土強靭化実施中期計画素案において、半島防災、強靭化などの半島・離島等の条件不利地における対策強化の考え方が示されたことを踏まえ、錦江湾横断道路については、薩摩・大隅の両半島を結ぶ路線であり、活火山に近接する特殊性を有していることから、技術的な可能性を含めた調査の実施について、鹿児島県開発促進協議会を通じて国に要望したとの説明があつたところでございます。

また、錦江湾横断道路の実現に向けては、経済的効果、事業の採算性、火山活動や地震に対する安全性を踏まえた技術的な可能性など、様々な解決すべき課題があるため、県としては引き続き専門家にヒアリング等を行い、その情報を共有し、本市や鹿屋市との勉強会を行いながら、その課題解決に向けて検討を進めたいとの回答がなされたところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 来年の決起大会につきましてお答えいたします。

これまでの一般質問でも答弁しておりますとおり、錦江湾横断道路の早期実現は、交通の利便性の向上や生活圏の拡大、観光への活用など、本市をはじめ大隅半島や九州南部域における産業・経済・文化の発展に寄与するとともに、近年、激甚化傾向にあります自然災害への対応や救急医療体制の確保など、防災・医療の観点からも命を守る道路であり、必要不可欠であると考えているところでございます。

そのため先ほど企画政策課長から答弁がありました大隅総合開発期成会での知事要望活動のほか、これまで機会を捉えて私自ら国土交通省九州地方整備局、森山裕衆議院議員、中央省庁等の関係者、関係機関へ要望活動を行ってまいりました。

また、地域全体の合意形成や機運の醸成につ

きましては、本市の力だけでは推進することが難しいことから、市議会をはじめ様々なお立場の皆様からの御協力を賜っているところでございますが、特に本市議会におきまして、錦江湾横断道路推進特別委員会や国道整備促進特別委員会の皆様に御尽力をいただいているところでございます。

また、官民一体での取組といたしまして、令和5年8月、垂水市錦江湾横断道路推進協議会が設立され、会長に就任をさせていただいたところでございますが、さらなる機運の醸成を図るために、より多くの団体と連携するべく、昨年11月に桜島、鹿児島市、鹿屋市、垂水市を拠点とする4つの推進協議会からなる錦江湾横断道路推進連携協議会が発足し、私も副会長として就任をさせていただいたところでございます。

今年1月には同協議会による総決起大会が開催され、森山裕衆議院議員をはじめ川内博史議員、鹿児島県議会議長並びに県議会議員20名、塩田知事代理のほか、関係団体、関係機関、桜島の皆様をはじめとする大隅半島の皆様に加え、本市からも市議会議員の皆様、消防団幹部、両漁協長や建設組合長など、総勢550名の多くの市民の皆様に御参集をいただいたところでございます。このことは地域全体の合意形成や機運の醸成に対し、非常に大きな影響があったことから、次の決起大会の開催に向け、4団体との調整を池山副会長、堀内副会長、宮迫事務局長をはじめ、率先して行ってまいりたいと考えているところでございます。

次の決起集会では、令和7年第1回市議会定例会での池山議員の質問に答弁させていただいたとおり、同協議会が主催する署名活動や講演会等の周知活動を積極的に行い、市民の皆様お1人お1人に対し、錦江湾横断道路の意義と必要性を強く訴えることで、550名をはるかに上回る1,000名程度の方に参集していただけるよう努めたいと考えております。

引き続き、錦江湾横断道路推進連携協議会の活動を推進し、国、県をはじめとする関係機関への要望活動を行い、錦江湾横断道路の実現が鹿児島県全体の浮揚のために欠くことのできない構想であることを訴えるとともに、関係機関との連携及び情報交換、実施路線化に向けての調査研究や啓発活動等を総合的に推進するよう働きかけることで、今後一層の実施路線化に向けた機運醸成を図り、事業推進の大きな力としたいと考えているところでございます。

今後につきましても、市民の皆様方や関係団体の皆様方、周辺自治体と連携し、錦江湾横断道路推進特別委員会や国道整備促進特別委員会の皆様をはじめとする市議会の皆様に、より一層のお力添えを賜りながら、薩摩半島と大隅半島を結ぶ経済、利便性、命を守る夢のかけ橋の実現のために、全力で取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大薗俊一） サイクルツーリズムの大隅ルートにつきましてお答えいたします。

第4期鹿児島県観光振興基本方針におきまして、大隅地域の特性と施策の方向性として、サイクルツーリズム等の地域資源を活用した体験型観光を推進していくことが明記されているところでございます。

本市におきましても、その重要性を認識しており、鹿児島県サイクルツーリズム推進協議会の一員として、関係機関と連携しながらサイクルツーリズムの推進を図っているところでございます。

御質問にもございましたけれども、大隅ルートについてでございますが、垂水港を起点として、国道220号を北上し、桜島を反時計回りに1周した後、霧島市福山町を経由し、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、鹿屋市、錦江町、南大隅町、肝付町の観光名所等を周遊した後、

終点の垂水港に戻ってくる総走行距離約369.2キロの鹿児島県が認定するモデルルートでございます。

このほか、本市エリアを含むモデルルートにつきましては、錦江湾奥の4市で構成されます錦江湾奥会議におきましてルート設定を行いました湾奥ルートがございます。こちらにつきましても、垂水港を起点に霧島市、姶良市、鹿児島市を周遊する総走行距離約114.6キロが鹿児島県のモデルルートとして認定されているところでございます。

本市におきましては、これらのモデルルートを活用したツアー造成につなげるため、昨年度、韓国、台湾の旅行会社関係者を招き、錦江湾奥ルートを活用したFAMトリップツアーを実施したほか、今年度は自然や文化、歴史を学びながら、垂水市、鹿屋市のルートを巡る体験学習型ガイド付きモデルツアーを実施したところでございます。また、これらのモデルルートの活用には、日頃から自転車へ親しみを持って御利用いただくことが重要と考えますことから、本市観光協会におけるレンタサイクル事業の実施や、森の駅たるみずでのEバイクレンタル事業、今年2月には大隅広域観光開発会議と連携し、垂水市を中心とした自転車を活用したイベント、サイクルロゲイニングの実施などの取組を行っているところでございます。

サイクルツーリズムについては、自転車利用に伴い観光における市内滞在時間の延長やサイクリングツアーの実施による市内宿泊施設の利用増加など、地域内消費拡大の効果が期待ができるものと考えますことから、本市においても地域の稼ぐ力を向上させる一つの手段として、自転車をきっかけとした周遊観光の形を確立させていきたいと考えているところでございます。

このようなことから、今後はサイクリングツアーコースに向けた取組はもちろん、サイクルステーションの充実やレンタサイクルでの機種の

多様化を図り、自転車利用者にとって利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、クルーズ船の経済効果につきましてお答えいたします。

令和7年2月の国土交通省が発表した訪日クルーズ旅客数及びクルーズ船の寄港回数の資料によりますと、令和6年に鹿児島港へ寄港した回数は106回となり、全国で6番目に多い寄港回数を記録しているようでございます。また、鹿児島県のデータによりますと、令和6年度のクルーズ船の旅客数は、鹿児島港で20万5,464人であり、ほかの港湾も含めた県全体では22万2,886人を記録しているようでございます。この22万2,886人の規模感でございますが、令和2年度の国勢調査において、大隅半島4市5町の人口が22万3,828人を記録しておりますことから、クルーズ船が1年間で大隅半島の全人口分と同等の非常に多い誘客を担っている状況でございます。

観光庁のインバウンド消費動向調査では、1人当たりの旅行消費額は約2万5,000円となっており、これに先ほどの旅客数22万2,886人を掛けた場合、55億円を超える経済効果があったものと推察しているところでございます。

本市といたしましては、立ち寄り観光の推進と滞在時間の延長により、交流人口200万人の達成や稼ぐ観光地づくりを推進する上で、クルーズ船の乗客の誘客は大変重要であると認識しているところでございます。現在は、鹿児島県や鹿児島県観光協会、おおすみ観光未来会議と一緒にになって、本市の観光素材をクルーズ船の関連会社へPRし、来年度の観光ツアーの造成に向けて協議を進めているところでございます。

また、これとは別に国土交通省などの補助事業を活用して、マリンポートから海上交通を利用した誘客と、本市内での周遊に関わる2次交

通の確保により、交通と観光の分断を解消し、新たな観光客の流れを創出するような実証事業ができないか、調査研究を進めているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（福留健一） 城山団地への道路側面の樹木につきましてお答えいたします。

城山団地道路側面の樹木につきましては、住民から台風時に樹木の枝が電線に接触し切断されることが考えられ、城山団地全体が停電するおそれがあると心配しているとの御指摘を受け、直ちに現地を確認いたしました。御指摘の電線は、九州電力の電線であったため、九州電力に内容を連絡し、伐採のお願いをいたしました。その後、九電工から連絡があり、現地を確認したので伐採申請を九州電力へ行うとの回答をいただいたところでございます。

通常、電線に支障となる樹木につきましては、道路管理者側で実施した場合、感電や電線を切断することも考えられるため、九州電力やNTTへ連絡し、対応をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 本市のスマホ斜視の現状につきましてお答えいたします。

近年、全国的にスマホの長時間使用が原因で引き起こされる目の調節機能の低下や、それに伴う斜視、特に急性内斜視が増加傾向にあると指摘されております。

本市では毎年5月に全小中学校で眼科検診を行っており、この検診ではスマホ斜視の兆候について、昨年から変化はないか、またもし気になる点があったら、その場で眼科医が問診を行うなど、一人一人丁寧に検査を行っており、早期発見に努めているところでございます。

なお、本市におきましては、これまでスマホ斜視と診断を受けた児童生徒はおりませんが、各学校では適切なスマホの利用時間や目とスマ

木の距離などについて、児童生徒に指導を行うとともに、家庭のルール作りについても積極的に啓発を行っているところでございます。今後も学校と家庭の連携を深めていくことで、子供自身、加えて保護者の方々にも目の健康を守る意識が高まるよう努めてまいります。

続きまして、本市における子供の自殺防止対策につきましてお答えいたします。

令和2年以降、小中高生の自殺者数は増加傾向にあり、警察署のデータによりますと、令和6年は全国で529人の尊い命が失われております。また、子供の自殺者数は、長期休業明けの前後に増加していることから、8月中旬に文部科学大臣が全国の子供たちに向けて、元気がない友達がいたら積極的に声をかけて、信頼できる大人につないでくださいというメッセージを届けています。

本市では、このメッセージを子供たち一人一人の端末に届けるとともに、県の相談窓口へのリンクを端末上に設定し、子供がいつでも相談できるよう対応しているところでございます。また、児童生徒が家庭や学校のことで困ったり悩んだりしたときに、誰かに相談したり助けを求めたりすることができるよう、令和2年度から市内の小学校高学年と中学生を対象にしたSOSの出し方教室、また教職員や保護者を対象にしましたSOSの受け止め方研修を実施しております。

今年度は、7月に医学博士の高橋聰美先生をお招きして、小中学生へのSOSの出し方教室を実施いたしました。さらに、普段の学校生活におきましては、スクールライフノートの心の天気の活用や、定期的にいじめ問題をはじめとするアンケート調査を実施し、子供たちのささいな気持ちの変化を早期に発見し、学校が組織として対応できるよう努めています。

このような取組を毎年積み重ねていくことが、垂水の子供たちが困難や強い心理的負担等への

対処の仕方を身につけ、自殺防止につながるものと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 一問一答でお願いします。

まず、商工振興費の内容については非常によく分かりました。市長、さつきの包括連携協定、私、垂水市、JALともやっている、さつきのアスリートキャリアセンターともやっている、これどこでも簡単に包括協定を結べるわけではないんだろうと思っているんですよ。これは非常にJALと包括連携協定を結べる、青山学院の原晋先生の会社とで結べる、これはなかなかことだとは思うんですけど、こういうことに取り組んでさつきの水産商工観光課長の答弁なんんですけど、市長のこの包括連携協定を結んで、これからこの重さと言うべきかな、ちょっと私に分かるように説明してもらえませんか。

○市長（尾脇雅弥） ちょっと答えになるかどうか分かりませんけれども、人口減少、高齢化社会です。ただ、垂水市の守備範囲といいますか、変わりません。その中で、いわゆる人・金・物みたいなところでどうしていくのか。これは市役所内も一緒に、3つのまちづくりの挑戦がありますけれども、地方分権で400の事務委託があって、ニーズもいっぱいあって、これをやるというのは非常に難しいです。ですので、3つのまちづくりを外注あるいはICTをという中で基本政策として進めていくわけですけれども、それぞれに専門的な皆さんのお知恵をお借りして、まずは代表的なのはたるみず元気プロジェクト、鹿児島大学の大石先生、県内の内科医の250人の人事権を持っておられる方で、大変すばらしい先生でありますけれども、なかなかそう簡単ではございません。これはこれまで経緯をお話ししましたけれども、そのことを小さな針の穴に糸を通すような形で、まずは職員が頑張っていただいて、私も決断をしながら、今、7年目となりましていろんな実績が上がつ

てきています。

例えば、医療で言ったら、今村総合病院の産科医の件に関しても、253なければ1産科医の生産性がとれませんので、53の垂水市においてはなかなか難しい。幸い丸かバツかではなくて三角を作りましょうと、大隅には803ありますよというアプローチで、幸い今村の理事長が今全国のナンバー2ですから、10年前に御縁があってお話をしていたこともきっかけとなって、職員の何よりも努力で三角の形を作り、大変恵まれた環境もございましたので、それが形になっていると。

今回、主に4つの連携協定を結ばさせていただいたんですけども、基本になっているのは、今月号の見開き特集でありましたけれども、G o o g l e の本部長の陣内さんという方が、クールジャパン戦略全国の20名の中の一人でございます。大変有能な方で、鹿児島県を担当する際に御縁があって、垂水市ということで、それが始まりまして、その方の人脈もありまして、例えばタイミーさんでありますとか小出フェローとか、またもう一人20名を取りまとめる担当の方と、また近々協定を結ぶことにはなっておりますが、チャンスの女神は前髪しかないというのが私の基本的な理論で、後でとか考えてというのも大事なんですけれども、なかなかそういうチャンスというのはございません。

原監督に関しましては、3月3日、去年の8月の段階で、この日しか空いてないということだったので決定いたしました。3月3日、たまたまその前年、箱根駅伝で連覇いたしまして、非常に運がよかったです。夜の懇親会のときもたまたま昭和42年3月生まれということがありまして、全国あまたのいろんな人たちが、当然、青山学院とは連携したいわけですけれども、すごく慎重でした。ただ、その中で御質問にあったのが、垂水の特徴は何ですかと、温泉水の話をしました。10種あると。例え

ことで、スポーツドリンクとかいろんなところと提供を結んでおられましたけれども、例えそのスポーツドリンクを飲むときに、普通の水道水だと酸化還元電位という数字がプラス500なんですね、温泉水はマイナス500の違いを言いました。それは何かと、プラス500は酸化するということなんです。疲れやすいとかさびる。マイナス500というのは酸化を防ぐということですから、スポーツドリンクを垂水の温泉水で割つたらどうですかという話をしたら、やりましょうということで、同席した職員も一生懸命頑張っていただいたので、そのことも決まったということでございますので、そういった意味では、できるだけ御縁というのはなかなかそういうありませんので、小さなチャンスをできるだけ前向きに捉えて連携協定をしていただいて、私は基本的にそれが役割だと思っておりますけれども、その後のフォローとかいろんなことを副市長はじめ市役所の職員の皆さんのが一生懸命やっていただいているので、信頼関係につながって、タイミーさんもいろいろ先ほどの実績があつたし、これからもいろんなところと垂水市の人口、高齢化をカバーするものとして、それぞれの専門分野の方々の知恵を借りながら連携協定を進めていきたいというのが、ざっくり背景ということになります。

○池山節夫議員 最初に元気プロジェクトを言われましたけど、私もまた今年2回目だったんですよ、受けたのが。大体こんな感じかなと思ったら、結果は大体よかったですけど、ちょっと血のほうが弱っているという話じゃないんですけど、大体よかったです。だから、元気プロジェクト、今村病院、これをやっぱり包括協定を結んでいけるというのはなかなかだと思います。職員の皆さん、市長以下、高く評価したいと思うんですよ。だから、このJ A L、今の原先生のそのところとの包括連携協定でのこれからのお取組はぜひ一生懸命やっていただきたい

と思います。

私、自分の大学は明治大学なんですが、我々が在学中の頃ですよ、青学なんてマラソンが強くなるはずがなかったんですよ、本当。あそこはちょっと我々のイメージだと青学、上智というのは、ちょっとミッション系の学校で、なんて言えばいいのかな、ひ弱という言い方は悪いかもしないけど、我々の大学、早稲田とかそういう蛮カラと言うかな、そういう大学と違ってインテリジェンスの学校だったんですよ。10年ぐらい前に青学が駅伝で強くなったり、優勝したときに、私思わず心でうそだろうって言いましたから。青学がそんなに強くなるわけがないと思っていたんですよ。なぜ青学が箱根駅伝で優勝するの、それは原晋先生の相当なコーチ力なんでしょうね。明治に来てほしいですよ、本当。去年も出られなかったの。もう2年出ないかな。あれ本当出ると出ないと母校としてはえらい違いなんですよ。だから、原晋先生の指導力のすごさというのも、ここ10年間ぐらいで何度も優勝されている、本当にすごいなと思うんですよ。

だから、その先生との縁があつてのお付き合いというのを大事にして、市長、一議員が青学が強くなるはずがないと思っていたって言つていきましたと言ってください。何でみんなに強くなつたか、その理論というか、その指導力を垂水市にもぜひちょっと分けて与えていただいて、垂水市がまた発展するように努力していただきたいと思います。この質問は、これで終わります。

水産商工観光課長、非常に答弁としてよかったですと思います。サイクルツーリズムも頑張ってください。

1点だけ水上交通というところで、塩田知事が水上交通を使った波及効果を大隅半島にということをこの前知事の講演で言わされたんですよ。以前も昨年の6月議会でもこのクルーズ船から

の経済効果というのを質問しているんですけど、その時もちょっと高速船を使ってというようなことをお願いしたんですけど、不定期航路は市長も思つていると、そこがなかなかということで、またわざわざ知事が水上交通を使って大隅半島へ波及効果を広げていきたいと言われたから、何かあるんだろうかと思ったんですけど、その辺に関しては、これから努力して鹿児島県知事と一緒に話をしてやっていただきたい。このクルーズ船の大隅半島への経済効果について、市長何かあつたら短く。

○市長（尾脇雅弥） いつも申し上げていますけども、桜島、錦江湾は宝だけど、海を渡るハンディがあると、このことでやっぱり薩摩半島には非常に恩恵は受けるんですけど、海上路線をどうつなぐかと。鹿屋のほうで1回やりましたけれども、なんきゅうが、なかなか2次アクセスが難しいと。我々は現状において、すぐそこにも浮き桟橋がありますし、垂水漁協もありますから、ある意味そこはすぐ活用できるということですので、民間の企業の中でもそれをやりたいとおっしゃるところもありますから、今後うまく連携をして、その辺のところが条件が整えばまた連携をしながら進めていきたいと思っています。

○池山節夫議員 次は、錦江湾横断道路に入りたいと思います。

毎回のように質問をして答弁をもらっているんですけどね、今年、国道の委員会で陳情して森山先生のところに伺つたとき、いろんなことを言われて、そのことを早くしないといけないということで、国道の特別委員会と錦江湾横断道路の特別委員会を合同ですぐ開いていただきて、話をして、決起大会が7月12日に決まったと。森山先生は6月以内にしろということを言わされたもんですから急いだんですけど、特別委員会を開いたすぐ後に垂水の花火大会がありまして、森山先生来られたもんですから、

先生、7月12日に決まっているみたいなんですが、6月以内じゃないんですけどこれどうでしょうというのをお話をしたら、7月12日だったら予算のあれには間に合うだろうと、そこでいいだろうということをいただきましたので、よかったですとは思っているんです。

あと先生のほうから五洋建設がその沈埋方式の技術が高いから、沈埋方式の勉強を五洋建設を招いて勉強会しろと言われたのを今、角野県議に振ってあります。そしたら、角野県議が一生懸命頑張っていただいて、9月の県議会の最中に何とかやろうと思って努力していただいたんですけど、なかなかですね、池山さん、12月の県議会でないと無理みたいだという話をいただきました。それはそれでよろしくお願ひしますということで、今、お願ひしている段階です。

あと森山先生からは、国道220のことだと思うんですけど、小さな看板でいいから幾つか設置しろというようなこともいただいて、市長にもこのことは伝えているんですけど、後で垂水の推進協議会の予算が苦しいんだと、私は事務局長として難儀をしているんですという質問を宮迫議員が後でされますからね、その前段をちょっとやりたいと思います。

市長も先ほど述べられたように、4団体の連携協議会の副会長であるわけですよ。垂水の協議会もその4団体で、今年決起大会を開いて百何十万といった、その4分の1のそれを支払うのに大変、まだ一部は宮迫議員が個人的に立て替えている状態だというようなことなんですよ。

私が言いたいのは、錦江湾横断道路の特別委員会というのが垂水市だけなんですよ、ほかにはないです。大隅半島にもないですしね。それで現に活動していると。このことをやっぱり評価していただいて、行政もですね。私としては、その特別委員会の錦江湾横断道路の特別委員会の委員長として、今年1月にその決起大会があ

った後すぐ、お礼に議長と宮迫議員と私と3人で伺ったんですけど、3月までの年度内に国道だけの陳情ではなくて、国交省の方々は陳情に来たからまた来たのかと、そういうことは絶対ないと思うんですよ。国道の委員会で陳情に行って、国道のお願いと錦江湾横断道路もお願いをしました。今度は錦江湾横断道路の特別委員会としてまた陳情にきましたと。やっぱりこれ回数を重ねて、この熱意が伝わるということが必要だと思うんですよ。ですから、今年の1月20日頃か、市長の特別交付税の要望と御一緒させていただいたんですけど、そのときは今の総務課長、財政課長で一緒に行ったんですけどね、やはりそのタイミングでもいいし、錦江湾横断道路独自で、それに市長が一緒に行っていただいてもいいですから、来年の3月までに錦江湾横断道路の特別委員会で陳情をさせてほしいんですよ。そのためにはまず9月議会は無理ですから、財政課長、12月議会でぜひその補正を組んでいただきたい。これはもう今、涙は見えていませんけど、涙ながらにお願いしますね、本當ですよ。

こういう行動がやっぱり早期実現へ向けて前進になると思うんですよ。ぜひ12月議会でそういう予算を補正で組んでいただいて、今からまた来年度の予算編成になると思いますけど、やはりこの垂水の協議会、4連携協議会、特別委員会は陳情に行って、私としては沈埋トンネルが日本中に30ぐらいあるらしいですよ。羽田空港にもあるみたい。それで、これは、1964年に供用している。羽田の近くにもあると。あと新潟のみなとトンネルというのが、やっぱり沈埋工法でやるんですよ。あと愛知県の半田市と碧南市をつないでいる1.7キロ。これが、1973年に供用開始されているのが衣浦海底トンネル、これも沈埋。

我々としては、これを錦江湾横断道路で視察に行きたいんですよ。ですから、ぜひ、まず補

正を組んで、そういうことをさせていただきたい。そうすると議会が活発にそういうことで動いているということが世間に知れる、国に知れると、垂水の熱意が伝わっていくと思うんですよ。それに市長に同行していただく。

そのためにも、今度は新たな来年度予算では、市長もその錦江湾横断道路のその陳情なり視察なりの予算とは別に、垂水市がその錦江湾横断道路関係で使えるような予算を、まあ1,000万とは言いませんよ。100万でいいんだ。100万円ぐらいの予算は取っていただいて、それで、我々が錦江湾横断道路の特別委員会が行くときには市長も行く、例えば、副市長も一緒に同行できるような、そういう予算編成をしていただけないかと。これをまずお願いします。

このことについて、まだあるんだけど、このことについて、市長、ぜひ、これを行政がそういう予算をつけたということがね、県内、県外、国に伝わっていくと、やっぱりアピール度が違うと思うんですけど、この点について市長の答弁をお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 錦江湾横断道路の現状につきまして、いろいろお話をさせていただきました。私も森山先生のときは同行させていただきまして、6月までにというのは、8月に骨太方針というところがございまして、それまでに機運の醸成を含めてという御指示だったように思います。

錦江湾横断道路も垂水市議会の中におきましては、国道整備促進特別委員会の中の一つの項目だったものが、独立してそういう特別委員会ということでありますので、当然のこととして、そういう予算の形状というのは検討に値すると思いますし、最終的には府内で精査をしながら、議員の皆様の御理解をいただいてということになろうかと思いますけれども、非常に私もこれまで二十数年、この問題に取り組んでいまして、今が一番機運だなというふうに思います。

それは、もう皆さん本当に御努力のおかげで、垂水市内に関してはそういう団体ができておりますけれども、桜島、鹿屋、鹿児島、これを取りまとめる4団体、堀内議員に御尽力をいただいて、難しい調整もしていただいておりますし、宮迫事務局長も出席して難しい調整をしていただいております。

それぞれの歴史や思いもあるんですけども、やはりなぜそれをやるかというと、垂水の発展のために、鹿児島県の浮揚のために、命を守る橋として、トンネルとして、それが一番いいというように思っているからなんですね。

工法に関しては、森山先生も幾つか橋、トンネル、ハイブリッドあるけれども、専門家に委ねるとしても、かなり国土強靭化の中に位置づけていただいたり、いろいろ余り言えませんけど、国においては幹部の皆さんのが、全然予算的には問題ないと。コンセンサスをつくって機運を盛り上げてくださいというお話をさせていただきますから、まさにそういった意味では、我々のエゴのためにやるんじゃなくて、垂水市民の経済、あるいは利便性、あるいは命を守るために必要だと思っておりますので、十分検討できる御提案だというふうに思います。

○池山節夫議員 ありがとうございます。今、市長が言われたようなことを財政課長にまた個別で言っておいてください、頼むよ。

本当にこれが全国へ、行政がそういう予算をつけたということで、やっぱりインパクトは強いですから、ぜひよろしくお願いします。あまり長くなると、教育長の答弁をもらおうと思っているけど時間がなくなるから。このことはこれでお願いして、終わっておきます。

次、「稼ぐ力」については、先ほど答弁いただきましたから、もうありがとうございますということで、よろしくお願いします。

城山団地の問題。

私の知り合いが城山にいるんですけど、今か

らカズラが伸びると、フですよ、匂う。あのフが発生するらしいんですよ。それで、その人は、奥さんがポットを洗って消毒するのに外に出していたと。日で日光消毒をしていた。その方が、夜、お湯を沸かせと。焼酎を友達と飲むからと焼酎を飲んだと。ポットからお湯を注いで焼酎を飲んだら、何か匂うなど。お前、これコップを洗ったか。コップを変えろとやって、またコップを変えて、また飲んだら、また同じ匂いがすると。何でこの匂いがするんだと寄ってみたら、ポットの中でフが煮えていたと。それを2杯飲んだ方がいるらしいんですよ。だから元気なのね。フのだしで焼酎飲んでいるから。

だから、フが発生したりして非常に迷惑にもなる。ですから、あそこは市有地だと思うんですけど、その下のほうの県有地は、コンクリートで固めてあるんですよ。これが、笛子トンネルが事故があった後、国が何か補助を出すから、ちゃんとしなさいというんで、県はそのときでやったらしい。そのとき市も一緒にやってくれればよかったんだけど、市にはそういうのがなかったかもしれないですよ。

だから、さっき答弁があったように、九電に依頼して九電工が切ったにしても、もともとのところをやっぱりある程度切らないと、これはまた同じことになると思います。崩れないとも限らないんだから、下を子供が通ったりするからね。

だから、このことは土木課長、要望にしておきますけど、必ず予算をつけて、あそこはもう10年ぐらい何もしていないんじゃないかな、大きくなっていますから。ですから、ぜひ、予算を取っていただいて、あそこの斜面のあの木を根本的に切っていただくように要望しておきます。よろしくお願ひします。これで終わっておきます。

あとね、次だ。子供のスマホ斜視については、やっぱり愛知県の豊明市だったかな。まだ議会

を通っていなくて案の段階だと思うんですけど、2時間でというような条例案が出て、これ議会を通ったら10月1日から施行するとなっているんですけど、余暇の時間を2時間と。例えば、こういうときに見ている時間は除くということらしいんですけど、これがいいか悪いかは別です。ただ、注意を促すということでね。

この問題をテレビが取り上げて、若い子たちにあなたスマホを何時間見ていますかと言うと、私びっくりしたんですけど、みんな、僕2時間30分だ、私11時間だとかぱつと言えるんですよ。学校教育課長、これ分かります、知っていましたか。

○学校教育課長（川崎史明） 利用時間の確認方法なんですけれども、使用している端末の種類によって若干違うんですけども、どのスマホであっても、設定というアプリから使用時間の確認ができるようになっております。

このアプリは自分自身のスマホ全体の利用時間、それから、アプリごとの利用時間などについて確認できるほか、保護者の方が利用時間を設定することも可能になっております。

この機能を十分に理解していない児童生徒や保護者がいることも想定されますので、今後、端末利用に関する学習の場やPTAなど、保護者が集まる機会を捉えて、過度な使用とならないよう積極的に周知してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 すみません。あと5分しかないですからね。今のスマホの条例案についても、市長にちょっと振ろうと思ったんですけど。

愛知県豊明市が2時間の条例、これ提案したことについて何かコメントあります、短く。なければないで、ないですね。じゃあ、いいです。じゃあ、もうこのことについて終わります。

あとは、子供の自殺防止ね。教育長、垂水市のこの夏休み明けの子供の状態とか、いろんな

ことをご覧になって、その子供の自殺ということに対しての教育長の見解を伺って質問を終わりたいと思います。

○教育長（明石浩久） 子供の自殺防止につきましてお答えいたします。

先ほど議員も言われたとおり、令和6年の児童生徒の自殺者数は529人と過去最多になっており、現状を極めて深刻に受け止めております。

特に、夏休み明けの9月1日は、年間を通して子供の自殺者数が最も多い日であるという統計結果も出ております。そのため、学校のみならず教育委員会におきましても、2学期が始まる9月1日は毎年特別な思いを持って迎えております。

一人一人の命はかけがえのないものであり、子供が自ら命を断つようなことは決してあってはなりません。

自殺防止に向けた具体的な取組につきましては、先ほど学校教育課長が答弁したとおりでございます。今後も引き続き保護者も教職員も子供をしっかりと見守り、危機意識を高めて取組を継続してまいります。

また、こうした取組と併せまして、日頃から子供たちの自己有用感や自己肯定感を育んでいくことも自殺防止につながるものと考えております。

そのため4月以降、校長研修会や教頭研修会におきまして、子供たちに対してありがとうございます。言葉かけを大事にするよう指導を行っているところでございます。ささいなことであっても子供の言動をとらえて感謝の言葉かけをすることは、自分は誰かの役に立っている、必要とされているという子供の思いにつながるものと考えております。

本市では、平成21年度から垂水市さわやかあいさつ運動の取組を進めておりますが、あいさつに加えて子供たちにありがとうのシャワーも浴びてほしいという思いから、今後、垂水市さ

わやかあいさつありがとう運動を展開してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 ありがとうございます。終わります。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。次は3時55分から行います。

午後3時47分休憩

午後3時55分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に2番、宮迫隆憲議員の質問を許可いたします。

〔宮迫隆憲議員登壇〕

○宮迫隆憲議員 お疲れさまです。本日最後の登壇となります。よろしくお願ひいたします。

最近では真夏の暑さが続き、農作物の高温障害が多発しております。サヤインゲンは、例年どおり、播種をしても畠の中の温度が高温になり種が焼け、発芽しても高温で枯れてしまうなど農家の皆さんに苦慮されているようあります。

この状態が続くようであれば、シーズン初めの10月は出荷量が少なくなるのではと心配しているところでございます。農家の皆様方におかれましては大変ですが、管理の徹底をお願いしたいと思います。

全国的に米の単価が高いことで、ニュースなど再三呼ばれておりますが、農家からすれば再生産することができる単価であります。今までの単価が安すぎたため、米農家は赤字続き、栽培するもんじゃないなど、農家の方の離農やほかの品目に移行することを余儀なくされてきました。

本市でもコンバイン袋30キロもみで6,500円から7,000円程度で販売されているようですが、はつきり言ってこの単価ではやっていけません。

精米すれば1キロ当たり約300円程度になり、新米でも古古古米より安い値段になります。

5月には土地改良区の方や米農家の方々と田んぼに水を送るために、水路を掃除する機会がありました。皆さん口をそろえて言われることは、今の金額ではやっていけないということです。

近隣市町は米の単価が上がったことで、もみの単価も上げているようあります。本市農家から伺った話では、昨年どうしても分けてほしいと1人の方が家に訪ねてこられ7,000円で販売されたようですが、その米を高い地域に転売されていたことを知り残念がっておられました。

こういったことをさせないため、スーパーの単価までとは言いませんが、本市の米価格を一定にするため、組合創設をするなどできないものか模索しているところあります。

生産者の皆さんが来年も作りたいと思ってもらい、消費者へ安心・安全なお米を、おいしいお米が届くように、農家の方々と対話を重ねながら進めてまいりたいと思います。

それでは、通告に従い順次質問いたします。関係各課の答弁をお願いいたします。

1、農政について。

近年では、畜産農家の飼料の高騰で、海外からの穀物輸入の価格上昇や円安の影響で、畜産農家にとって経営を圧迫する大きな問題となっております。国の配合飼料価格安定制度は、飼料価格の高騰を緩和するために設けられておりますが、高騰が続くと、補填額が減ってしまうおそれもあります。そこで、本市の畜産農家の現状を農林課長に伺います。

次に、牛根地区のまちづくりについて伺います。

牛根地区の皆さん、心から願うグラウンドゴルフ場整備については、本年1月にグローバルオーシャンワークス様と地域住民との話し合いがあり、社長のほうからグラウンドゴルフが行

えるよう全面協力したいとの大変ありがたいお申出があり、現在、旧牛根中跡地のグラウンドをグラウンドゴルフ場として地域計画に位置づけ、整備する方向であると承知しておりますが、その後の進捗状況を伺います。

次に、果樹試験場跡地について伺います。

私は、この問題について幾度となく質問させていただいております。

当時、課長の答弁では、相手方と話し合い、農地の管理、早期事業開始を要請していくとの答弁をいただいておりますが、現在でも手つかずのままとなっているのが現状であります。

農振地域内に10ヘクタールを超える放棄地があることに恐怖を覚えること、農家の皆さんからも苦情などをいただいていること、そこを踏まえ、今後、整備に向けての進め方はどうなっているのか、農業委員会事務局長に伺います。

次に、本市の託児所について伺います。

現在、保育園等は国の支援と本市の支援で実質無償化ですが、託児所を利用している方々への支援はない状況であります。

春頃、池田議員と現状を見学に行かせていただきましたが、予算の関係などで先生方も少しでもコスト削減や利用者の方々の苦労が軽減できるようにと様々な工夫をなさっていることを感じられた次第であります。

本市の子育て支援は、他地域よりも先進的に手厚く行っていただいておりますが、この託児所にも支援ができないのか、保健課長に伺います。

次に、錦江湾横断道路推進協議会について伺います。

この質問は、先ほどの池山議員と重複することもありますが、本市にとりましても重要なことであることから質問させていただきます。

令和5年8月8日に本市で官民一体となった協議会として設立し、これまで知事への表敬や近隣市町への推進等を活発に行ってまいりました。

た。そして、令和6年11月25日には錦江湾横断道路推進4団体が連携を図る錦江湾横断道路推進連携協議会が発足し、本年1月には約550名を超える方が参加した総決起大会も行われ、本市においては、この活動を知った方は早くでてきてほしいや、必要だよねなど、耳にすることが多くなっていることを実感しているところでもあります。

鹿児島県、そして、大隅地域の機運醸成がまだまだ高くなるように、皆さんと力を合わせて活動していきたいと思います。

しかしながら、現在、活動費に苦慮している状況は事実であります。関係団体の皆様方から活動費として御協力をいただきながらの運営も長くは続きません。そこで、官民一体の協議会であることを踏まえ、予算確保はできないのか伺います。

次に、ドリームサッカーについて伺います。

来る10月5日に、宝くじスポーツフェアドリーム・サッカー in 垂水が開催されることになっておりますが、このイベントには日本代表OBが参加し、サッカー教室や垂水市選抜との親善試合も行われるようあります。

この貴重なイベントの概要と開催に至った経緯を社会教育課長に伺い、1回目の質問を終わります。

○農林課長（森 秀和） 畜産農家の現状につきましてお答えいたします。

まず、現在の農家戸数でございますが、10年前と比較しますと、肉用牛農家は33戸で6割減と減少傾向となっております。養豚農家7戸、採卵鶏3戸、ブロイラー鶏3戸の経営体となっており、農家戸数に大きな変動はございません。

令和5年産の農産物の総生産額でございますが、約111億6,000万円となっており、構成比は、耕種部門が13.5%、畜産部門が86.5%と、農業分野の中でも大部分を占めており、地域経済や食料自給率において重要な役割を果たしてきて

おります。

高齢化や規模拡大による労働力不足、世界情勢などに伴う物価高騰の影響から、生産資材の高騰が著しく、特に損益分岐点に大きく影響する配合飼料価格の長引く高止まりで、畜産経営を持続していく上で深刻な問題となっております。

また、近年の夏場の猛暑は、繁殖率の低減なども畜産経営に大きな影響が出ているようございます。

消費につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、インバウンド需要や外食需要により徐々にではございますが、国内消費は戻りつつあり、物価高騰による消費者の生活防衛意識の高まりから、家庭消費量は減少傾向にあり、特に肉用牛は影響を受けている状況でございます。

そのほか、国内での鳥インフルエンザや豚熱などの家畜法定伝染病の発生が相次いでおり、予断を許さない状況が続いております。

畜産農家には、侵入・蔓延防止に向けた防疫対策が求められており、労力に加え消毒資材のかかり増し経費など、畜産業は依然として厳しい状況に置かれております。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） グラウンドゴルフ場整備の進捗状況につきましてお答えいたします。

令和6年第3回定例会において、梅木議員から御質問のあった牛根中学校跡地売却に伴う活用計画の方針変更について、牛根地域の皆様に御理解をいただいた上で、改めて地域づくりの考え方や地域の将来像を盛り込んだ地域振興計画において、イベント等を通して世代間・地域間の交流の場をつくりたいの具体例として掲げられているグラウンドゴルフ場の整備に対する検討結果を盛り込んでいくことについて合意をいただいたことをお答えしたところでございます。

す。

その際、梅木議員から専門部会の設置について御提案がありましたことから、令和6年10月に開催された第2期牛根づくり計画策定推進委員会において、グラウンドゴルフ専門部会の設置について提案したところ、御承認いただいたところでございます。

その後、令和7年1月には、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社と地域住民の皆様による会議が開催され、同会議に出席された増永社長自ら、グラウンドゴルフが行えるよう協力する旨申し出いただいたところでございます。

令和6年第3回定例会で答弁しましたとおり、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社が、CSR、企業の社会的責任ですが、この理念として掲げるアクアカルチャーベイエリア構想には、牛根地区の地域活性化とインフラ整備、地域産業の振興、若手の誘致・人材育成・企業支援という3つの柱があり、同社は3つの柱のうち、若手の誘致・人材育成・企業支援の理念に従い、旧牛根中学校施設内に、ケンファーム株式会社がアルコール蒸留施設を設置することを支援しているところでございます。

ケンファーム株式会社におかれましても、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社の地域貢献の理念に賛同し、旧牛根中学校をグラウンドゴルフ場として整備する際には、何らかの支援をしたい旨、お申出いただいているところでございます。

これらの申出を踏まえまして、令和7年2月に牛根地区公民館で行われましたグラウンドゴルフ専門部会では、旧牛根中学校の校庭部分がグラウンドゴルフ場を候補地として選定されたところでございます。

その後、令和7年5月に開催されたグラウンドゴルフ専門部会において、旧牛根中学校校庭部分に設置されている刈草置場の移設、グラウ

ンドゴルフ場として使用するエリア設定、休憩施設の設置、トイレ・手洗い場施設、水たまり対策など、具体的な整備要望が挙げられたところでございます。

この要望事項につきましては、企画政策課を通じてグローバル・オーシャン・ワークス株式会社にお伝えし、整備に向けて現在調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○農業委員会事務局長（堀之内耕一） 果樹試験場跡地について、今後、整備に向けての進め方はどうなっているのかにつきましてお答えいたします。

果樹試験場跡地は、令和4年度に鹿児島市の事業者が県の入札を経て購入・取得されております。

農地の取得に際して、当初提出いただいた営農計画書によれば、跡地の農園においてツバキ園を核とした営農事業を展開するとされておりますが、現時点においてまだ営農が開始されていない状況でございます。

営農が開始されていない理由は、事業者のグループ会社全体において慢性的な人員不足が続いていること、本市における営農事業・農地管理への人的手配が困難となっていることがあります。

これまで、敷地一帯の管理も限られた範囲でしか行われていなかったため、雑草や雑木が繁茂し、敷地沿いの市道・農道の通行や整備に際しても支障を来しており、農園内においてイノシシなどの獣害の影響も見られ、地域の耕作者などから管理についての問合せをたびたび受けている状況でございます。

農業委員会においては、これまでの間、事業者に対し跡地に接する指導・農道沿いの除草等の管理を最優先に行っていただくよう要請を行ってきており、併せて農林課などと連携して、本格的な営農事業の開始に向けて、国・県の補助事業や市の支援策などの情報提供を図り、本

格的な農地の管理・早期の事業開始についても要請を行ってきております。

しかしながら、農地の再生が困難な状況となりつつあることから、試験場跡地一帯の管理、今後の事業運営等の進め方などについて、改めて事業者側との協議の場を設けた上で、維持管理の外部委託の提案、事業計画の精査、早期の営農事業の開始に向けての要請を行っていくとともに、引き続き農地の適正利用・管理についても関係機関と連携して指導・助言を行ってまいります。

また、上野台地上の果樹試験場跡地一帯は、農地としては非常によい場所に立地しておりますことから、事業者との対応過程において、荒廃化を食い止め、農地としての再生・利活用を促進するための手段として、農地の一部を経営規模拡大を望む農家に貸し出すことについて提案を図ってまいります。

本件につきましては、市外の事業者が本市において大規模な農園事業を実施する目的にて、果樹試験場跡地一帯を取得された経緯があり、事業が開始され着実な展開が続けば、将来的には本市の農業・産業振興にも大きく寄与する可能性もありますことから、農林課、関係機関などと連携して、引き続き周辺農地に迷惑をかけないよう維持管理を要請するとともに、事業着手に向けての計画作成などの指導を行ってまいります。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） 託児所利用者への支援についてお答えいたします。

まず、託児所についてでございますが、託児所とは認可外の保育施設を指します。この認可外保育施設とは、保育園や幼稚園等とは異なり、児童福祉法に基づく都道府県知事からの認可を受けていない保育施設のことを指すもので、現在、本市におきましては、垂水中央病院内に設置しております、わんぱく託児所が1か所のみ

あるところでございます。

この垂水中央病院内の託児所は、平成元年に開設し、垂水中央病院に勤務する職員を対象に事業所内の託児所として、0歳児から4歳児を預かる施設となっております。

認可外施設でありますことから、運営状況及び利用者の状況等について直接的な市との関わり等はなく、利用状況が把握できないため垂水中央病院に確認しましたところ、定員数15名に対し、令和7年9月時点で、1歳児1名、2歳児1名、3歳児3名の合計5名が利用しているとのことでございます。利用児童の内訳としましては、垂水市民が2名、垂水市外が3名となっております。

次に、保育料についてでございますが、保育所、認定こども園等の認可保育施設に通う児童につきましては、国の制度で無料化の対象としていない課税世帯に属する0歳児から2歳児までの保育料を本市におきましては、独自政策として無料化としているところでございます。

議員から御質問がありました垂水中央病院の託児所に通う児童の保育料の支援につきましては、先ほど申し上げましたとおり、認可施設でないことから各種の課題がございます。

国が定める公定価格が適用されないため、保育料が託児所により異なること、認可施設でないため、市の方で利用者を把握する仕組みがないこと、垂水中央病院に勤める保護者の子が垂水市民だけないこと。

また、国の制度で無料化の制度はあるものの無料となる額の上限が決まっており、超過分を補う制度設計が困難であることなどの課題がございます。実際に県内のほかの市町村において、事業所内託児所の保育料の支援を行っているところは確認できておりません。

このようなことから本市としましては、まずは他の自治体の取組を調査し、託児所を利用する保育料の支援について研究を進めてまいりました

いと考えているところでございます。

以上でございます。

○副市長（坂元裕人） 予算確保に向けての考え方につきましてお答えいたします。

先ほど池山議員から熱い思いを込めて御質問もございましたとおり、錦江湾横断道路につきましては、本市のみならず大隅半島、ひいては鹿児島県全体の浮揚のために欠くことのできない重要な構想であると考えているところでございます。

その錦江湾横断道路整備促進のため設立されました垂水市錦江湾横断道路推進協議会でございますが、本市と一体となった官民連携での取組を進めております。

同協議会を含む関連4団体との連携により設立された錦江湾横断道路推進連携協議会においては、今年1月に決起集会を開催し、森山裕衆議院議員をはじめ多数の関係団体、関係機関の皆様、桜島や本市を含む大隅半島の皆様など総勢約550名の方々の参加がございました。このことは、地域全体の合意形成が進み、また、機運の醸成に大きく寄与したと考えております。

本市といたしましても、同協議会の活動が錦江湾横断道路の実施路線化に向け大きな推進力としての役割を担っていただけるものと期待しているところでございます。

そこで、まずは同協議会の取組に対しまして、全庁的に意識を高め、機運の情勢を図ってまいりたいと考えているところでございます。

議員御質問の関連予算の確保につきましては、今後、庁内での官としての役割、位置づけを整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（大迫隆男） 宝くじスポーツフェアの事業概要と開催に至った経緯につきましてお答えいたします。

本事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、青少年の健全育成や明るいまちづくりなどコミ

ュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に実施されるものであり、希望する市町村が申請窓口である鹿児島県に申請書類を提出後、一般財団法人自治総合センターが都道府県から進達された申請自治体の中から、例年4つの自治体を採択し開催されるものでございます。

本市も令和5年度から申請し、令和6年度の2回目の申請で誘致が実現したところでございます。

今回、ドリーム・サッカー in 垂水につきましては、令和6年11月に内定をいただき、令和7年3月に正式な開催決定の通知がまいりました。

本事業につきましては、著名な元日本代表選手が多数参加することや、事業実施に係る経費については、一部を除き自治総合センターの負担であるため、全国の自治体から開催要望が多く、特にドリームサッカーは人気の高い事業でございます。

本事業の概要でございますが、北澤豪さんをはじめとするサッカー元日本代表選手22名が来垂し、開催地チームとの親善試合、指導者クリニック、少年少女サッカー教室、アトラクションを実施するものでございます。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。それでは、一問一答方式で2回目の質問に移りたいと思います。

畜産関係についてですが、肉用牛農家は10年前と比較して6割減の33、養豚は7、採鷄卵は3、ブロイラーが3戸ということで、令和5年度の農畜産物の総生産額は約111億6,000万円であり、構成比較は、耕種部門が13.5%、畜産部門が86.5%であり、農業分野の中でも基幹産業と成長しているとの答弁がありました。

実際、この現状でも全ての資材が高騰してお

り、皆さん、本当に苦慮されております。畜産農家への支援は急務であると思いますが、現在どのような支援を行っているのか、お聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 本市の畜産農家への支援は、につきましてお答えいたします。

これまで畜産環境整備のための国の補助事業による飼料生産に必要な機械導入、畜舎・浄化槽などの整備や、家畜伝染病防疫のための消毒機材や防鳥ネット・鳥獣侵入防止のための柵などの整備や畜産農家の経営状況や要望等を踏まえた市独自の支援事業を創設し、畜産農家を下支えしているところでございます。

また、物価高騰による影響を受けた全ての畜産農家を対象に、国の交付金等を活用し、令和4年度は、農林業物価等高騰対策事業補助金、令和5年度に配合飼料の価格高騰に対する配合飼料価格安定基金の農家負担分の一部を支援するなど対策を講じてきたところでございます。

今年度の畜産業費の補助金・交付金の当初予算額は1,511万6,000円となっております。

主なものとしては、肉用牛関係組織からの畜産経営支援対策や家畜防疫対策、肉用牛の消費拡大の要望を受けての支援事業や継続事業でございます肉用牛優良牛保留事業、肥育素牛導入促進事業、肉用牛繁殖雌牛生産強化事業など、肉用牛農家への支援事業が大部分を占めております。

防疫対策として、肝属2市4町や農協など関係団体で構成する肝属地区家畜伝染病防疫対策協議会において、発生時の消毒ポイントなど広域での初動防疫体制の確認や消毒薬などの備蓄資材の整備なども行っているところでございます。

そのほか、各農家などの経営状況を伺った上で、利用可能な資金等の説明を行い、活用する資金の申請にあっては、政策金融公庫やJA等とも連携しながら指導や助言を行っております。

今後も市況や消費動向に注視し、関係機関と連携し、支援や相談等に適切に対応するなど、持続的な畜産経営に資するよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 今年度の補助金・交付金の予算が1,511万6,000円であると。その大部分が肉用牛農家への支援であるとの答弁がありました。

本市は、養豚農家も養鶏農家もあるわけでですので、肉用牛農家への支援も継続しながら、拡充しながら進めていただきたいと思います。

野菜でも米が高いため、スーパーの買い控えがあるような話も聞こえてきますが、お肉関係もそのあたりを受けるおそれもあります。そして、世間一般でも上がった単価はなかなか戻らないと言われておりますが、このまま消費が伸びなければ大変なことになります。今後の取組はどのようにお考えかお聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 今後の取組は、につきましてお答えいたします。

現在、畜産物の市況や配合飼料価格、流通状況などを注視しながら畜産振興を図っているところでございます。肉用牛農家においては、きもつき農協垂水支所に組織が確立していることや、担当職員が巡回をして情報収集がでておりますが、養豚・養鶏業においては法人化されており、加えて家畜伝染病防疫上の観点から直接的な情報収集がでていないところがございます。

今後も厳しい状況は続くことが考えられますので、いつでも営農相談をしていただくよう、農林課技連会だより等で広報し、各事業者の経営状況を伺った上で利用可能な資金等の説明を行い、申請にあっては、政策金融公庫やJA等とも連携しながら指導や助言を行うなど適切に対応してまいります。

また、本市だけでの対応が困難な場合もございますので、県・JAをはじめ関係機関と連携

し、厳しい畜産農家の現状を国へ届けるなど橋渡し役となり、畜産業の皆様を引き続き全力で支援してまいります。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。

皆さん、今どんなことで困っているのか対話をして、情報収集が一番だと思いますし、家畜伝染病の難しさがあるのであれば会議など開いて、そこに結局、政策金融公庫の皆さんとかいろいろな方々を集めて、今こういう資金がありますよ、こういう制度がありますよというのをいろいろ説明していただいて、皆さん会議を開きながら、皆さんがその制度をちゃんと理解した上で、自分たちにはこういう制度があるんだとか、そこら辺をしっかり教えていただいて、厳しい農畜産業の現状を国に届ける橋渡し役となっていただきたいと思います。この質問は終わります。

次に、牛根地区のまちづくりについてですが、グラウンドゴルフ場はじめグローバルさんやケンファームさんの計画の進捗状況は理解いたしました。

私は、去年8月にグラウンドゴルフ整備の合同説明会に参加をし、グローバルさんのABC構想やケンファームさんの事業計画のすばらしさ、今後に希望を感じたところでした。

このABC構想の実現は、垂水市にとっても大事なことあります。しかしながら、1月の地域住民との話合いで、社長のほうからグラウンドゴルフ場として利用してほしいとの話があったとのことですが、計画との整合性についてどのような認識であるのか伺います。

○企画政策課長（堀留 豊） 計画の整合性についての認識ということでお答えさせていただきます。

令和7年1月に、牛根地区の皆様とグローバル・オーシャン・ワークス株式会社及びケンファーム株式会社との話合いがございました。

初めに、本市が作成した議事録から、増永社長の発言を引用させていただきます。

「私は、当該土地を購入前、牛根づくり計画の中で、旧牛根中学校校庭が地域交流の場として利用されていること、また、グラウンドゴルフ場として利活用されている経緯をよく知らなかつたため、地域の方々に申し訳ないと思っている。これまで企画政策課の方々が、弊社や地域への配慮として代替地の選定に取り組まれているのはありがたいと思っているが、私としては地域の声が最優先だと思っているので、市と地域で約束が交わされていたのであれば、弊社はその約束を果たしたいと思っている。旧牛根中学校校庭の利用計画を練り直し、皆様がこの先も校庭を利用できるよう協力したい」以上が増永社長の御発言でございました。

この発言に対し、公民館長をはじめ参加した住民の方々からも、大変ありがたい申出があつたと感謝の言葉が述べられたところでございます。市としても、この申出を踏まえ、先ほどの答弁のとおり、地域の皆様方と話合いを進めているところでございます。

次に、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社、ケンファーム株式会社の事業の進捗状況でございますが、ケンファーム株式会社の事業につきましては、令和7年第2回定例会で、梅木議員の御質問にお答えしたとおり、現在もおおむね計画どおりに進んでいると認識しております。

一方で、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社の事業進捗状況でございますが、グラウンドゴルフ場として、校庭の提供をお申出いただいておりますことから、計画の見直しが生じている状況であると認識しているところでございます。

しかしながら、グラウンドゴルフ場の整備につきましては、アクアカルチャー・ベイエリア構想の3つの柱の1つである、牛根地区の活性

化とインフラ整備の目的に沿つたものと考えられることから、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社のCSRの観点を尊重し、本市としましても緊密な相談体制を構築するなど、引き続きこの構想の実現に対して協力していくたいと考えているところでございます。

また、牛根地区のグラウンドゴルフ場整備につきましては、地域振興計画に地域のありたい姿として位置づけられていることから、市としましても、地域の皆様の夢の実現のため支援していきたいと考えているところでございます。

このようなことから、まずはグローバル・オーシャン・ワークス株式会社、ケンファーム株式会社、牛根地区公民館、そして垂水市の4者で、牛根地区のまちづくりや地域活性化のための包括連携協定を締結し、連携して取り組んでいく体制を構築したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。

市長は、今のこの計画の進捗状況等を踏まえて、今の思いがあればお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） ただいま経緯などにつきまして、企画政策課長の答弁のとおりでございます。

今回の旧牛根中学校などの売買につきましては、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社様のアクアカルチャーベイエリア構想を受けてのことであり、市といたしましても、これまでお答えしておりますとおり、この企業提案が実現をすると、牛根地区全体の活性化が図られるものと考えております。

しかしながら、ただいま課長答弁にもありましたとおり、旧牛根中学校をグラウンドゴルフ場として整備することにより、アクアカルチャーベイエリア構想を見直さざるを得ない状況となつたことに対しまして大変御迷惑をおかけしたと思っております。この場をお借りして、

お詫びを申し上げたいと思います。

増永社長自ら地域住民のことを最優先にお考えいただき、旧牛根中学校の校庭をグラウンドゴルフ場として利用できるよう御協力を賜りましたことにつきまして、地域の皆様も大変喜ばれていますことと思います。改めてグローバル・オーシャン・ワークス株式会社、増永社長の決断に感謝をいたします。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。

垂水市の地域づくりは、地域振興計画に基づき地域住民によるありたい姿の実現を目指し、住民主体で取り組まれていること、少子高齢化が進み、まちづくりの担い手も減少している中で、グローバルさんの構想のように地域活性化を掲げ、取り組まれていることは、今後、地域と企業、そして自治体の連携、言うならばグレードアップした官民連携の形として期待できると考えております。そのためにも、もっと企業が参加しやすい環境をつくることも必要です。

牛根地区が、本市の未来に向けてモデルケースになるよう、夢の実現に向けて、本市としても取組や支援策など、取組をどんどん前へ進めさせていただきたいと思います。そのことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

次に、果樹試験場跡地についてですが、事業者さんが購入されて、やはりできないとなつても管理はしないといけないわけであります。恐らく、開墾するにも建設業者など、お願いしないといけないと思いますので、早めの対応をお願いしたいと思います。

再三お願いで申し訳ないんですが、最近では本市でも鹿の目撃情報などがあり、中に人間を入れる状況でもないですし、鳥獣被害につながる事案もあります。対応をお願いして、この質問を終わります。

次に、託児所についてですが、答弁でありました託児所は、0歳児から4歳児まで預かる認

定外保育施設で、15名まで受け入れ可能ということでありました。現在5名、1歳児1名、2歳児1名、3歳児3名、垂水市在住の方が2名、垂水市以外の方が3名という報告がありました。

私も池田議員と現場を訪ね、話を伺つてきましたが、1日約800円から900円程度、利用料金がかかるようです。国の支援と本市の支援で、市内の保育所、認定こども園は無償化となっておりますが、この託児所への支援は、認定外、認可が下りていない施設ということもあり、制度、額の上限など難しい課題もあるようです。いかなる形でも支援が少しでもできないのか研究をお願いして、この質問は終わりたいと思います。

次に、錦江湾横断道路推進協議会についてですが、現在、連携協議会には推進協議会を代表して堀内議員と私と会議に参加しながら、来年の総決起大会へ向けて鹿児島市内の企業のあいさつ回りや、10月18日には天文館での署名活動も開催予定となっております。

連携協議会の運営は、各団体から予算を出し合いながら、活動費に充てている状況ですが、確かに、総決起大会を行うとまとまった支出が生まれます。昔と違い現在は大分状況も変わってきて、大隅地域の機運醸成も上がってきていますし、いま一度ここで、垂水市の協議会としても活動を活発化するときもあると思います。

大隅半島と薩摩半島をつなぐ錦江湾横断道路の実現は、産業、経済、文化の発展に大きく寄与し、防災、医療の観点からも命の道路です。

私は、子育て世代でもあります。子供たちの未来にとっても、今の大人が活動を一生懸命して、この道路ができてよかったですと思ってもらえるよう予算は必要なことであると私は思っております。市長の御決断を心からお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

市長、答弁よろしいでしょうか。お願いします。

○市長（尾脇雅弥） 基本的には、先ほど池山議員の質問にお答えしたとおりでありますけれども、段階を経ていろんな体制が整って、議会の中におきましても国道整備とは別に、錦江湾横断道路というので特別委員会がありますので、よく私自身も別な会も含めて陳情要望に行くわけですけれども、具体個別では申し上げられませんけれども、国のほうも、例えば市長が来たら何回来たとか、議員さんが何人来たとかというのをちゃんとチェックをしながら、財務省との予算折衝に臨むということです。

繰り返しになりますけど、この案件に関しては、それぞれの私利私欲のためではなくて、垂水市の将来を考えたときに必要だと思いますから、そういう委員会が設置をされて、皆さんのが活動をしておられるわけでありますから、そこに調査とか陳情等も含めた予算を設置するというのは当然のことだと思っておりますので、新年度の中で、しっかりと項目立てていきたいというふうに思っております。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。どうかいろいろな御指導を仰ぎながら一生懸命頑張りたいと思いますので、前向きによろしくお願ひいたします。

次に、ドリームサッカーについてですが、概要と開催に至った経緯は理解いたしました。このイベントは、子供たちのみならず親の方々もとても楽しみにしているイベントでもあります。

課長は、このイベントを通じてどのような効果が見込まれているのか、お考えがあるのか伺います。

○社会教育課長（大迫隆男） このイベントを通じて、どのような効果が見込まれるかにつきましてお答えいたします。

まず、指導者クリニックの実施による技術向上、少年少女サッカー教室による元日本代表選手と子供たちが触れ合うことで、もっと上手になりたい、将来プロを目指したいという夢や目

標を持つきっかけになるのではないかと考えております。

また、子供から保護者、高齢者まで幅広い層が参加・観戦することにより、世代間交流の場としての役割も担うことで、住民福祉の向上に寄与するものと考えております。

さらに、市内外から多くの観客や参加者の皆様が訪れることで交流人口が増加し、道の駅等の交流拠点や飲食店、交通機関などの利用が促進され、地域経済の活性化が期待されます。

併せて、選手へのケータリングやお土産等で、食材や特産品等のPRも行う予定であり、今回のイベントに参加する元日本代表選手のSNSでの情報発信、各メディア等から取材等により、スポーツを通じた本市の明るいまちづくりの話題が取り上げられることで、認知度の向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。

このイベントが開催されることにより、垂水市としても、とても活性化にもつながりますし、やっぱり子供たちがプロを目指したいと課長が言われましたけど、そういう子供たちが出てきてもらってプロに行けば、また、垂水市もこのイベントを通じて活力をもらうようなことになればいいなと私も思っております。

今、子供たちは、多数の垂水市の子供たちというの、いっぱいいろんなスポーツに関心があり、取組を一生懸命されていますが、課長として、今後どのような支援をしていきたいのか、伺いたいと思います。

○社会教育課長（大迫隆男） 現在、多数のスポーツに子供たちが取り組み頑張っているが今後の支援は、につきましてお答えいたします。

社会教育課におきましては、令和4年度から大会出場補助金制度を創設しております。令和6年度までの3年間、市内小中学生が九州大会・全国大会等に出場する際の旅費・宿泊費等

の助成に5団体42個人へ計47件168万2,000円を助成し、出場者の支援に努めているところでございます。

今後も宝くじドリームフェアの申請を行っていくなど、子供たちに夢を与え、青少年の健全育成につながるようなイベント開催に努めてまいります。併せて補助金制度の継続を図ることで、多くの子供たちがスポーツに関心を持ち、注力できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。今後も子供たちが夢に向かって大好きなスポーツができる環境整備をお願いをしたいと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（北方貞明） 本日は以上で終了いたします。

△日程報告

○議長（北方貞明） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行いたします。

△散会

○議長（北方貞明） 本日は、これにて散会いたします。

午後4時41分散会

令和 7 年 第 3 回 定例会

会 議 錄

第 3 日 令和 7 年 9 月 17 日

本会議第3号（9月17日）（水曜）

出席議員 12名

1番	高橋 理枝子	7番	堀内 貴志
2番	宮迫 隆憲	9番	篠原 靜則
3番	前田 隆	10番	感王寺 耕造
4番	新原 勇	11番	持留 良一
5番	池田 みすず	12番	北方 貞明
6番	梅木 勇	13番	池山 節夫

欠席議員 2名

8番	川越 信男	14番	川畠 三郎
----	-------	-----	-------

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	有馬 孝一
副市長	坂元 裕人	農林課長	森 秀和
総務課長	園田 保	農業委員会	堀之内 耕一
企画政策課長	堀留 豊	事務局長	
財政課長	草野 浩一	土木課長	福留 健一
税務課長	吉崎 亮太	水道課長	岩元 伸二
市民課長	福元 美子	会計課長	坂口 美保
併任		監査事務局長	山村 滋
選挙管理委員会		消防長	松尾 智信
事務局長		教育長	明石 浩久
保健課長	永田 正一	教育総務課長	小池 康之
福祉課長	新屋 一己	学校教育課長	川崎 史明
水産商工	大藪 俊一	社会教育課長	大迫 隆男
觀光課長			

議会事務局出席者

事務局長	西川 了助	書記	富崎 裕貴
書記	瀬脇 恵寿	書記	村山 徹

令和7年9月17日午前9時30分開議

△開 議

○議長（北方貞明） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（北方貞明） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

それでは、通告に従って、順次質問を許可いたします。

最初に、4番、新原勇議員の質問を許可いたします。

〔新原 勇議員登壇〕

○新原 勇議員 おはようございます。一般質問の2日目ということで、皆さん、よろしくお願ひいたします。

9月6日に、成年皇族として40年ぶりに成年式を皇居・宮殿、加冠の儀で執り行われました。厳かな儀式の中で、陛下から贈られた燕尾縷の冠を固定する掛緒と呼ばれる和紙のひもを結び、長さが余った左右の掛緒を和ばさみで切る際の、パチンパチンと高らかな音が鳴り響いた映像を、皆さんも記憶にとどめていると思います。まさに、未成年から成年へと歩み始められた瞬間だったのではなかったのでしょうか。

悠仁親王殿下には、成年皇族として、これから様々な経験を積まれ、日本国と皇族の弥栄を謹んでお祈り申し上げます。

それでは、先に通告していました質問に入ります。各関係課、よろしくお願ひいたします。

まず、前回も質問した県道についてですが、県道71号線、垂水から高峰を越える道路ですが、前回から通行止めの工事の進捗状況はどのようになっているのかと、途中垂桜入り口付近まで

の拡張未整備区間約1キロについては、予算がたしか二、三年前についていたと思われますが、その後の進捗状況についてお聞かせください。

紙おむつについて。

現在3か所について乳児用のおむつ回収ボックスがありますが、利用状況についてお聞かせください。

燃やせるごみについて。

市報の5月号と7月号に、「読者の思い」にごみの件について投稿されています。5月号では、資源ごみが分別されていないことや、洗わずに資源ごみ袋に入れられている、また燃やせるごみにも資源ごみがたくさん入っていると投稿され、それを受け、7月号でも別の方が投稿され、ごみの悪い例を挙げてほしいと投稿されていました。

空き缶等混以外にどのような悪い例があるのか、事例をお聞かせください。

株式会社アスリートキャリアセンターと包括連携協定について。

3月3日に文化会館にて、垂水市自主文化事業で青山学院大学の原監督に講演をしていただき、市内外からたくさんの方が傍聴されました。それから4か月ほどで包括協定となったわけですが、昨日、池山議員の中でも市長がいろいろ説明いたしてくれていましたけど、また詳しく包括協定まで至った経緯と目的についてお聞かせください。

市営住宅について。

現在、進められている柊原の市営住宅の部屋数と入居条件をお聞かせください。

子どもの紫外線対策について。

気象庁のデータによると、1990年以降、日本国内では、紫外線が強まる傾向が続いており、特に、非常に強い紫外線が観測される日数も増加しています。2023年には、「非常に強い」が約90日間記録され、特に5月ぐらいから増え始め、太陽高度の高い7月から8月の間が最も紫

外線が強く、秋にかけて少しづつ減少していきます。

紫外線の量は、オゾン層の量だけでなく、近年、ディーゼル車や規制強化のクリーンエネルギーの普及によって、大気中のちりが減ったことにより、つまり、空気がきれいになったことにより、紫外線がより多く地上に届きやすくなつたと言われております。

紫外線は日焼けやしみ、しわの原因となるだけでなく、長期的な健康障害、皮膚がんや白内障を引き起こすこともあります。免疫機能の低下やアレルギー症状の悪化も招く可能性もあります。

子どもの紫外線対策として、現在どのような取組が行われているのか、お聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○土木課長（福留健一） おはようございます。通行止めの現在の状況と、垂桜入り口までの拡幅工事の進捗状況につきましてお答えいたします。

まず、県道垂水南之郷線の通行止めの現在の状況につきましてお答えいたします。

県道71号線垂水南之郷線については、令和7年2月16日に、鹿屋市上高隈地内において地滑りが発生し、御存じのとおり、現在も全面通行止めとなっております。

県の大隅地域振興局土木建築課によりますと、これまでに地滑りを抑制するための応急押え盛土工の施工を終え、現在、地下水位観測などの調査ボーリングや観測をしながら、まずは暫定の交通開放、片側交互通行などに向けた取組を実施することあります。

開放時期につきましては、今後、応急対策工事の完了や観測結果、専門家の意見を踏まえ、本格的な対策方法を行う予定でありますと、御不便をおかけしている道路利用者や地域住民への情報を適切に行っていきたいとの回答を頂いております。

次に、垂桜入り口までの拡幅工事の進捗状況につきましてお答えします。

垂水南之郷線の道路幅員が狭く、カーブが連続し、大型車の離合に支障を来しております大野原工区の未改良区間、約1.3キロメートルございますけれども、道路拡幅工事を計画しております。

県の大隅地域振興局土木建築課によりますと、現在はこの約1.3キロの改良区間のうち、垂水市街地側において、道路設計や道路周辺の国有林に係る関係機関との調整を進めているとのことです。

市としましても、本路線は垂水市中心部と国道504号を結び、地域住民の主要な道路であることから、引き続き、県へ事業の整備促進をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（有馬孝一） おはようございます。おむつ回収ボックスの利用状況はについてお答えをいたします。

子ども用使用済み紙おむつ回収ボックスにつきましては、子育て支援政策の一環といたしまして、令和6年4月から新たに新城支所、牛根支所に子ども用の使用済み紙おむつ回収ボックスが設置され、子育て支援センターを含めまして、市内3か所での拠点回収を開始したところでございます。

回収業務につきましては、生活環境課所管の可燃ごみ収集時に行っております。

令和6年度の回収実績は、子育て支援センター、ごみ袋（大袋）換算で780袋、新城支所88袋、牛根支所28袋となっており、本年4月以降の回収実績は、7月末時点で、子育て支援センター、ごみ袋（大袋）換算で349袋、新城支所62袋、牛根支所3袋となっております。

以上でございます。

続きまして、市報5月号・7月号の「読者の思い」について、燃やせるごみの悪い例とはに

についてお答えをいたします。

本市におきましては、ごみの減量化と適正な分別、資源循環の促進を目的といたしまして、現在27品目の分別収集を行い、ごみの減量化及び資源化の促進を図っているところであります。

導入に伴い、本市のごみの再資源化率は、令和5年度で44.3%となっており、国や県と比較して高い数値となっているところであります。

一方、実態や実績から、近年、本市の再資源化率が低下傾向にあることを把握しております。

燃やせるごみの悪い例としましては、再資源化率低下の原因となります資源ごみが混入したごみ、それから処理機械及びごみ収集車の火災や故障の原因となりますスプレー缶やリチウムイオン電池、ゴムホースなど、長いひも状のものの混入したごみが確認をされているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） おはようございます。株式会社アスリートキャリアセンターとの包括連携協定締結に至った経緯につきましてお答えいたします。

株式会社アスリートキャリアセンターは、青山学院大学陸上競技部の原晋監督が取締役を務められている株式会社であり、青山学院大学陸上競技部と連携し、地方公共団体と協働で、地方創生や地方課題の解決に取り組んでおられる会社でございます。

今年3月、本市の自主文化事業として、青山学院大学の原晋監督に御講演をいただいたところでございますが、その際、株式会社アスリートキャリアセンターが窓口となり、青山学院大学陸上競技部と連携し、地方公共団体と協働で地方創生や地方課題の解決に取り組んでおられる事例をお伺いしたことから、課内検討の上、庁内の意思決定を行い、7月22日に包括連携協定を締結したところでございます。

協定締結の目的としましては、本市と株式会

社アスリートキャリアセンターが相互の資源を活用して連携・協力をを行うことにより、スポーツによる地域活性化を推進するとともに、本市における継続的な地域社会の発展及び人材の育成に寄与することとしております。

以上でございます。

○土木課長（福留健一） 栄原の市営住宅の部屋数と入居条件はにつきましてお答えいたします。

栄原団地は、垂水市公営住宅長寿命化計画に基づき、昨年度、解体及び造成工事が完了し、本年度、建て替え工事を既に発注したところでございます。

整備内容は、4棟8戸を建て替えする計画であり、内訳は平屋が3棟6戸、2階建てが1棟2戸でございます。

入居の条件でございますが、以前より入居されておりました2世帯に対しましては、優先的に入居していただくこととしており、2階建てにつきましては、子育て世代向けとしているところでございます。

それ以外では、条例にもありますとおり、低額所得者であり、住宅に困窮する者など、入居条件はこれまでと同様でございます。

以上でございます。

○学校教育課長（川崎史明） 学校における紫外線対策の現状についてお答えいたします。

今年の夏の平均気温は、過去の記録を大幅に上回りました。子どもたちの健康を守るため、熱中症対策とともに、紫外線対策の重要性がますます高まっているところでございます。

こうした状況を踏まえ、本市の小中学校では、次のような取組を行っております。

まず、水泳授業におきましては、紫外線から子どもたちの肌を守るという観点から、袖や丈の長い水着を推奨しており、今では、多くの児童生徒が授業の中で着用しております。

また、子どもたちは自らの体質や体調に応じ

て、長袖の制服や体育服を着用したり、屋外の活動時には、日焼け止めクリームを塗ったりするなどして紫外線対策を講じております。ほかにも、小学校では日よけがついている体育帽子に段階的に変更しているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 それでは、一問一答方式で質問に入ります。

県道71号線に対しては、明るい情報で、もうすぐ片側通行になるのかなという予感さえもしました。ありがとうございます。

今現在、鹿屋方面が工事中で通行止めしているせいか、ダブル連結のトラックなど、長い車両が多く運行しています。

私も、県道71号線の中央線のあるカーブですれ違ったとき、少し怖い思いしましたので、中央線の約1キロ区間は非常に危険だと認識しています。大きな事故がないうちに拡張工事を率先していただくよう、県に要望を切にお願いしておきます。

また、市民の方も、南日本銀行の前の交差点の停止位置は余裕をもって止まつていただくようお願いしておきます。トレーラーが回れずに立ち往生して、交通の往来に支障がありましたので、このあたりも市民の方はよろしくお願いいたします。

次に、子ども用紙おむつの回収ボックスについても、利用の定着をしているところですが、できれば、高橋議員もお願いしていましたとおり、老人用も対応してくださればありがたいです。

次に、臭わない袋の提供について、使用後の紙おむつは燃えるごみの日まで保管しなくてはいけません。家の中で保管は、どうしても夏場は臭いが充満するようです。乳児用については、1歳児未満では垂水市乳児用品と購入助成事業が1人に対して月額6,000円支給されているので、その中で購入していただくとして、介護で

福祉から紙おむつを配布している家に、おむつや臭わない袋の提供はできないのか伺います。

○福祉課長（新屋一己） 介護・乳幼児おむつ使用後の臭わない袋の配付の考えはについてお答えいたします。

福祉課においては、高齢者等の紙おむつ給付申請があつた方に対して、毎月、紙おむつを給付しておりますが、市内に紙おむつ購入が可能な店舗が少ないとから、必要とする方に毎月紙おむつが届くよう、高齢者等の自宅まで紙おむつを配達しており、地域にあったサービス提供ができているものと考えます。

一方、議員御質問の臭わない袋の配布については、毎週、燃えるごみとして紙おむつは回収されることや、本人の自助、家族、地域の支援等である互助・共助の重要性も考慮しながら、福祉課として調査研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○新原 勇議員 これからますます高齢化社会になります。垂水はもうほとんど高齢社会になっていると思いますけども、先ほど課長が言われました、自助・互助・共助・公助とありますが、自助・互助の努力も、高齢化の中、崩壊が来つつあります。大人用の使用済みおむつ用のコンポストを作つてくださいとの意見もあります。いつでも出せますので、おむつの再利用を検討して、おむつ用のコンポストの設置を考えてください。

以上で、要望としておきます。

次に、燃やせるごみについて。

先ほどスプレー缶、リチウム電池、これは本当に危ないことであつて、ホースに関しても、切つて入れてくださいというお願いがしてありますので、ぜひ市民の方もそのようにしてください。

それと次に、燃やせるごみの量とプラごみの量の推移を教えてください。

○生活環境課長（有馬孝一） 燃やせるごみ量とプラごみ量の推移につきましてお答えをいたします。

比較のため、令和元年度と6年度とのごみ量でお答えをさせていただきます。

本市における燃やせるごみの処分量につきましては、令和6年度が2,145トンで、令和元年度2,287トンから約6.2%の減少となっております。また、本市におけるプラスチックごみの処分量につきましては、令和6年度は172トンで、令和元年度187トンから約8%の減少となっております。

なお、プラスチックごみに加え、生ごみ・紙類等を含めました資源ごみ全体のごみの処分量につきましては、令和6年度は1,708トンで、令和元年度が2,341トンから約27.0%の減少となっております。

以上でございます。

○新原 勇議員 今、聞いたところ、垂水市、平成元年から6年といえば、人口も大分減少しているんですけども、その割には、生ごみは27%減って、燃やせるごみ・資源ごみのほうは、ほぼ横ばいから少ししか減っていないのが分かりました。

分別がしっかりと行われていないのかどうかは分かりませんけども、もし、このあたりの原因が、何か生活環境で分かっていれば、何か教えていただきたいと思います。分析ができれば。

○生活環境課長（有馬孝一） 先ほど申し上げましたとおり、本市の燃やせるごみ量につきましては、人口減に比較をしまして、ごみ量はなだらかな減少となっておりまして、一方、資源ごみの量は27%というふうになっております。

数値だけを見ますと、人口減少率に比べまして、資源ごみの減少率が高いということになっておりますことから、議員が言われましたとおり、燃やせるごみに資源ごみが混入している可

能性が高く、それが要因の一因となっているものと推測をしているところでございます。適正な分別をしていただくことが、全体のごみ量削減につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございました。市民の方も分別をしっかりと行ってくださるようお願いいたします。私も肝に銘じております。

ここで、ちりを燃やすのに負担金がかかるわけなんですけども、大隅肝属広域事務組合のこの負担金の積算根拠はどのようにになっているのか、お聞かせください。

○生活環境課長（有馬孝一） 大隅広域事務組合の負担金の積算根拠につきましてお答えいたします。

本市の大隅広域事務組合への負担金のうち、清掃事業の負担金につきましては、廃棄物の処理及び、これに要する施設の設置及び管理運営に関する経費について、2市4町の構成市町で案分して負担をしております。

令和7年度の本市の清掃事業の負担金は8,977万9,000円で、その負担割合は構成市町全体の7.767%となっております。

御質問の清掃事業の負担金につきましては、基本割、人口割、ごみ量の実績割から算出されておりまして、基本割が10%、人口割が40%、ごみ量の実績割50%となっております。

以上でございます。

○新原 勇議員 積算根拠、基本割、人口割、ごみの収集の量で割られているということで、人件費を除いて、ごみの量を減らせば支払う量も少なくなるということでありますけども、負担金の1トン当たりの金額はどのようにになっているのか、お聞かせください。

○生活環境課長（有馬孝一） 令和7年度の負担金の割合で御説明を申し上げます。

実績割をごみ量で割った金額は約1万4,580円になります。1トン当たり1万4,580円でご

ぎいます。

以上でございます。

○新原 勇議員 1トン当たり1万4,580円になるということで、市民の皆さんもできるだけの範囲で、資源ごみと燃やせるごみの分別をお願いしたいと思います。ちりも積もれば山になるわけじゃないんですけど、皆さん、資源ごみのビニールだけ入った大きな袋でも、1キロあるかないか、本当に軽いものなんですけども、そういう皆さんの協力があれば負担金を減らすことになります。

あと、要望ですけど、前回、池山議員が、スーパーのごみ袋の使用を発言されていましたが、資源ごみのプラスチックごみに関しては、スーパーの袋利用でいいのではと思われます。ぜひ検討してみてください。

また、燃やせるごみの大体12%から15%は使用済み紙おむつだと思います。重量にするともっとあるかもしれません。これを金額にすると14~15%ですので、42万円ほど減らすことができます。ぜひ、おむつを燃やすのでなく、再利用する計画を考えるべきだと思います。

再利用することで、今まで支払っていたのは何かに利用することによりプラスになります。先ほどごみステーションにコンポストを増やすのにも役立ちますし、ただ、自治体の例もあるよう、企業から広告をもらうことにより、コンポスト代の行政負担が少なくなるやり方もあります。

また、国のほうも、今年は終わりましたけれども、令和7年度、使用済み紙おむつの再利用等に関する自治体伴走支援事業の募集についてというのも、5月の15日から6月の10日までありましたけど、これも限度を180万円ほど、啓発活動とか調査などにも使えるお金がありますので、ぜひ考えてもらいたいと思います。また、SDGsの観点からも検討をお願いします。

次に、アスリートキャリアセンターの包括協

定について、いきさつについて分かりました。垂水市を選んでくれたことも感謝します。市報には、協定にはスポーツ分野の、先ほど言いましたとおり、指導者等の不足といった課題を迅速に対応するとともに、スポーツ合宿の誘致や特産品の付加価値向上などを通じた、スポーツによるまちづくりを目指すものです。

今後、アスリートキャリアセンターと連携し、様々な事業を推進してまいりますと締めくくられています。今後の計画についてお聞かせください。

○企画政策課長（堀留 豊） 今後の計画につきましてお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、協定締結の目的であるスポーツによる地域活性化の推進、本市における継続的な地域社会の発展及び人材育成に寄与することを実現するために、具体的に4つの項目を定めているところでございます。

1点目は、スポーツ・健康に関することで、具体的には、部活動の地域展開や少年団活動への支援、持続的に指導者が確保できる制度の構築、管理栄養士による講演や栄養サポート指導等を想定しているところでございます。

2点目は、地域活性化に関することで、具体的には、地域スポーツクラブの創設に向けた検討や市民の皆様の競技力や体力の向上、スポーツ合宿の誘致による経済波及効果、連携によるシビックプライドの醸成等を想定しているところでございます。

3点目は、市のPRに関することで、具体的には、市のスポーツイベント等への協力、広報媒体を活用した情報発信、青山学院大学学生寮への食料等への支援等を通じた特産品の付加価値向上や、ふるさと納税への好影響などを想定しているところでございます。

4点目は、その他、本協定の目的に沿うことで、具体的には、株式会社アスリートキャリアセンターのノウハウを活用したSDGsの理解

促進等を想定しているところでございます。

本協定に基づいた具体的な事業展開につきましては、関係課で協議を行い、その結果を踏まえ、それぞれの所属におきまして具体的な事業化に向け、検討を行っているところでございます。

早速、市のPRに関する事として、主管課である水産商工観光課が立案した垂水市特産品の食材を、青学陸上部の寮に提供することで、選手が感じたことをSNS等でその魅力を広くPRしていただき、付加価値を向上させることを目的とした、垂水市特産品によるアスリートへの食材提供事業について、今般の議会へ関連予算を上程させていただいたところでございます。

今後におきましても、先ほど説明した4つの項目に基づいた事業展開の実現に向け、引き続き、関係課と検討を行ってまいります。

以上でございます。

○新原 勇議員 4つの項目を聞きまして、ここで2点ほど気になることがあって、スポーツ合宿の誘致、大学生が垂水市にスポーツ合宿に来て、陸上競技場とか走る場所、そういうのはありますけども、じゃあ、トレーニング機器など、また大学生がどんなトレーニングをしているか分からないですけども、そこにおけるサポートがちゃんとできているのかが少し危惧されますので、今までいろいろな大学がスポーツ合宿で来ていますけども、大学の要望を聞きながら、いろんなのを進めてもらいたいと思います。

そして、ふるさと納税に、垂水が20億から30億を目指すために、食材の提供を青山学院に提供することによって、その選手たちのSNSの、もう今、発信力はすごいです。それが垂水市の食材を、これを見た方が購入されることを期待いたしたいと思います。ありがとうございました。

垂水市では、県内の大学と様々な分野で協定を結んでいますが、協定状況についてお聞かせください。

○企画政策課長（堀留 豊） 県内の大学との包括連携協定の締結状況につきましてお答えいたします。

包括連携協定を締結する目的は、本市と相手方がそれぞれの資源を相互に活用し、長期的な視点に立って、課題解決に向けて協力・連携して取り組むことでございます。

特に、大学等の高等教育機関との包括連携協定締結では、本市にとりましては、大学等が有する知的資源の活用による課題解決が見込め、また、大学側としましても、地域に根差した実践的な教育・人材育成の機会創出やブランド価値向上等の効果が見込めることから、双方にとって有益なものと考えております。

このようなことから、本市は、鹿児島大学、鹿屋体育大学、鹿児島国際大学、鹿児島女子短期大学の4つの大学と包括連携協定を締結しているところでございます。

具体的な協定内容につきまして御説明いたしますと、鹿児島大学とは、平成21年1月に協定を締結しており、本市の最上位計画であります総合計画の策定や元気プロジェクト等での連携に加え、今年度から社会教育課が戦争関連資料の基礎情報整理も開始しているところでございます。

鹿屋体育大学とは、平成29年3月に協定を締結しており、学校教育現場における連携や、はんとけん体操に代表される一般介護予防事業における連携等に加え、今年度から協和地区をフィールドとし、地区公民館、垂水市漁協と連携した鹿児島県のモデル事業を開始しているところでございます。

鹿児島国際大学とは、平成29年2月に協定を締結しており、学生の皆様に垂水市での就業等について考える契機としていただくことを目的

とした、垂水市地域若者就地拡大プロジェクトの一環として、本市で就業されている方が国際大で講師として講義を行う寄附講座、学生が実際に当市を訪れるフィールドワーク等を実施しているところでございます。

鹿児島女子短期大学とは、令和4年9月に協定を締結しており、本市の特産品を活用した商品開発やSNSを活用した情報発信等を行っていただいているところでございます。

今後におきましても、既に協定を締結している大学等の知見を活用させていただき、本市の課題解決に向け連携して取り組むとともに、他の高等教育機関との連携につきましても、調査研究に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございました。各大学ともしっかりとし、いろんな大学といろんのテーマで、若者の知恵を借りながらしていくのは非常にすばらしいことだと思います。各大学ともしっかりとし連携を図り、事業推進させてください。

また、他市町村では、学生に、古民家を自由に再建し、市民に憩いの場の提供や発信地の拠点として、または田舎暮らしのお試し宿泊所としての活用など、若者の発想で展開している地域もあります。

せっかく学生が垂水市に訪れているのであれば、何とか学生と市民との交流を含めた、夢のある垂水市をこれからもつくっていただきたいと思って要望としておきます。

次に、市営住宅について、部屋数と入居条件については理解いたしました。早くできることを楽しみにしている市民もいられると、地域の方もいられると思います。また、我々もどのようなができるか楽しみにしております。

次に、市営住宅の条例についてですが、中央の連絡協議会の中で、振興会長さんが質問され

た話の中なんんですけども、現在の市営住宅から他市営住宅の転居は基本的にできないが、条例の一部の変更など、例えば、その限りはないなど、解釈の変更などは、条例を、議会での変更は可能なのか、お聞かせください。

○土木課長（福留健一） 市営住宅の条例変更につきましてお答えいたします。

市営住宅は、国の補助事業でこれまで整備し、公営住宅法の下に条例が制定されております。先日、開催されました行政連絡会でも市営住宅の住み替えができないのかとの御質問をいただいたところでありますが、公営住宅法では、市営住宅から市内の別の市営住宅への住み替えは原則禁止となっておりますが、入居世帯ごとにそれぞれ事情も異なりますことから、個別に相談していただきたいとの回答を行ったところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 やむを得ない事情があれば個別に相談できるということなので、それだけでも安心いたしました。ただ、もうこれが法で決まっているから駄目だよというんじゃなくて、なぜ移りたいのか、そのあたりを、市営住宅にはいろんな相談があると思います。真摯な対応で、これからもお願いしておきます。

次に、子どもの紫外線対策について、現在の取組については理解いたしました。長袖や冷却スプレーとかありますけども、この前、ソフトテニスの試合を見に行ったときも、袖のあるインナー、インナーじゃないけども、腕カバーみたいなやつを着けて試合をしていましたけども、そういうのも認めていただければ、一人して、それは格好つけって言われないように、みんなすれば、だんだんもうそれが当たり前になっていく時代となりますので、そのあたりもよろしくお願いいたします。

次に、登下校や野外活動時に、可視透過率の高いUVカット入り眼鏡の着用についてですが、

近年、登下校にUVカット入りの眼鏡を着用する取組が一部の学校で始まっているようです。これは、強い紫外線から児童の目を守ることを目的としています。

世界保健機構（WHO）では、生涯浴びる紫外線の半分以上を18歳までに浴びると発表しており、特に若年層における早期の紫外線対策が重要視されています。影響については、急性の紫外線角膜炎による充血の痛み、長期的には、白目の部分の瞼裂斑や失明のおそれのある白内障につながる可能性もあります。

私自身も、白目が黒目を覆う翼状片になり、一昨年、手術を、今、右目だけなんですけども、手術をしました。これも紫外線の影響と先生からは言われました。子どもの水晶体は、紫外線をブロックする能力が低く、網膜まで紫外線が到達しやすいため対策が必要とされるが、眼鏡の着用についてお聞かせください。

○学校教育課長（川崎史明） UVカット入り眼鏡の着用につきましてお答えいたします。

議員が言われたとおり、紫外線対策は肌だけでなく、目を守るという観点からも非常に重要なことでございます。現在のところ、本市では、UVカット入りの眼鏡着用等についての保護者等からの申出はございませんけれども、目の疾患等で着用が必要な子どもや光に敏感な子どもなど、相談があれば個別に対応することにしているところでございます。

また、紫外線から目を守るという点におきましては、日傘の使用も効果的であることから、各学校では、その使用を推奨しているところでございます。

今後も、子どもたちの健康や安全をしっかりと守っていくため、学校と家庭が連携しながら、柔軟かつ適切な対応が図られるよう指導してまいります。

以上でございます。

○新原 勇議員 今、日傘を推奨されると言つ

ておられましたけども、課長が、私は毎日、仕事場の前で立哨をしているんですけども、一人も日傘を差しているのを見たことはありません。かえって、連れて行く大人の人が日傘差して、子どもはそれを、中には帽子もかぶらないで歩いている子もいるぐらいです。

目のUVカット入り眼鏡は、幼少期の着用率はアメリカでは67%、日本では23%とまだ低いようです。これから、子どもたちへの紫外線対策は一步踏み込んだ対策が必要であろうと思います。腕カバーの装着に日傘、体操着に、帽子の素材の変更などがありますので、ぜひ検討をお願いいたしたいと思います。

まず、紫外線対策として、教育長、一言あれば、よろしくお願ひいたします。

○教育長（明石浩久） 新原議員の御質問にお答えいたします。

食卓にはサンマが並び道端には彼岸花が咲き始めるなど、季節は中秋と表現される頃となりました。しかしながら、日中の日差しはまだまだ強く、少なくとも今後1週間はこんな暑さが続くという報道もございました。

私も、朝、市民館前に立っておりますけれども、日差しが非常に強いため、私自身、日傘を使用しております。暑い中、登校してくる子どもたちは、おはようございますとあいさつを返してくれます。また、暑さに気をつけて、なるべく日陰を歩いていくんだよと声をかけると、はい、行ってきますと答えてくれます。

登下校のみならず、垂水小学校を除く市内の小中学校では、運動会や体育大会の練習など、屋外での活動も行われておりますことから、練習時間の適切な設定、テントの活用による休憩時間の確保、帽子や日焼け止めクリームあるいは日傘の登下校の使用等について、今後も、子どもに寄り添った指導を行ってまいりたいと思っているところでございます。

紫外線対策や熱中症対策は、議員も言われた

とおり、今後も、命に関わる重大な課題であるということから対応が求められてまいります。子どもたちの健康や安全を第一に、保護者の負担も考慮しながら柔軟かつ適切な対応に一層努めてまいります。

以上でございます。

○新原 勇議員 急なお願いで、ありがとうございます。

紫外線対策は、本当、紫外線の量も減るということは多分ないであろうと思います。これからますます、少しずつではあります、強くなつてていくと思います。

紫外線から子どもたちの健康を守ることは、本当、大人の努めだと思いますので、これからも、小中学校だけじゃなくて、幼稚園・保育園から紫外線対策を、市のほうもどのようにしたらいいかというのを、各ところにも配慮をしていただくようにお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北方貞明） 次に、6番、梅木勇議員の質問を許可いたします。

〔梅木 勇議員登壇〕

○梅木 勇議員 よろしくお願ひします。

昨年、同時期の9月議会の一般質問の冒頭に、私が述べたことを、誠に恐縮ですが、振り返ってみると、今年の夏の暑さは異常な暑さを感じています。全国各地で猛暑日の年間日数を更新したとのニュースが相次ぎました。

9月12日の南日本新聞には、「九州南部、過去最も高温」の見出で、「九州南部の6月から8月の平均気温が1946年の統計開始以降、最も高かったことが11日分かった。鹿児島市の猛暑日は同日までに年間40日となり、過去最多を更新している。鹿児島地方気象台によると、気温の高い状態は10月上旬にかけ続く見込み。気象庁はこの夏の暑さを異常気象としていると掲載されています」と述べていますが、今年も全く同じような気象で、北海道でも猛暑日を記録

し、日本の各地で35度を超える猛暑日となつたと連日報道がなされました。

昨年、言われた異常気象という言葉は、私が知る限りでは今年は聞かれません。異常気象という言葉が使われないということは、去年、今年のような猛暑、うだる暑さが毎年続いていくのだろうと思うところでございます。

暑さが続く中、農村部の市木地域では彼岸花が咲き出し、田んぼでは稲穂が垂れ始め、次第に黄金色に変わりつつあり、収穫が近づいていることを感じる今日この頃ですが、畑ではサヤインゲン、キヌサヤのまきつけが始まり、芽の出ているところもありますが、順調な生育を願うところです。

しかしながら、温州みかん、ポンカンなど、柑橘類は高温による日焼け障害果実が多数発生しております。イノシシ等、有害獣の被害は相変わらずであります。

9月21日日曜日には、下市木1区から3区までの振興会では、今年3回目の早朝農道草払いを行うこととなっております。一方、河崎川では河床整備工事が行われており、また平成28年の台風で山崩れした年貫神社南側の復旧工事の入札があり、工事が始まりますが、地域の安全・安心が高められます。市木地域の近況をお知らせしましたが、御理解・御協力をお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、先に通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしくお願ひいたします。

まず1問目、川崎地区運動広場について質問いたします。

維持管理についてでございますけれども、下元垂水の川崎地区運動広場については、私は令和5年第3回定例会9月議会で、当時の運動広場は雑草が生い茂り、利用できる状況ではなかったことから、地域の方々からこのままの状態でいいのかという声を聞かされ、管理について

質問をいたしました。

繁茂した雑草はすぐに刈り取られましたが、答弁では、今後の計画といたしましては、きちんと作業計画に組み込み、定期的な作業の実施に加え、状況に応じては草払い回数を増やすなど、環境の整備に取り組んでいきたいと答弁されましたが、その後の管理状況をお聞かせください。

2問目に、市道元垂水原田線の整備について質問いたします。

これまでの経過と今年度の整備計画はについてでございますけれども、市道元垂水原田線は、起点の元垂水から終点は上原田の南方神社までとなっており、年次改良工事が行われ、最初の上原田から野久妻までの区間が終わり、その後、元垂水から上市木までの区間の改良工事が行われてきておりますが、今年度の工事で終わることとなってますが、これまでの経過と今年度の整備計画をお聞かせください。

3問目に、包括連携協定について質問いたします。

これまでの協定件数と協議の継続はについてでございますが、広報たるみず9月号に、包括連携協定を株式会社アスリートキャリアセンターと株式会社タイミーと締結したと掲載されています。

包括連携協定は、行政の諸課題を大学や企業等の専門的知見やノウハウを活用して、課題解決に向けての推進取組であると理解しておりますが、本市はこれまで、先ほどもありましたが、鹿児島大学をはじめ、県内他大学や鹿児島銀行や株式会社財宝など多様な分野の企業等と協定を締結されているが、これまでの締結された団体数と継続的に連携協議はなされているのか、また成果等をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○社会教育課長（大迫隆男） 川崎地区運動広場の維持管理につきましてお答えいたします。

運動広場の維持管理につきましては、例年、垂水中央運動公園職員により、年4回の除草作業を実施しております。令和7年度につきましては、既に4回実施し、直近においては、8月29日に整備を行ったところでございます。

また、公園トイレにつきましては、老朽化に伴う衛生安全対策を考慮し、数年前から封鎖しております。さらに、管理棟につきましては、防犯対策が必要であることから常時施錠しております。

今後も、地域住民の皆様に安心して利用していただけるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○土木課長（福留健一） 市道元垂水原田線のこれまでの経過と、今年度の整備計画につきましてお答えいたします。

市木地区の元垂水原田線につきましては、元垂水の国道交差点から上市木の途中までの2,800メートルを、平成24年度から改良工事に着手しております。これまでに約2,700メートルが完了し、事業費は約4億5,000万円となっているところでございます。本年度は現計画での最終年度でございますが、残りの約100メートルにつきましては、7月25日に発注しており、年内の完成を計画しているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（堀留 豊） これまでの協定締結件数等につきましてお答えいたします。

包括連携協定の締結件数でございますが、新原議員の質問にお答えした4つの高等教育機関のほか12の企業、医療機関が1団体、NPO法人が1団体と締結しております、総数は18件となるところでございます。

次に、協議の継続はにつきましてお答えいたします。

新原議員の御質問にもお答えしたとおり、包

括連携協定を締結する目的は、本市と相手方がそれぞれの資源を相互に活用し、長期的な視点に立って、課題解決に向けて協力・連携して取り組むことでございます。

そのため、協定締結後においても様々な形で連携を図っているほか、相手方によっては定期的に協議や意見交換を行っているところでございます。

次に、連携協定による成果について、幾つか例を挙げさせていただきますと、まず、東進ハイスクール等を運営している株式会社ナガセとは、平成27年7月に包括連携協定を締結して以降、垂水高校において通信講座が受講できる環境が整備されております。今年度は、従来の高校生に加え、夏休み期間中に垂水中央中学生も通信講座を受講できるようにしたところ、大変好評だったと報告があったところでございます。

また、10月には、垂水高等学校創立100周年記念式典において、東進ハイスクール講師の林修氏による講演会も開催される予定となっており、垂水高校の振興・発展に寄与していただいているものと考えております。

次に、日本航空株式会社、JALですが、このJALとは令和3年7月に包括連携協定を締結して以降、国際線ファーストラウンジでの垂水市産カンパチ「海の桜勘」の提供や、鹿児島空港サクララウンジでの温泉水の提供、桜島美湯豚の国内線ファーストクラス機内食での提供等が行われております。

令和7年度も羽田空港内の羽田産直館での物販等が計画されており、本市特産品の販路拡大に寄与していただいているものと考えております。

次に、公益財団法人慈愛会ですが、令和4年5月に包括連携協定を締結して以降、令和6年5月には、産婦人科医療機関、慈愛会垂水サテライトクリニックが開設されたところです。

令和7年度も、言語聴覚士による相談会や、

女性がん検診個別検診等が行われているところであります、女性の健康長寿の延伸や子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に寄与していただいているものと考えております。

次に、高等教育機関との連携実績でございますが、新原議員の質問に対して答弁させていただいたところでございますが、そのほかにも、将来的な公務員数の不足という課題への対応として、令和6年度から垂水市での就労について意識する契機とすることを目的に、高等教育機関の学生を対象とした、垂水市就業体験を実施しているところでございます。

具体的には、市役所の業務見学、市役所職員との意見交換、本市の待遇等に関する講義、グループワーク形式での政策提案等の活動を行うもので、3つの高等教育機関から令和6年度は7名、令和7年度は10名参加があったところでございます。

このように、各協定の目的を具現化するため、関係課と連携し、具体的な事業展開に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

それでは、一問一答方式でお願いいたします。

まず、1問目の川崎地区運動広場についてでございますが、ただいま維持管理について伺いましたが、維持管理については年4回の除草作業と、それで防犯灯がありますけれども、防犯灯も防犯上、毎晩点灯して防犯に努めているというふうなことでございました。

課長が言われましたように、現在の広場の状況は、地域の方々も言われておりますが、また答弁でもありましたように、定期的に草刈り等が行われ、すっきりした状態の広場となっています。しかしながら、現在の何もない広場のままでは、広場に訪れる人はいないだろうと思います。

前回の質問の答弁では、新たな整備については、まず元垂水地区の住民などから今後の運動広場の在り方、また様々な御意見などを聞き取ることが必要だと考えておりますので、聞き取りを行うとともに、市民ニーズに沿って総合的に進めることが必要であると答弁されています。

その後、地域から整備についての声が届けられていると思いますが、どのように検討されているのか、伺います。

○社会教育課長（大迫隆男） 整備計画をどう考えているかにつきましてお答えいたします。

運動広場が地域の憩いの場であり、その環境整備と利活用が課題であることは認識しているところでございます。

川崎地区運動広場につきましては、令和6年7月に元垂水振興会から御意見・御要望を社会教育課に御提出いただいております。

その内容につきましては、地区の憩いの場となるようなあずまやを設置してほしい、子どもたちが遊べる遊具が欲しい、健康遊具を設置してほしい等の要望を頂きました。こうした要望の中でも、定期的な雑草の除去につきましては、すぐに対応したところであり、今後も定期的な除草作業等環境整備に努めてまいります。

その他の御意見・御要望への対応につきましては、運動広場の在り方について、今後、関係課と検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。課長の答弁では、今後、関係課と検討していくというようなことで、まだ具体的な方向性も答弁がいただけなかったところでございますけれども、私も社会教育課に届けられた地域の皆様の意見・要望等を、写しをもらっております。

これには、今、課長が言われましたように、地域からの意見・要望については、子どもたちが遊べる遊具を設置してほしい、地区の憩いの

場となるようあずまやを設置してほしい、屋根つきの休憩所があればよい、健康遊具の設置を希望しますなどなどとなっています。

少子高齢化が進行する中、本市の出生数は年々減少し、令和5年、6年はともに三十数人となっているようです。一方、高齢化率は年々高くなり、高齢者は増加してきています。

9月11日の南日本新聞には、見出しで「県内100歳以上、最多2091人」と掲載され、13日には100歳以上、最多9万9,763人、人口比で鹿児島県は4位、15日の敬老の日の新聞では、県内新100歳の皆さんのが名前が掲載され、垂水市では9名の名前がありました。こういう方々には、誠におめでとうございますと申し上げます。

人生100年時代と言われる言葉が聞かれるようになりましたが、100歳になるまでには健康でなければなりません。このような現状の中、本市では、高齢者健康づくりとして、地域いきいき元気学校など、健康づくりに関する各種施策が取り組まれています。

群馬県前橋市では、各地の公園に、いろんな健康遊具が多数設置され、鹿児島市の公園にも健康遊具が設置されているようあります。

ただいま述べましたような観点から、川崎地区運動広場には、高齢者等が健康づくりに利用できる健康遊具と休憩を兼ねるあずまや等の設置が望ましいと考えられ、地域からの意見・要望にも沿うものと思います。

健康づくり等を兼ねた人々が憩う、垂水市で初めての健康づくり運動広場としての整備を検討していただきたいと思いますが、どうですか。

○社会教育課長（大迫隆男） 先ほども申し上げましたが、その他の御意見・御要望の対応につきましては、運動広場の在り方について、今後、関係課と検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 教育長、ぜひ垂水市初めての

健康づくり運動広場に整備していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。この件は終わります。

次に、市道元垂水原田線の整備について、先ほどこれまでの経過を聞かせていただきましたけれども、元垂水上市木間の工事区間が2,700メートルということで、これまでの工事費の4億5,000万円というようなことで、あと残り100メートルについては、今年度で工事が始まりますが、7月25日に工事を発注したというようなことでございました。

改良工事が始まった平成24年度から、今年で14年目となります。当初は舗装工事のみで、5年間で終わる計画であると聞いていましたが、水路改良や通行部分の拡幅など、要望等により改良延長が計画どおりに進まなかつたものと思うところです。

しかしながら、地域からの要望等に応えていただき、水路については、排水路・用水路と用途ごとに設置され、排水路には蓋がされ、通行には道路いっぱい幅員が確保され、通行幅が広がり、通行しやすく、事前の道路と比べたら、格段に利便性が向上し、通行安全性が高まりました。改良工事の成果に、地域の皆さんにはありがたく感謝されているものと思われます。これまで携わられた土木課・関係者の皆様に感謝いたしますとともに、元垂水から上市木間の改良工事は、今年で最後となります工事に頑張っていただきますようお願いいたします。

さて、上市木までの工事が今年度で終わりますが、残された上市木から野久妻までの改良工事を切れ目なく進められるよう、地域では強く願っていますが、上市木から野久妻までの計画についてお聞かせください。

○土木課長（福留健一） 市道元垂水原田線の上市木から野久妻までの今後の計画につきましてお答えいたします。

現計画での整備は、今年度で完成することは、

先ほど答弁いたしましたとおりでございますが、今後につきましては、上市木から野久妻までの約1,500メートル区間を来年度実施設計を行い、順次改良工事に着手する予定としているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。今年で、上市木までの区間が終わりますけど、来年度からの上市木野久妻間については、距離が1,500メートルだというようなことと、それで、速やかにというんですか、切れ目なく改良工事の設計を行い、順次工事に取りかかっていきたいということでございまして、本当にありがとうございます。

上市木、野久妻をつなぐ市道は、地域間の日常の往来や防災面から唯一の重要な道路であります。現在は途中の舗装が剥がれたり、がたがた道路部分や、市道上市木脇田線と交わる部分の排水路の改善等の要望がなされたりしておりますことから、速やかに工事が始められるようお願いして終わります。ありがとうございます。

次に、包括連携協定についてでございますが、1回目で、これまでの協定件数、また協定は継続されているか、成果等をお聞きしたところでございますが、大学を含め全体で、大学が4件、企業等が14件というようなことで、合計18件が、これまで包括協定の締結をしているというようなことで、その中の成果としては、ナガセの垂水高校に対する通信講座、それとJ A Lの垂水市の食材を使った食材の提供など、いろいろ成果を聞かせていただきましたけども、その中でも、昨日、池山さんもこの関連のことについてちょっとお聞かせしていただきたいということで質問がありましたけれども、ほかにも市長が答弁されました、鹿児島大学が前に行っている元気プロジェクト、また慈愛会が開設した産婦人科サテライトクリニックの協定の成果であると、市長もこういうように述べられて、数多

くの成果を聞かせていただきました。ありがとうございます。

次に、今回、9月号広報紙に掲載された会社はについてでございますけれども、これについては、株式会社タイミーについては、昨日、前田議員が、株式会社アスリートキャリアセンターについては、先ほど新原議員が質問され、それぞれの協定について聞くことができましたので、割愛させていただきます。

なお、一言述べさせていただきますと、広報たるみず9月号では、株式会社タイミーについて、労働力不足という地域課題の解決や地域経済活性化の推進に取り組まれています。

今回の協定は、農業・漁業や介護等の分野における労働力不足の解消や隙間時間の活用等、ライフステージや年齢に応じた柔軟かつ多様な働き方を推進するものとなっております。

本市では、近年、農業等において外国人を雇用して労働力を確保している形態も多数見られます、まだ全体的には一部であり、労働力確保が課題の中、今年の第1回定例会3月議会で、国が支援する特定地域づくり事業の提案をしたところですが、今回、労働力確保や隙間時間の活用等の人才事業の取組を展開されているタイミーの事業は、新たな労働力確保の在り方であり、期待が高まるところです。

これまでの包括連携協定により、諸々の課題の解消・解決に、また地域活性化につながるよう取り組んでこられたことを聞かせていただきましたが、行政の諸課題に団体・企業等の専門的知見、ノウハウを活用する包括連携協定の有効性を感じ、認識したところです。

今後も、機会に応じて、包括連携協定により、施策・市政の前進につなげていただけますよう要望して、私の今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北方貞明） ここで暫時休憩いたします。次は11時から再開いたします。

午前10時46分休憩

午前11時0分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、池田みすず議員の質問を許可いたします。

【池田みすず議員登壇】

○池田みすず議員 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき、質問いたします。明確な答弁を求めたいと思います。

まず、管理職手当の見直しについてお尋ねいたします。

令和7年7月1日施行の垂水市職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則については、議会への説明もなく、市民から不満の声が寄せられています。本市においては、財政状況が厳しい中、一部の管理職手当を増額することには市民からの理解が得られないと考えますが、今回の増額の経緯と見直しの理由についてお答えください。

次に、教育行政についてお尋ねいたします。

これまでも幾度となく質問してきました小中学校の空調設備についてですが、今年の夏も暑い日が続き、9月になった現在でも30度を超える日が続いており、熱帯夜は鹿児島県の観測史上、最長の日数を記録したようです。

子どもたちの熱中症対策はもとより、避難所としての役割もある体育館の空調設備については、県内でも空調の整備を進める自治体も出てきています。小中学校の体育館への空調整備は、教育環境の充実と避難所機能強化の観点から、早急に検討、実施すべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、公共施設についてお尋ねいたします。

先月、地区公民館等で親子料理教室を開催させていただいたときに、驚いたことが2点ありました。

1点目は、公民館の調理室に空調設備がなかったことです。調理室は室温が上がりやすく、食材の品質劣化や食品事故につながる可能性があり、利用者の熱中症のリスクも高まります。

2点目は、男女共用のトイレが存在することです。私はこの時代に男女共用のトイレはあり得ないと思っています。また、先日、公民館を利用する高齢者から、階段の上り下りがきつくなってきた。2階や3階で開催されるイベントには参加できないなどの声を聞きました。厳しい財政状況だと理解していますが、高齢者や障害のある方に少しでも利用してもらえるよう、地区公民館の空調設備、トイレの洋式化やバリアフリー化等の整備が必要だと考えますが、今後の方針についてお答えください。

次に、資源の有効活用のさらなる推進についてお尋ねいたします。

フードドライブとは、家庭で余った食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設、子ども食堂などに寄附する活動です。食品ロス削減と食料支援を必要とする人々への援助という2つの目的があり、未開封で賞味期限が近いものなどを集めています。企業や自治体、イベント会場などが回収拠点となり、全国で広がりを見せていますが、今後、市の事業として取り組む考えはないか伺います。

最後に、防災対策についてお尋ねいたします。令和4年12月定例会において提案させていただきました、避難所ごとの運営マニュアルの策定についてですが、本市での改定は実現できていないところです。近年、近隣自治体でも、避難所ごとの運営マニュアルは策定されております。本年8月、霧島市や姶良市で大雨による災害も発生しておりますが、改めて、今後、策定する考えはないのでしょうか、お答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長（園田 保） 管理職手当の見直しの経緯と理由についてお答えいたします。

初めに、本市における管理職手当に関しましては、垂水市職員の給与に関する条例第17条の2で規定されております。

同条第1項で、管理監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員に支給すると定められており、同条第2項で、管理職手当の額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の12を超えない範囲で規則で定める額とすると定めています。

この議会で議決をいただいたこの条例に基づき、垂水市職員の給与の支給に関する規則において、管理職手当の支給対象の職や支給額を定めているところでございます。

これらの条例、規則の規定を踏まえ、これまでの管理職手当につきましては、全ての管理職に対して、一律の金額で支給しておりました。しかし、近年の本市の様々な重点施策が展開される中、規則などにより設置された会議のほかにも、所属業務以外の政策的な協議など、重要案件業務に出席するが多く、一部の管理職の職務が質・量ともに多くなっており、全ての管理職に一律の管理職手当を支給することが適切とは言えない状況となっていました。

こうした状況を踏まえ、昨年11月から県内19市の状況を調査研究した上で、本市の実情を考慮しながら類似自治体を参考にし、管理職手当の見直しの検討を進めてまいりました。

その結果、垂水市経営会議や各種審議会といった政策的な会議等に多く参加する5課長を対象に、これまでの管理職手当に8,000円を加算する見直しを行ったところでございます。

なお、今回の見直しについては、今年3月21日の垂水市経営会議において承認をいただいた上で、令和7年度、新体制となる課長を対象に、4月1日に開催された課長会議で報告したところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（小池康之） 小中学校の体育館への空調設備整備についてお答えいたします。

近年、気温の変化に伴い、全国各地で熱中症による事故が発生しており、本市の学校現場におきましても、気象庁と環境省による熱中症警戒アラートの発表などに注意しながら、安全・安心に十分配慮して教育活動を行っているところでございます。

特に、小中学校の体育館における様々な活動につきまして、大型送風機等を数台稼働し、館内に暑さがこもらないように換気を行いながら実施しているところでございます。

また、全学校に設置された熱中症測定装置による暑さ指数に基づき、活動の継続または中止の判断を適時、適切に行っていられるところでございます。

小中学校の体育館につきましては、避難所として活用される場合もあることから、空調設備の設置が全国的な課題となっており、文部科学省において、安全・安心な教育環境を確保するとともに、避難所としての機能強化を図る観点から、空調設備臨時特例交付金が新設されたところでございます。

小中学校の体育館への空調設備整備の必要性につきましては、十分認識しているところであります、本交付金を活用した設置につきまして、断熱性の確保、電気設備の整備など、技術的な精査を関係課と協議しているところでございます。

現在、学校の在り方検討委員会において、将来を見据えた学校の在り方について審議していただいているところであります、今後、委員会答申を踏まえた、学校の在り方の方向性に基づき、計画的な空調設備の整備等につきましても、関係課と引き続き協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（大迫隆男） 地区公民館の施設整備についてお答えいたします。

地区公民館の整備につきましては、毎年10月に、各地区公民館から修繕及び改修の要望を集約し、利用者の安全性や利便性を考慮しながら、垂水市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に整備を進めているところでございます。

近年、利用者の生活様式の変化や高齢化の進展等によるトイレの洋式化やバリアフリー化、また、夏の暑さ対策のための空調設備の必要性につきましては、教育委員会としても認識しているところでございます。

今後、各地区公民館との連携を一層深めながら、利用者のニーズの把握に努めるとともに、安心・安全・快適に利用していただける施設の整備につきまして検討してまいります。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） フードドライブの取組につきましてお答えいたします。

議員からも説明がございましたが、フードドライブとは、家庭で余っている、また家庭で消費し切れない未使用・未開封の食品を持ち寄り、それを子ども食堂や生活困窮世帯に寄附する活動となります。

この活動は、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品、いわゆる食品ロスの削減と食糧支援を必要とする人々への支援という2つの社会貢献につながる活動であり、日本でも近年、このフードドライブへの関心・活動が広がっております。

このフードドライブで集められる食品は、一般的に生鮮食品以外のもので、長期保存が可能な缶詰やインスタント食品、米やお菓子、ペットボトル飲料などで、食材を集める方法としましては、各種イベントで食材を持ち寄ったり、回収ボックスを公共施設や民間事業所、また店舗等に設置したりする方法などがございます。

市としましては、現在市内2か所の子ども食堂がございますので、まずはその子ども食堂への支援として、このフードドライブを市や民間

事業所と連携しながら展開できないか検討を始めたところでございます。まだ検討段階で、具体的なところまで説明できる状況ではございませんが、子ども食堂への支援はもとより、生活困窮者への食材提供ができるような活動などの事業展開ができないか、検討を進めるところでございます。

以上でございます。

○総務課長（園田 保） 避難所運営マニュアルについてお答えいたします。

避難所開設に当たっては、災害警戒本部などの避難所対策部の職員が、衛生用品、ランタン、懐中電灯、さらには外国人避難者の避難も見据えた5か国語に対応した外国語文例集など、あらかじめ準備してあります避難所開設に必要な資機材一式を持参して開設しております。

この資機材一式の中には、共通の避難所運営マニュアルを備えているところでございますが、スムーズな避難所運営ができるよう、避難所ごとに作成した最新の備蓄品リストや備蓄場所の写真を市役所の業務用チャットツールを使用して、避難対策部の職員へ配信し、活用していただいているところでございます。

避難者にとっては、普段と異なる環境で、数時間にわたり避難が続きますので、避難環境と避難所運営の充実を図るため、今年度、関係各課と避難所マニュアルの見直しのために協議を重ねて、現在2回協議を重ねております。

これまでの協議の中では、現在のところ、避難所ごとの運営マニュアルの必要性については意見が上がっていないところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 御答弁いただきました。

それでは、ここから一問一答方式で、2回目の質問をいたします。

まず、管理職手当の見直しについてですが、令和7年3月の垂水市経営会議で5名の増額が決定されているようですが、改めて議会へ報告

をしなかった理由を伺います。

○総務課長（園田 保） 地方公務員法の第14条には、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定できる。」というふうに記載しております。これは議会の議決が必要となる条文でございます。

第15条には、「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。」と記載しておりますことから、法令により処理したところでございます。

○池田みすず議員 4月の課長会議の中では、異議がなかったことは理解しましたが、報告であるため、異議が言えなかったのではないかと私は思います。なぜ手当を上げるのは5名の課長だけなのでしょうか。これまで本市の行財政改革を推進してくださった職員、特殊な業務を担っている方も多数いたと思いますが、金額を下げて、全ての課長の手当を増額するようなことは検討されなかつたのでしょうか。

○総務課長（園田 保） 先ほど1回目の答弁で答弁いたしましたように、近年、本市の様々な重点政策が展開される中、規則などにより設置された会議のほかに、所属以外の会議、政策的な協議など、一部の管理職に職務が質・量ともに増加しているというところであります、他市の状況も踏まえ、改正したところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 地方公務員法第24条第5項、公務員は全体の奉仕者であり、その給与が住民の税によって賄われているということから、地方公務員の給与は、住民の代表である議会において、条例によって定めなければならないとされています。しかし、本市においては、給与条例の細則を定める支給規程で手当を定めています。条例ではないので、議案としての上程の義

務づけはないのは理解していますが、全体の奉仕者である地方公務員の給与の性質上、一部の職員だけでの審議で決定するのではなく、一般職員や市民の理解が得られるような手法で十分に審議される必要があると思います。また、その審議内容や経過等を議会へ説明し、理解を得ることが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長（園田 保） 先ほども申しましたように、規則規定は首長の権限でございますので、法令により処理したところでございます。

○池田みすず議員 本市では、今年度から業務量調査を中止し、令和7年1月から出退管理システムを導入したことですが、その理由を伺います。また、令和2年度から1,000万円以上かけて業務量調査を実施されてきましたが、その結果はどうだったのでしょうか。

○総務課長（園田 保） 業務量調査については通告がございませんので、詳しいことは今この場で発言はできませんが、業務量調査は各職員がしている中で、整合性にちょっと、制度が悪くなつたということがありまして、今年度から時間でしっかりと管理できるシステムに変えたということで、私は引継ぎを受けております。

○池田みすず議員 この業務量調査、職員の仕事を増やしただけだと思うのは私だけでしょうか。県内では、阿久根市、出水市、指宿市、奄美市、南九州市、伊佐市など、本市より管理職手当が低い自治体が多数あります。本市の4万1,000円は決して少なくはないと思いますが、いかがでしょうか。また、今回の8,000円の増額により、本市の管理職手当の4万9,000円は、県内でも最高額になると思いますが、おかしいと思われませんか。

○総務課長（園田 保） おかしいかおかしくないかとかいうところはちょっと私のほうからは控えますが、県内どこを調べていただいたか分かりませんけれども、私の持っている各市の

規則を調べているところ、垂水市の課長と同じ6級職で、一番高いところは7万9,800円、鹿児島市はちょっと組織が大きいところなので、これ、入れておりません。鹿児島市は10万5,000円でございます。そのほか、南九州市とかは3万3,000円ということで、特に突出して高いという状況ではないと考えます。

以上でございます。

○池田みすず議員 管理職手当についてですけれども、私のほうでも調べさせていただきました。この、多分、見方の違いだと思うんですけれども、この件に関しては、また改めて質問させていただきますけれども、今回なぜ年度の途中で規則改正されたのか、補正予算案を上程し、予算委員会の中で説明すべきだったと私は思います。または議会全員協議会を開催し、説明すべきだったと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（園田 保） 改正、7月の施行になったということは、経営会議の決定が3月末ということになっておりましたので、そこから法制の見直し等を行いまして7月の施行となりました。先ほども言いましたように、規程の制定は首長の権限でございます。

○池田みすず議員 今回の規則改正は、継続的に貴重な税金が投入されていくことから、このような重要な規則改正を、十分な審議や議会への説明もないまま、一部の職員だけで安易に決めてよいのでしょうか。

○総務課長（園田 保） 条例により、100分の12以内ということで、議員の皆様の御理解を得ているものと考えます。

○池田みすず議員 今後、同様な案件が出てきたときに、同じ取扱いがされるのではないかと考えると非常に不安になります。今回的一部の課長だけの管理職手当の増額は、市長からの提案だったとの話を聞きましたが、市長、これは事実ですか。

○市長（尾脇雅弥） 大分誤解があるようす

けれども、これまで前総務課長のときから、やはり人事評価制度がありまして、官と民ということで、それぞれABCの評価をしながら、官は民の、民は官のよさを取り入れながら仕事をしていくということがあります。もちろん、20、垂水市においては課がありまして、それぞれの課長さんがそれぞれの中で一生懸命頑張っていただいているとあります。

今回、この状況を踏まえて、池田議員は質問されていると思いますけれども、我々はそれ以前から、どうあるべきかということをしっかりと検討しながら、今回の決定に至ったわけですけれども、基本的には、その経営会議で決定をするということでございますけれども、経営会議というのは、どういうことかといいますと、府内最高の意思決定機関ということでございます。

メンバーは、私、副市長、教育長、加えて、総務課長、財政課長、企画政策課長、加えて、今回は政策推進部長としての保健課長、行革の部長として水産商工観光課長、別途女性の意見をということで、市民課長というメンバーになっております。

もちろん、繰り返しになりますけれども、それぞれの課長さんが、それぞれの立場において一生懸命頑張っておられるのはそのとおりでありますけれども、この経営会議の一番の特徴は、様々な重要案件を審議をして決定をしていくというメンバーで、また違う責任がございますので、そういう意味におきまして、一部の人たちで決めたということではなくて、そういう仕組みの中で提案をして、ルールに従って決めていったということあります。

先ほど総務課長が申し上げましたように、議会に諮らなきやいけないものに関しては議会に諮りますけれども、そのルールの中で、市長のほうで専決事項というルールもあるわけですから、しかし、私が決めたわけではなくて、先ほど申し上げたような、様々な現状を踏まえて、

どうあるべきかということを考えながら、これまで経営会議でもんできて、その結果として、今回、先ほどおっしゃったような事の経緯になったわけでありますから、決して一部の誰かで決めたとか、ほかとの差別とかということではなくて、今の現状を考えたときに、こういう形でやるべきだということの総意で決めたということでございます。

○池田みすゞ議員 経営会議の課長は6課長ですけれども、なぜ5課長なのでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 今も申し上げましたけれども、基本的には、総・財・企の課長さんに政策推進部長としての保健課長さん、行政改革の水産商工観光課長さん、それぞれ2つの部会の推薦を受けて、このメンバー、加わっております。私のほうから、やっぱり女性の視点も必要だということで、市民課長さんにも加わっていただきましたので、この3課長プラス2課長は、これ以外にもいろいろな場面において参画して決定するがありましたので、この5課長さんをそういうルールの中で改善をすることとで、経営会議の中で決めたということでございます。

○池田みすゞ議員 最後になりますが、今回、この質問に対して、担当課長から誰があなたに言ったのか、どの課長か、どの職員か、新城地区の市民かなどと威圧的な質問を受けました。誰が言ったのかを聞いてどうするつもりなのでしょうか。

以前も、私の質問に対して犯人探しをされた方がいらっしゃいました。このようなことはやめていただきたいと強く要望いたします。

このたびの一部管理職手当の増額につきましては、十分な審議がされず、市民や議会への説明もないまま貴重な税金を投入することは、後世に負担を強いることになり、あってはならないことだと私は思います。

今回の一部の管理職手当の増額については、

財政状況を鑑み、私は納得できないということを申し上げて、この質問を終わります。

次に、小中学校の体育館の空調設備についてですが、前向きな答弁をいただきました。小中学校の体育館への空調調整備は、熱中症対策や災害時の避難所としての役割を果たすために各自治体で進められており、文部科学省の調査では、2025年5月時点で全国の設置率が22.7%と増加傾向にあります。本市では、まだ設置されている学校はありませんが、文部科学省による空調調整備臨時特例交付金の活用や、鹿児島市のように、2033年まで毎年10校程度ずつ空調を整備するなどの段階的な計画を策定する自治体もあるようです。

私自身、空調設備については、費用負担が大きいことは理解していますが、子どもたちの健康、安心・安全の観点から、交付金を活用し、早期の整備が進められることを期待して、この質問を終わります。

次に、公共施設についてですが、公民館の整備について、前向きな答弁をいただきました。

地区公民館は、地域の子どもたち、高齢者、多くの住民の方々の憩いの場であり、重要なコミュニティ施設です。公民館の空調設備やトイレの洋式化、バリアフリー化は、地域の方々のために必要な政策ではないでしょうか。限られた予算の中で、計画的に整備していただくことを期待して、この質問を終わります。

次に、資源の有効活用のさらなる推進についてですが、子ども食堂への支援や生活困窮者への食材提供ができるような活動や、取組等の事業展開の検討を進めるとの答弁をいただきました。

10月30日は、2019年10月1日に施行された食品ロス削減推進法に基づき定められた食品ロス削減の日です。令和5年度農林水産省及び環境省の推計によりますと、日本の食品ロス量は、年間464万トン、毎日大型トラック10トン車、

約1,270台分、1人当たりお茶碗1杯分の食べ物が毎日捨てられているとのことです。

一方で、生活困窮者の中でも、特に子どもたちの7人に1人が相対的貧困状態にあり、十分な食事が取れていない状況だと言われています。そのようなことから、フードドライブ活動は、食品ロスの削減や生活困窮者支援にもつながる必要な事業だと私は思っています。ぜひ、本市での普及啓発に努めていただいて、フードドライブ活動が事業化されることを期待して、この質問を終わります。

次に、防災対策についてですが、避難所運営マニュアル改定について前向きな答弁をいただきました。

垂水市が平成23年8月1日に、避難収容所運営マニュアルを策定してから14年が経過しています。令和4年12月の私の質問に対する答弁を受け、策定されるのではと期待していましたが、実際、策定に至らなかつたことから、改めて質問させていただいたところです。

今後、地域の実情に応じた避難所運営体制の充実強化のガイドラインとなる運営マニュアルが策定され、それに合わせて避難所ごとの運営マニュアルが策定されることを期待して、私の質問を終わります。

○議長（北方貞明）　ここで暫時休憩いたします。次は1時10分からといたします。

午前11時32分休憩

午後1時10分開議

○議長（北方貞明）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、篠原靜則議員の質問を許可いたします。

[篠原靜則議員登壇]

○篠原靜則議員　皆さん、お疲れさまでございます。令和7年9月議会、最後の質問者になりました。ひとつよろしくお願ひをいたします。

昨日、市長の発言で、借金も減ったと、貯金も増えたという発言がございました。財政課長、ぜひ12月は補正を組んでいただきたい、先月ありました行政連絡会の要望等を片づけていただきたいとお願いをして、質問に入らせていただきます。

宮脇海岸公園の管理状況について質問をいたします。

宮脇海岸公園は、令和6年4月1日から、民間事業者による指定管理がスタートしました。宮脇海岸公園に指定管理の導入が検討される際、当局から民間の能力活用をすることで、市民サービスが向上され、経費の削減等が見込まれるなど、説明がございました。

私自身、宮脇海岸公園の指定管理制度の導入について賛同したものでございます。指定管理が始まる前までは、市の環境維持班が1年に6回程度、草刈り作業・清掃作業を行っていたと聞いております。

指定管理制度が導入され、1年以上が経過しております。そこで、令和6年度の草刈りなどの管理業務の実施状況について、実績を教えていただきたいと思います。

また、国道沿いにあるアコウの木については、市で管理をされているとお聞きしていますが、併せて、アコウの木に関する管理業務の実施状況についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、市道高崎線の整備についてお尋ねいたします。

現在、県道垂水南之郷線の鹿屋側が地滑り災害のため通行止めとなっているが、現在の状況と今後の予定はどうなっているのか。また、今後、大野原地区より垂水側が災害等で通行止めになった場合、市道高崎線が大野原地区への唯一の道路となるため、今後は市道高崎線の整備が必要であると考えるが、お考えを聞かせていただきたいと思います。

また、この南之郷線について、梅雨前に、県

のほうから大野地域住民に説明会があったとお聞きしておりますが、その内容も併せてよろしくお願ひをいたします。

続きまして、相続登記についてお尋ねいたします。

以前、相続登記が義務化される前に質問をいたしましたが、令和6年4月から相続登記の申請が義務化されまして、義務化される前と義務化された後では、市民の動向に変化があったのかどうかお尋ねいたします。

この相続登記の申請義務化は、長年相続登記がなされていないために、本来の所有者が分からず、所有者不明の土地や家屋が発生し、誰に連絡すればいいのか分からないとの理由で、土地の利用・有効利用が図られない、公共事業が円滑に進まないなどの土地利用の問題を解消する目的で始まった制度でしたが、義務化されてから相続登記の申請が増えていれば、効果があったと言えるのではないかと思います。

そこでお尋ねをいたします。本市の土地や家屋の相続登記について、義務化になってから申請されるようになったのかどうか、市民の動向と義務化後の実績についてお尋ねをいたします。

次に、学校の在り方検討委員会についてお尋ねしますが、これについては、昨日、前田議員の質問答弁で了解いたします。

そこで一つだけお尋ねいたします。検討委員40名ということでございましたけれども、費用弁償が伴うのか、伴うとしたら、1回について幾らぐらい費用がかかるのか教えていただきたいと思います。

次に、農地利用状況調査について、どのように行われているのかお尋ねをいたします。

長年、農業に携わってきておりますが、市内の農地のあちこちで荒れた農地、片づけが十分になされていない農地が見受けられます。パトロールといって、農業委員全員で市内の農地を全て見回っていると思いますが、農家さんの高

齢化も進んでおり、持ち主や管理人の分からぬ畠も増えつつあり、荒れた農地、作られていない農地も増えてきているのではないかと思いますが、今はどのように農地の利用状況調査が行われているのかお尋ねをいたします。

続いて、農業委員の研修についてでございますが、農業委員をしていた頃は、毎年あちこち研修に出かけておりました。他の市町の農業委員の取組などを伺ったり、珍しい農家さんを訪ねたりして、いろいろと勉強させてもらっておりましたが、今もそのような研修は行われているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

最後に、児童クラブ盗撮事件その後についてでございますが、残念なことに、スマートフォンとかカメラ、すばらしい機器で盗撮をする、また学校の先生までがやるという、日本も駄目な国になったのかなと思っておりますけれども、そういうことで、もし、いろいろ動きがあるかと思いますが、垂水だけは子どもたちのことを思い、教室に防犯カメラ設置はしないように、まずお願ひいたしたいと思います。

最初にお尋ねしますのが、被害者児童及びその保護者への謝罪と補償は考えていらっしゃらないのか、お尋ねしまして、1回目の質問を終わります。また、あともって一問一答でお尋ねしますので、よろしくお願いをいたします。

○土木課長（福留健一） 宮脇海岸公園の管理の状況につきましてお答えいたします。

これまで、土木課環境整備班で、宮脇海岸公園の除草作業を行っておりましたが、環境整備班の高齢化や各振興会単位で取り組んでいただいた除草作業につきましても、高齢化が理由で実施できないなどの状況が近年増加傾向にあり、環境整備班への負担が大きくなりつつありました。

議員がおっしゃいましたとおり、民間活力を導入することで、市民サービスの向上や経費の削減が見込まれましたことから、令和6年4月

より、株式会社D E N K E N様と指定管理を結び、宮脇海岸公園の除草作業やトイレの清掃などを実施していただいているところでございます。

昨年度の管理状況でございますけれども、公園内の除草作業を7回程度行い、特に宿泊棟間の100メートル区間においては、ほぼ毎日清掃活動を実施し、敷地内の美化活動に努め、また、トイレにつきましては、シルバー人材センターに委託し、トイレ内の床や便器等の清掃を週5日以上行ったとの実績報告を受けたところでございます。

次に、アコウの木の管理でございます。

落ち葉につきましては、除草作業時に収集していただいている、枝の伐採につきましては、通行車両の走行に支障がある、また、海岸護岸を歩行される市民の方々に影響があるなど、数年に1回土木課で伐採しているところでございます。本年度は、5月から6月にかけて、アコウの木は伐採いたしましたところでございます。

以上でございます。

続きまして、インフラ整備について、市道高峠線の整備につきましてお答えいたします。

市道高峠線は、大野原地区から野久妻地区までを結ぶ延長9,261メートルのその他市道でございます。議員の御指摘のとおり、現在、県道垂水南之郷線の鹿屋側が通行止めとなっており、大野原地区より垂水市街地側が通行止めとなつた場合、市道高峠線が唯一の道路となり、迂回路としての役割を果たすものと考えられます。

実際、平成11年度に県道が被災したときには、高峠線が迂回路として利用されたこと也有ったと確認しております。しかし、本路線は地形が急峻なことから、急カーブが連続し、道幅も4メートル未満の区間の延長がとても長く、全線を整備するにはかなりの年数を要すると考えられます。

このため、現在は梅雨や台風に備える出水期

前点検を行いまして、今年度も環境整備班により、5月から6月にかけて全線におきまして倒木の除去、流出土砂の撤去、土のう設置による路肩補強、側溝の清掃、路面の補修など実施したところでございますが、御指摘のありましたとおり、舗装や側溝の老朽化が著しいため、全体的な整備が必要であるのではないかという認識は、私ども土木課としても持っているところでございます。

今後も、本路線については、県道が通行止めとなっていることを念頭におきまして、まずは定期点検パトロール回数を増やすなど、維持管理レベルを上げて、なるべく安全に通行できるような道路機能を確保するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、垂水南之郷線の通行止めの状況と、先日行われました、大野原地区で、公民館での状況につきまして、引き続きお答えさせていただきます。

県道の通行止めにつきましては、6月5日に大野原の大野地区公民館で、県の担当者によります通行止め箇所の状況について、住民の方々へ地元説明会が行われたところであります。

説明の内容につきましては、先ほど新原議員への答弁とほぼ同じ内容でございますけれども、片側通行での交通ができないかどうかを、今、県でも一生懸命取り組んでいるところと伺っております。

公民館での、地元の方々からは、鹿屋市側が通行止めとなっていることで垂水市街地側の大型車の通行が多くなっていること、また、垂水市側の道路が被災すると孤立をしてしまうことなどの心配とか要望などが寄せられました。

要望の内容は、大野地区から垂水市街地区間の路面の欠損とか、段差解消、道路にせり出している樹木の伐採、大型車の利用のとき、危ないので区画線を引き直し、表面水の影響を排除

するための側溝清掃などの要望等多数ございました。

これを受けまして、県によりまして道路の点検・調査を実施し、要望で出された災害を未然に防止する対策などは、できる範囲内で全て施工済みと聞いております。実際、私ほうも現場を確認しまして、区画線を引き直していくり、舗装施工していくり、土のうを積んでいたりという状況を確認いたしております。

今後とも、地域住民からの、皆さんからの要望がございましたら、県ともしっかりと連携をして、対応をお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○税務課長（吉崎亮太） 市民の動向と義務化後の実績についてお答えいたします。

不動産登記法の改正により、令和6年4月1日から義務化されました固定資産の相続登記に係る申請義務化につきましては、長年にわたって相続登記が申請されていなかったり、所有者が判明していても、その所在が不明であったりする所有者不明の土地や家屋の増加を抑制する予防策として施行され、不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年内に相続登記を申請することを義務づけられた制度でございます。

本市における市民の動向でございますが、税務課の窓口における相続登記に関する相談者は、令和6年度の義務化以降増えつつあるように感じております。

義務化後の実績でございますが、法務局で相続登記を申請された人数、土地の筆数や家屋の棟数につきまして、義務化前の令和2年度から令和4年度までの3か年を平均した申請数と、義務化を周知し始めた令和5年度、義務化後の令和6年度の申請数を比較しますと、令和5年度が約1.7倍、令和6年度が約2倍の申請数となっておりまして、義務化の影響だけとは言い

切れませんが、相続登記の申請数が顕著に増加している状況でございます。

相続登記の申請義務化によりまして、本市の固定資産に係る相続登記の申請は増加傾向にあります。長年にわたって相続登記が申請されていない固定資産や、市外在住の所有者等が亡くなられ、相続人代表者が定まっていない固定資産が多く存在しております。

これらの固定資産につきましては、全ての法定相続人を探し出す相続人調査を実施し、判明した膨大な人数の法定相続人に対しまして、相続登記の申請が義務化になったことや、相続登記が完了するまでの間、相続人代表者指定届が必要である旨を通知いたしまして、相続登記の申請を促すとともに、現所有者や相続人代表者が定まった場合は、改めて固定資産税を賦課し、納税していただいているところでございます。

貴重な財産である土地や家屋を相続すべき方が相続され、遅滞なく相続登記を申請していただくことで、所有者が明確になり、資産の適正な管理や有効利用が図られますことから、引き続き相続人調査に注力するとともに、相続登記の周知啓発を積極的に取り組みまして、正常な登記に基づいた固定資産税の適正な賦課、収納に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（小池康之） 学校の在り方検討委員会委員の皆様にお支払いしている内容についてお答えいたします。

学校の在り方検討委員会につきましては、市内各小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園の代表者と保護者代表、各地区の代表者及び有識者3名合わせて40名の方々に委嘱をさせていただいているところでございます。

この委員の皆様に対しましては、謝金として1人1回当たり4,000円、交通費として費用弁償を加えてお支払いしているところでございます。

以上でございます。

○農業委員会事務局長（堀之内耕一） 農地利用状況調査がどのように行われているのかについてお答えいたします。

農地利用状況調査は農地パトロールとも言われており、農地法第30条に基づき、農業委員会において毎年1回、7月から8月にかけて市内全域の農地の利用状況について現地調査を実施しております。平成11年から農業委員会の組織運動として開始されたものであります。

農地法の改正などを経て、現在は大きく3つ、地域の農地利用状況の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用などの発生防止・早期発見を目的として行われております。

調査そのものは各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員が担当地区内の全ての農地の現地を見て回るものであり、その調査結果に基づき、事務局において、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の所有者、耕作者に対して、当該農地の利活用などに係る意向の確認と追加の現地調査などを行っております。

意向確認の結果を受けて、農地バンクを通じての農地の貸し出しや、農地法に基づく所有権移転手続の支援、維持管理などの依頼を行うなど、委員の方々、農林課をはじめとする関係機関と連携して、農地の利用調整と有効利用のための様々な取組につなげております。

令和6年度の調査結果ですが、農業委員会が把握している管内農地面積1,197ヘクタールに対し、遊休農地とされる農地面積は299ヘクタールであり、農地に対する遊休農地の割合は約25%となっております。

なお、令和3年度時点の遊休農地の割合は27.8%、5年度末時点は26.6%となっており、若干ながら減少傾向であります。

続きまして、農業委員の研修について、どのように行われているのかについてお答えいたします。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様方の研修は、毎年1回、他市町の農業委員会、農業者や関係機関などを訪ねて研修や交流を図り、先進的な取組や産地の事情などを学ぶ機会として続けてきております。

委員の任期期間は3年間でありますことから、3年間ごとを一区切りとして、研修先の選定を行ってきており、令和6年度は、令和7年2月に水俣市の新タマネギ産地と熊本の青果市場など、令和7年度は7月に大崎町の農業公社と日南市の果樹試験場などの研修試察を実施しております。

委員全体での研修機会は、他市町の現状や先進的な取組や実務を参考にする貴重な機会であると捉えており、委員の皆様方からの要望もありますことから、国・県の補助事業なども活用して、引き続き、毎年度での開催を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 篠原議員の御質問にお答えをいたします。

昨日、高橋議員からもこの件について質問がございましたが、まずはこのようなことがありましたことは誠に遺憾であり、市民の皆様にも御心配をおかけしております。私自身もこの件につきましては、心を痛め、その重大性を十分に認識をしているところでございます。

昨日も申し上げたところでございますが、この件につきましては、被害関係者が多人数存在し、事実を公開することや特定されることを望まない意向を示す関係者も多いので、その方々を保護する観点から、本件に関しては事実そのもの、または事実についての評価を問う御質問等に対しては、これまで一貫して回答を控えさせていただいております。

なお、現段階で市としての謝罪や補償することは予定しておりませんが、理由の説明に当たりましては、先ほど申し上げました事実に触れ

ることになりますので、答弁を控えさせていただきます。

以上でございます。

○篠原靜則議員 ありがとうございました。

宮脇公園のことを再度お尋ねいたします。

管理業務の実施状況については分かりましたけれども、指定管理者も年間7回程度の除草作業を行っていると回答でございましたが、夏場やアコウの花が落ちる時期などは作業は大変かと思っております。できるだけきれいに維持管理に努めていただけるよう要望したいと思います。

また、アコウの木の管理につきましては、数年に一度の伐採とのことでございましたが、国道沿いで車の交通量の多いことから、1年に一度ぐらいの伐採ができないか検討をいただきたいと思います。

次に、指定管理者である民間事業者の実施事業で行われているグランピング施設、ガーデンたるみずの施設の整備状況、行事施設についてお尋ねをいたします。

○土木課長（福留健一） 宮脇公園のグランピング施設の整備状況、利用実績につきましてお答えいたします。

グランピングの整備状況につきましては、令和6年度にカフェ棟1棟、宿泊棟2棟を設置し、同年8月8日にプレオープン、10月5日にグランドオープンをしたところでございます。

その後でございますが、第2期計画で、宿泊棟3棟、第3期計画で宿泊棟2棟、管理棟1棟、貸出棟1棟の整備を完了をしており、現在は宿泊棟が7棟、カフェや貸出棟など3棟、合計10棟を設置したとの報告を受けているところでございます。

次に、令和6年度の利用実績でございますけれども、カフェ棟の来場者が4,300人、宿泊棟が189人訪れており、内訳は、垂水市在住が14人、県内在住が92人、県外在住が81人、外国人

2人であり、延べ4,489の方に御利用いただいているようございます。

以上でございます。

○篠原靜則議員 ありがとうございます。答弁にありましたが、第3期計画まで整備が終わり、宿泊棟7棟、カフェ、貸出棟など、3棟の合計10棟を整備され、カフェ利用を中心に、年間約4,500の方が利用する施設になっているとのことでございました。

当初予定されていた施設整備も終わり、指定管理が始まる前、人の流れ、景観も大きく変わったように感じておりますが、そこで近隣住民や利用者の方から要望や意見などは届いていないか、お尋ねをいたします。

○土木課長（福留健一） 宮脇海岸公園に関して、市民や近隣住民の声や要望が届いていないかということにつきましてお答えいたします。

指定管理者の自主事業であるグランピング複合施設の整備に先立ち、令和6年4月30日に、新城地区公民館と柊原地区公民館で、本市と指定管理者による住民説明会が開催されました。

両地区で30名の出席がありましたが、出席された住民の方々からは、宿泊料の質問やアコウの木をライトアップしてほしい、大変楽しみであるなど、おおむね肯定的な意見が多かったとのことでございます。

しかしながら、本年6月頃、施設が増えたことで景観が悪くなったとの電話がございました。肯定的な考えもあれば、否定的な考えがあることは重々承知しているところでございます。

指定管理者からの提案理由は、美しい夕日と眼前に広がる砂浜と錦江湾、遠くには開聞岳を望む、国内でも屈指のロケーションを有する宮脇海岸公園に、グランピング施設を設置することで新たな付加価値を付与するとともに、施設の周知を通じ、手つかずの自然や、ブリ、カンパチ、美湯豚、つらさげ芋などの特産品を有す

る垂水市の魅力を広く発信し、交流人口や関係人口の増加に寄与したいとのことでございました。

私も土木課といたしましても、交流人口増加はもとより、垂水市の認知度や地元経済にも少なからず効果があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○篠原靜則議員 ありがとうございます。垂水市の認知度や地元経済にも効果があるということをご存じました。景観が悪くなったとの否定的な声もあったとのことでございました。

景観の感じ方は十人十色、人それぞれで、10人いれば10人の見方が違うと思いますが、宮脇海岸公園には多くの魅力があり、多くの市民やグランピング施設を利用された方々などの様々な意見、感想があると思います。これらの声、一つ一つをしっかりと受け止め、設置者と指定管理者で協力して、運営に努めていただきたいと思います。

ここで、私に寄せられた要望を読み上げてみたいと思いますけれども、先ほど景観の感じ方は十人十色と申し上げましたけれども、私、接した方は、10人が10人景観が悪くなつたというお話をございます。

国道を走るとき、海が見えなくなつたと、草刈りの状況、それからアコウの木の枝の剪定つていうんですか、市の環境維持班がやっていた頃がきれいであるということでございます。

考え方によると、施設の周辺、範囲内といいますか、ここは施設の170万もやるんであれば、自分の庭は自分できれいにするようなお願いはできないのかと、あと残った施設がないところは、市のほうで管理するというようなお声も聞きました。

それともう一点ですが、この施設は、何かちょっと行ってみないから分からんとですけど、護岸側にウッドデッキみたいのがあって、その

上に浴槽があって、何か外風呂というんですかね、何かカーテンをしてあるようなんですかけれども、今度、そこを、浴槽を利用されるお客様と、護岸をウォーキングされる住民の方々と、あんまりいい気持ちはしないというようなお話でございます。ウォーキングを止めるわけもいかないでしようから、そこら辺よく設置者と指定管理者とよく話し合っていただきたいと思います。

ある方は、それもよいことだが、南中に仕事場ができるんじやなかつたのかという話もございましたので、市長、そっちのほうもよろしく検討をお願いをいたします。

それでは、次に入りたいと思います。

県道の南之郷線でございますけれども、南之郷線が通行止めになった場合、両方が、垂水側と鹿屋側となった場合、市道高峠線を整備する必要があるのじやないかというお願いでございますが、何か、この県の方と大野地区の方に説明会があった話に、出席された方にお話を聞くといいますと、とっても大事なことだと、以前もそういうことがあったと、ぜひ検討をしていただきたいと。

皆さん御存じか御存じでないか分かりませんけれども、市道高峠線は南之郷線から高峠公園入り口まで整備がしてありますけれど、これはたしか竹下内閣でしたか、ふるさと創生資金事業というのがございまして、1億円ですね、それを利用して整備されたところだと私は思っております。だから、その高峠の公園があって、ジャパンファームの工場内は舗装がきれいにされております。それから野久妻まで、ぜひ計画を立てていただきたい。

県から市長の肝煎りで来ていただいた土木課長でございますんで、ぜひ何か有利な事業を探していただきたいと思います。

あそこは、ある方に言わせると、職員の方が、いや、通行量は少ないしなあということでござ

いますけれども、原田元垂水線にしても、海潟牛根麓線、林道、県がしておりますけれども、あれも、私、議会に参加させていただいて初めの頃でございまして、まだ、もう30年前後経過していると思いますけれども、まだ完成までは至っておりません。こっちのほうも早く完成をしていただきたいと思います。

話はあっちこっちしましたけれども、これは何でかといいますと、やっぱり先輩方が市民の安心・安全、そして市民の利便性を考えて計画されたものと私は思っております。ぜひ、市道高峠線、整備していただきますよう、市長、よろしくお願ひします。

急にはいかないと思いますけれども、やっぱり勉強会したり、検討会したりして、ぜひすばらしい事業を導入して、実施に向けて動いていただきたいとお願ひをいたします。

続きまして、相続登記については、前も質問したことがあるんですけれども、どうしてかといいますと、本当はいけんかったよと、罰金もあつとかとか、手続はいけんやつとかと、そういうことをよく聞かれるもんですから、また再度質問させていただきました。ありがとうございました。

次に、学校の在り方検討委員会についてですけれども、ちょっと前田議員の質問にも、了解いたしましたけれども、答弁に。先ほど申し上げました、在り方検討委員会の費用弁償4,000円と、何て言いましたか。

○教育総務課長（小池康之） 謝金の4,000円、1人1回4,000円と、交通費相当の費用弁償という形で、交通費を支給しているところございます。

○篠原靜則議員 1回あたりの金額は。

○教育総務課長（小池康之） 1回当たり16万かな。

○篠原靜則議員 ということでございますけれども、私、この、思うんすけれども、今後、

垂水市の人口動向といいますか、見てみますと、去年、今年35人前後ですか、誕生なされておりますけれども、今後、どういう推移をするか分かりませんが、もうこの小学校だけの学校検討委員会じゃなくて、ぜひ今後の市内の学校、もうひょっとしたら保育園・幼稚園の運営も厳しくなるんじゃなかろうかとか、小学校、まあ、小学校が少なくなるということは、保育園・幼稚園も少ないと、ということは中学校も少ないということになりますんで、最終的にはそこら辺を含めまして、要望ですけど、検討委員会といふか、こういう仕様が要らないですね。行政単位で勉強会すればいい案が、すばらしい職員の皆さんで検討すれば、いい案が出るんじゃなかろうかと私は思っておりますので、ひとつよろしくお願ひをいたします。執行部だけお願ひしないで、議会のほうも検討委員会つくらないかんなという、よろしくお願ひいたします。

それでは最後ですけれども、被害者の方があまり公表を望まないという市長の答弁だったよう聞こえましたけれども、望む方が大半なんですね、市長。そこら辺を分かっていらっしゃれば教えていただきたい。

○市長（尾脇雅弥） これまで長く携わっておりまして、昨日もお話ししましたけれども、公にすることを望まない方も多数いらっしゃるという理解でありますので、繰り返しの答弁ということになります。

○篠原靜則議員 望まない方の気持ちになっての答弁だと思いますけれども、望む方の答弁をしていただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） いろいろ問題がございますので、望む方もいらっしゃるかもしれませんけれども、これまで申し上げましたように、全体的にどうあるべきかということを考えた上で、守秘義務ではないですけれども、先ほど申し上げました、そのことを望まない方が、私のところには多く声が寄せられていますので、そ

こを判断をしていくと、もちろん対応していないわけではございません。

○篠原靜則議員 公表を望まない方の身になっての答弁だと思いますけれども、数字を言ってもいいんですけども、大体3分の2の方が公表してくださいと、でないとまたこんなことが起こりますよという御意見でございます。望まない方は3分の1でございます。あえて数字は申し上げませんけれども、1回目はこれで終わりますが、次に、垂水市として、保護者説明会の開催を今後なさる気があるのかないのか。

○市長（尾脇雅弥） 御質問の件でございますけれども、この件に関しましては、繰り返しになりますけれども、発生直後から幾度となく関係者説明会の実施や関係者の皆様への電話連絡などを行いまして、関係者皆様の御意向を確認しながら、各種の対応を行ってきたところでございますので、今のところ、垂水市として新たな関係者説明会の開催は予定していないところでございます。

○篠原靜則議員 もう1年はなるわけですよね、去年の6月13日発覚ですか。その間、垂水市といたしまして、その日の9月13日、それから9月19日、あした、あさってで1年ですけれども、そういう中で、電話でお話を聞いたりして相談をしているというような御答弁でございますが、もう1年以上、説明会とか、そういうのがなされていないわけですよね。垂水市長とは垂水市民のおやじであります。ぜひ親身になって、そこら辺をどう考えるか、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 繰り返しになりますけれども、関係者の皆様には、直接、間接、今、申し上げたような形で、いろんな方がいらっしゃいますから、しっかりと誠意を持って説明をして対応しているところでございます。

○篠原靜則議員 対応するということですか。

○市長（尾脇雅弥） これまで、そのような説

明会を開催をしておりますので、新たな関係者への説明会は開催を予定していないところでございます。

○篠原靜則議員 2回の説明会で、もう執行部としては、これ以上の説明会はしないということで、これは誰から相談があつてもしないというふうに受け止めていいですね。

○市長（尾脇雅弥） この件につきましては、今、申し上げましたように、いろんな立場の方がいられますので、その分に関して、これまで担当課を中心にやりくりをしながら、今、申し上げたような形で対応したところでございますので、今のところ、特別にその説明会を開催するという予定はございません。

○篠原靜則議員 もう1年ですよ。その間、2回だけ説明会がなされておりますけれども、それからもう1年、説明会も何もできていないわけですよね。これはどういうことか分かりませんけれども、公表を望む方々の気持ちといたしましては、納得がいかないんじゃなかろうかと思います。

これは時間の関係もありますんで、これでやめますけれども、事件の調査及び検証を踏まえた検証をなされたと思いますんで、この文書を少なくとも被害児童の保護者に示していただきたいと、この公表を望む3分の2の保護者の方です。ぜひ検証を踏まえた文書での報告を示していただきたいと、お願いでございますが、どうお考えなのか、お尋ねいたします。

○市長（尾脇雅弥） 本市が実施してきました調査等に関わる対応等につきましては、現段階で文書で報告を行う予定はございません。

○篠原靜則議員 ということで、そういう気持ち、報告を、文書での報告もする気もないということでございます。

次の点について、事故報告を踏まえた実効性の対策、各施設の確認や委託者と職員の指導など、再び再発防止策を、設置者、垂水市と対策

を練っているか練っていないかということをお尋ねします。

○市長（尾脇雅弥） 今回の件につきましては、報告を受けた直後から、保健課と教育委員会と連携を図り、関係者の皆様の心のケアを最優先に取り組み、また関係者の皆様の意向を踏まえながら、各種の対応を行ってきたところでございます。

○篠原靜則議員 ただいまの答弁によりますと、対応をよくしてきたということでございますが、でも、保護者説明会は、昨年の9月13日と9月19日、2回しかやっていないですよね。まあ、それでいいでしょう。

次に、保健課と教育委員会が連携した上で、垂水市として盗撮問題に対処する体制づくりが大事じゃないかと思われますが、それにお答えをいただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 今回の件につきましては、保健課と教育委員会が連携を図りまして各対処を行ったところでございますが、大切な子どもを見守る仕組みを市全体で、今後も継続して重点的に実施していくことが市としての責務と考えているところでございます。

○保健課長（永田正一） 先ほど保護者説明会の件で御質問いただいたところなんですけれども、その2回と、11月の5日に委託先が実施しております説明会に参加させていただいた、垂水市の動きの報告をさせていただいたところです。

その後につきましても、関係者の方には数回、数回と言わず、何か進捗状況があるたびに電話をかけて、今、こういう状況ですという報告をしたり、あと再開に向けた場所のリフォームと、どうあるべきかというのを、きちんと状況の説明をさせていただいたところです。

以上でございます。

○篠原靜則議員 9月13日、9月16日、11月5日に説明会をしたということであります、そ

ここで被害者の関係者、保護者、反応はどうであったか、教えていただきたいと思います。

○保健課長（永田正一） 最初は、9月13日は、12日に起きたことの状況説明です。その後、9月の19日につきましては、そこが休止状態になっておりましたので、その後どういうふうに保護者の皆さんに実施していけばいいかという調査をさせていただくと、こちらをさせていただきました。

11月5日につきましては、委託先の説明会でございましたけれども、その場で垂水市が実際やっていることの報告をさせていただいて、今後、どのようにしていけばいいかというところの説明をさせていただいた上で、資料をお配りして説明させていただいたところで、その反応ということは特にございませんでした。お話を聞いていただいたというところでございます。

○篠原靜則議員 市長、課長が、今、答弁なされたとおり、そういうふうにして話を聞いていただいているわけですよね、保護者会は、被害者の会は。今、課長の答弁を聞く限り。だから、その話というか、協議会というか、続けていけばですよ、おのずとどこかで解決策があると思うんですよね。そういうのを開催しないから、もやもやってしていますか、という格好じやないかな、そういう形がこういう質問をしてくれと頼まれる、私も不幸な人間でございます。

だから、ぜひ、これが終わりじゃないと思うんですよね。これでもう、もう終わらせているんですか。あとはもうないんです、何もないんですか。

○市長（尾脇雅弥） 基本的に、この案件に関しましては、繰り返しの、基本的な考え方でありますけれども、対象者の個人、そして所属する団体、そしてそことの弁護士さんとの、今、やり取りをされているというふうに伺っておりますので、必要に応じて我々もこれまで同様、必要な部分はフォローしていきますけれども、基

本的に、今、そこでお話しをされているという理解でございます。

○篠原靜則議員 何か聞き間違いでなければ、この保護者会の弁護士さんと言われたっけ、どこの弁護士さん。

○市長（尾脇雅弥） 事案を発生した対象者の組織する団体の弁護士さんということですね。

○篠原靜則議員 事案をした、委託先の指定管理の人の弁護人さんということですかね。分かりました。そんな方がいるから、話が煮詰まらんうちにですよ、昨日も高橋議員が言ってられましたけれども、金を言ってきて、この金で和解してくれというような、これを分配してくれというような方法を取られたんじゃなかろうかと思っております。それはこれで終わります。

次に、今度また児童クラブは続けていかなくてはならないわけですけれども、事件後に再発防止策をまだ講じていないんじゃなかろうかと、そういう中で、また25年度も随意契約で同法人に公共施設の運営業務を委託されたということでございますが、その真意をお聞かせくださいということでございます。

○市長（尾脇雅弥） 契約につきましては、実際に委託可能な要件を満たす他の団体の有無あるいは業者の選定に当たっては、児童・保護者への影響を考慮し、また、保護者の御意向も踏まえ、慎重に検討を行った上で契約に至ったというところでございます。

○篠原靜則議員 この対象の施設と随意契約したところと、ほかに何者が検討されたのか、お聞かせください。

○保健課長（永田正一） その検討先が、先ほど市長からもありましたとおり、委託できる相手先がいないというところでございましたので、そこを慎重に検討して、随意契約としたところでございます。

以上でございます。

○篠原靜則議員 垂水市には、そういう委託で

きるところがなかつたということでしょうけれども、ぜひ、市長、何でもかんでもですけれども、さつきの市道高峰線においてもですが、ぜひ、市長の幅広い人脉を利用して、こういうのもお願いされればよかつたのになと思っております。

終わります。ありがとうございました。

○議長（北方貞明） 本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（北方貞明） 明18日から9月25日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、9月26日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（北方貞明） 本日は、これにて散会いたします。

午後2時9分散会

令和 7 年 第 3 回 定例会

会 議 錄

第 4 日 令和 7 年 9 月 26 日

本会議第4号（9月26日）（金曜）

出席議員 12名

1番	高橋 理枝子	9番	篠原 靜則
2番	宮迫 隆憲	10番	感王寺 耕造
3番	前田 隆	11番	持留 良一
4番	新原 勇	12番	北方 貞明
5番	池田 みすず	13番	池山 節夫
6番	梅木 勇	14番	(欠員)
7番	堀内 貴志		

欠席議員 1名

8番 川越信男

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	有馬 孝一
副市長	坂元 裕人	農林課長	森 秀和
総務課長	園田 保	農業委員会	堀之内 耕一
企画政策課長	堀留 豊	事務局長	
財政課長	草野 浩一	土木課長	福留 健一
税務課長	吉崎 亮太	水道課長	岩元 伸二
市民課長	福元 美子	会計課長	坂口 美保
併任		監査事務局長	山村 滋
選挙管理		消防長	松尾 智信
委員会		教育長	明石 浩久
事務局長		教育総務課長	小池 康之
保健課長	永田 正一	学校教育課長	川崎 史明
福祉課長	新屋 一己	社会教育課長	大迫 隆男
水産商工	大薗 俊一		
觀光課長			

議会事務局出席者

事務局長	西川 了助	書記	富崎 裕貴
書記	瀬脇 恵寿	書記	村山 徹

令和7年9月26日午前10時開議

△開 議

○議長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。この際、申し上げます。

皆様も御承知のとおり、川畠三郎議員が去る9月20日に逝去されました。誠に痛恨の極みであります。

ここで、故川畠三郎議員の御冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。起立をお願いします。

○議会事務局長（西川了助） 黙禱。

〔黙禱〕

○議長（北方貞明） 黙禱を終わります。御着席ください。

ここで、議長席を離れます。

〔副議長、議長席に着席〕

○副議長（梅木 勇） これからは、議長に代わりまして、副議長の私が議事を進めさせていただきます。

ここで、故川畠三郎議員の追悼のあいさつのための発言の申出がありますので、これを許可します。

○北方貞明議員 去る9月20日に逝去された故川畠三郎議員に、本市議会を代表しまして、謹んで哀悼の意を表します。

本日、令和7年第3回定例会最終日において、14番議席にお姿はなく、供花のみが飾られ、議員一同、心から惜別の悲しみを抱いております。

川畠議員は、本年8月、御自分で体調の異変を感じ医療機関の診察を受けられた際、そのときには熱中症の疑いでしばらく静養すると伺っていました。御入院先での検査を受けられる関係上、9月定例会の御出席はかなわない中でも、同僚議員の誰もが、次の日程には、川畠議

員はいつものように元気にしてこられるものと信じて疑うものではなく、このたびの突然の訃報に、ただただ驚くばかりでございます。

顧みれば、川畠議員は昭和54年4月に32歳の若さで市議会議員に初当選するや、それ以来、市民の支持を得続けながら、連続12期もの当選を果たされ、その間、平成15年から17年まで議長に就任されたほか、現在は総務文教委員長など、数え切れないほどの要職を務めてこられました。

約46年間の議員生活の中では、難局に立ち向かい、また、ときには厳しい議論にも臨み、数多くの課題を解決してこられたことでしょう。

特に最近は、持ち前の動索力とあの笑顔で、様々な課題に対し、みんなの先頭に立って異なる意見をまとめあげ、私ども後輩議員を導いてくださるような、そんな大きな存在でもありました。これは、全議員に相通する思いであります。

8月18日には、翌19日に迫っていた議員定数等特別委員会の打合せのため、病状を押して議長室へ来てくださいました。あの打合せのときにも、議員自らが行動を起こすことの重要性や、市民の声を大切にする視点を持って特別委員会を今後も進めていくべきと、川畠議員のお考えを伺いました。

困難な議題に直面しても、笑顔を絶やさず話してくださったことを、いつまでも忘れません。

川畠議員の志を議員一同が受け継ぎ、市民の幸せのため、市民の、市の発展に尽くすことをお約束し、ここにある日の面影をしのび、謹んで御冥福をお祈り申し上げまして追悼の言葉といたします。

川畠三郎議員、いえ、親しみと感謝の気持ちを込めて、三郎さん、長い間本当にありがとうございました。

令和7年9月26日、同僚議員北方貞明。

〔議長、議長席に着席〕

○議長（北方貞明） 市長より、故川畠三郎議員の追悼のあいさつのための発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。本日の最終本会議の前に、一言申し上げます。

去る9月20日に、市議会を長年支え、市民の皆様のために尽力されました川畠三郎議員が御逝去されましたこと、市を代表して、心より哀悼の意を表します。

川畠議員は、昭和54年4月に32歳の若さで市議会議員に初当選をされて以降、12期、約46年もの長きにわたりまして、常に市民の皆様のために御尽力を頂いたところでございます。

特に、本市の基幹産業であります農業や水産業の振興、そして、市民の人命に関わる防災や国道整備などについて、熱心に取り組まれてこられました。また、地域では地区公民館長や消防分団長、農業委員など、様々な分野で献身的に取り組んでこられました。

川畠議員は、困難な状況にも希望を見いだし、市政の課題解決に向けて、常に冷静かつ勇気を持って、また良識を持って取り組んでおられました。その誠実なお人柄と熱意は、記憶に深く刻まれており、多くの人々に勇気と模範となる生き方を示してくださいました。

個人的にも、川畠議員とは幾度も議論を交わしましたが、その深い知識と洞察力に感銘を受け、また、その温かいお人柄と力強い御指導により、大変なお力添えを賜ったところでございます。

私たちは政治家として、同じ志で市民の幸せを追求する仲間でございました。そして今、この突然の訃報に接し、言葉では表しきれない喪失感を抱いております。

最後になりますが、改めて川畠議員の生涯とその功績に敬意を表しますとともに、御遺族の皆様に心よりお悔やみ申し上げて、哀悼の言葉

といたします。

三郎さんの高い志は、これからも市政を担う者、そして市民の皆様の中に生き続けています。長い間お世話になりました。本当にありがとうございました。

令和7年9月26日、垂水市長尾脇雅弥。

○議長（北方貞明） 本日の議事日程は、お手元に配付していたとおりであります。

△報告第6号上程

○議長（北方貞明） 日程第1、報告第6号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

○財政課長（草野浩一） 報告第6号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長専決処分事項の指定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のとおり令和7年9月17日付をもって専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

専決処分の内容でございますが、令和7年8月1日午前10時15分頃、消防本部の救急車が国道225線旧協和中学校入り口付近で桜島側に後進した際、後方確認が不十分であったため、車両の右後部を、道路交通法に基づき国道左側に停車していました和解相手の車両左側前方に接触したものです。

本件は一方的過失であることから、市が責任割合100%を負担し、損害賠償金として、相手方車両修繕費及び車両代車賃借料の合計20万9,231円を支払うことで示談いたしました。

なお、損害賠償額は全額、市で加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で賄われております。

所属長には、救急車という車両を鑑み、同乗職員の誘導及び後方確認を徹底し、運転には慎

重を期すよう指示したところでございます。併せてまして、交通安全指導に関しましては、公用車の運転のみならず歩行も含め、日頃から公務員としての自覚を持ち交通ルールを遵守するよう、課長会議等を通じ職員へ注意喚起を図ったところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（北方貞明） 以上で、報告第6号の報告を終わります。

△議案第44号～議案第48号・議案第52号～議案第59号・陳情第16号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第2、議案第44号から日程第6、議案第48号、日程第7、議案第52号から日程第14、議案第59号までの議案13件及び日程第15、陳情第16号の陳情1件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第44号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 案

議案第45号 垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第46号 垂水市子ども医療費給付条例及び垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第47号 垂水市における高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第48号 垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 案

議案第52号 新たに生じた土地の確認について

議案第53号 字の区域変更について

議案第54号 令和7年度垂水市一般会計補正予算（第4号） 案

議案第55号 令和7年度垂水市国民健康保険特

別会計補正予算（第2号） 案
議案第56号 令和7年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号） 案
議案第57号 令和7年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号） 案
議案第58号 令和7年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号） 案
議案第59号 令和7年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計補正予算（第1号） 案
陳情第16号 たるみず博物館（仮称）の設立について

○議長（北方貞明） ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、前田隆議員。

〔産業厚生委員長前田 隆議員登壇〕

○産業厚生委員長（前田 隆） おはようございます。9月3日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました案件について、9月18日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第46号垂水市子ども医療費給付条例及び垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、子供とは何歳から何歳までなのかと質疑があり、0歳から18歳までとなるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号垂水市における高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例案については、特段の質疑はありませんでした。

本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案について申し上げます。

まず、福祉課の所管費目では、審査の過程においてシニアカー購入費補助金の実績について質疑があり、昨年度実績が4件であったため、今年度は5件の予算を組んでいたが、現在5件支出しているため、今回は3件分を追加したと回答がありました。

次に、保健課の所管費目では、審査の過程において未熟児養育医療事業費の支援内容について質疑があり、生まれて2,000グラム以下など、出生後すぐに医療を要する乳児に対しての医療費について、かかった分を支援しているとの回答がありました。

次に、生活環境課の所管費目では、審査の過程において、し尿処理場の修繕費について質疑があり、修繕の内容については、環境センター内の照明器具の取替修繕、活性化炭原水ポンプの交換、放流水ポンプの交換等が主なものであると回答がありました。

次に、農林課の所管費目では、審査の過程において、農道整備事業費の工事請負費について質疑があり、地域からの要望のあった高城川原地区の農道舗装工事や井川線ほか2路線の舗装工事を予定しているとの回答がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目では、審査の過程において、秋の産業祭補助金の不足額や商品ラインナップについて質疑があり、不足額については抽せん会商品の物価高騰に対応するものと回答があり、商品ラインナップについては、もう一度見直して、今度の産業祭から工夫させていただきたいと回答がありました。

次に、土木課の所管費目では、審査の過程において道路降灰の工事請負費について質疑があり、来年1月から3月に発注する予定の工事について、物価高騰などもあり工事費が不足する見込みであるため、今回追加で補正を要求したと回答がありました。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第56号令和7年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について申し上げます。

審査の過程において、認知症総合支援事業について質疑があり、認知症の啓発のために、「オレンジランプ」という映画を上映する予定であるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号令和7年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案について申し上げます。

審査の過程において、現在の入居者数について質疑があり、現在、定員95人に対し81人入所しているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号令和7年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について申し上げます。

審査の過程において、送水ポンプの修繕について質疑があり、各地区2台ずつ備え付けており、1台が故障した際は、修理期間中は残りの1台で対応できるようにしているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第59号令和7年度垂水市漁業集落排水処理施設事業会計補正予算（第1号）案について申し上げます。

審査の過程において、マンホールの修繕について質疑があり、経年劣化によりマンホール周辺のボルトが露出しているため、修繕が必要になったとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（北方貞明） 次に、総務文教副委員長、高橋理枝子議員。

〔総務文教副委員長高橋理枝子議員登壇〕

○総務文教副委員長（高橋理枝子） 去る9月3日の本会議において総務文教常任委員会付託となりました案件について、9月18日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第44号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案について申し上げます。

審査の過程において、昨年度の部分休業の人数について質疑があり、昨年度の部分休業は3名であり、今年度の育児休業は、男性の申請が増加傾向であるとのことでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号垂水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、情報セキュリティポリシーについて質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号新たに生じた土地の確認について及び議案第53号字の区域変更について申し上げます。

審査の過程において、特段質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決をそれぞれ諮ったところ、どちらも原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、県内各市の状況について質疑があり、令和7年7月1日現在、県内に20の消防本部がある中で、15の消防本部が条例

を制定している。特殊勤務手当の金額は3,000円が7消防本部、2,160円が8消防本部となっているとのことでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第16号たるみず博物館（仮称）の設立について申し上げます。

審査に当たり、陳情者である瀬角龍平様から意見陳述の申出があり、平成28年12月議会に歴史文化資料館建設を求める請願書を採択されたが、現在まで建設の動きはない。垂水には様々な資料や文化財があるが、それを十分に発信できないもどかしさを感じている。加えて桜島・錦江湾ジオパークの展示設置などを考慮すると、広い分野に対応可能な博物館の設置を求めるとの説明を受けました。

また、委員から、博物館の規模や経営、設置に向けての署名活動について質疑が交わされました。

審査の後、本陳情の取扱いについて採決を諮ったところ、採択となりました。

次に、議案第55号令和7年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案では、子ども・子育て支援金制度が令和8年4月から始まるに伴い、保険税に上乗せすることになった経緯について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案中の議会事務局の所管費目では、ハラスメント防止条例について質疑があり、今回はハラスメント研修開催の費用を要求するもので、ハラスメントに対する無自覚をなくすことや、正しい認識を身につけることで、市議会の品位と信頼性の向上を目指している。意識の醸成を図り、その先の条例制定においては、次の段階で検討するべきと考えることでした。

次に、総務課の所管費目では、垂水市消防本部のハラスマント疑い事案に関する第三者委員会に不足が生じた理由や、積算根拠について質疑が交わされました。

次に、財政課の所管費目では、財政調整基金、減債基金の利率について質疑が交わされました。

次に、市民課の所管費目では、特段質疑はありませんでした。

次に、税務課の所管費目では、特段質疑はありませんでした。

次に、消防本部の所管費目では、これまで消防職員個人で購入していたヘッドライトを、今回改めて一定の規格で購入する理由について質疑があり、公務で使用するものを個人で購入するべきではなく、規格もまちまちであったことから、統一した規格の購入は市民の財産と生命を守るために必要であるとのことでした。

次に、教育総務課の所管費目では、給食費無償化事業を特別支援学校や市外の小中学校に通学する児童生徒に対象者を拡大する時期について質疑が交わされました。

次に、学校教育課の所管費目では、現在の人権問題の内容について質疑が交わされました。

次に、社会教育課の所管費目では、自主文化事業の詳細について質疑があり、自主文化事業については、落語、お笑いショー、歌謡ショー、講演会等を検討している。広告代理店の依頼契約をもって出演者の日程を確保できるため、最終的な事業確定は予算可決後になるとのことでした。

次に、企画政策課の所管費目では、台湾との国際交流事業について質疑があり、台湾との交流は、安全面や親日であることを考慮して、経済、観光、子供の教育の観点からも有効な施策であると考えている。視察には、市長、教育長、関係職員2名の計4名を検討して積算しているとのことでした。

次に、地方債歳入全款の審査に入り、財政課

の所管費目では、台湾との国際交流事業の財源について質疑があり、一般財源で実施予定となっており、今回の補正予算では、普通交付税や繰越金等が該当することでした。

議案第54号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案全ての項目について審査が行われた後、堀内委員から補正予算の修正案が提出されました。

修正案は、企画政策課の所管費目である、台湾との国際交流事業関連予算を削除するといった内容のものがありました。

修正案を提出した趣旨の説明を求めたところ、台湾との国際交流は準備が十分されていない中で、市長自ら先頭に立って台湾を訪問するため、約140万円という予算を計上することは、市民の理解を得られるのか疑問に思っている。約140万円という金額は、決して小さな額ではないので、市民生活の安全や福祉、教育などに充てるべきと市民の声があるのも事実である。そのため、台湾との国際交流事業に係る総額141万円の経費を全額削除する修正案を提出したとの説明がありました。

趣旨の説明後、修正案に対する質疑が行われ、準備ができておらず唐突に補正予算が計上されたと感じるのはどのような理由かとの質問に対し、市長の答弁の中では令和5年から検討していたということだが、議会にはそのような話はなかった。調べると、今年の6月27日、福岡にある台湾総領事館の陳銘俊総領事が垂水市に訪問してから、急に台湾と交流していく話が出た状況である。訪問先も視察内容も決まっておらず、もし交流を行うのであれば、事務局で詳細に打合せを重ねた上で、場合によっては来年度の当初予算に計上してほしい。議会としては突然聞いた話であったため、そのように感じたとの回答がありました。

そのほかに、委員から台湾を視察するかどうかは市長の判断となっている。タイミングとし

ては今が好機と考え逃すべきではないとの意見もありました。

質疑後、修正案に対し採決を行ったところ、賛成多数で修正案は可決されました。なお、修正案につきましては、お手元に配付したとおりです。

引き続き、修正議決した部分を除く原案について採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（北方貞明） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言の許可をいたします。

〔池山節夫議員登壇〕

○池山節夫議員 おはようございます。今回の議案第54号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案に、反対の立場で討論をいたします。

今回の台湾交流事業に係る旅費及び委託料につきまして、唐突な提案であり、現段階で視察の日程や訪問先が決まっていないという理由から原案に反対とのことですが、総務文教委員会では、企画政策課長からこれまでの経緯について説明があった上で、尾脇市長にも出席をしていただきまして、台湾交流事業の目的や意義、必要性について、そして補正予算上程に至った経緯まで丁寧に説明をしていただきました。市民には、十分に理解を得られる内容です。

令和5年7月に県内19市の市長会で台湾視察が行われ、当然ながら尾脇市長も同行されました。御存じのとおり、台湾は親日の国で活気があります。

今年6月に、福岡の陳銘俊台湾総領事が本市

を訪問され、尾脇市長と意見交換や市内視察をされた際に、台湾自治体との交流について提案されたと伺いました。

垂水市は、これまで台湾からの学生の民泊や民間の方々との直接交流があり、受入れや交流の素地は確立をされています。

ここで、市長が直接台湾に出向き、農畜水産物、商工観光関連の代表者とトップセールスを行い、本市と台湾との交流に道筋をつけ、台湾の自治体と個別に経済、文化、観光、教育など幅広い分野での友好都市関係を構築し、本格的な交流が始まることで双方の活性化につながるとの目的は明確です。

台湾との交流は、子供たちを含めた市民の皆さんのが、異文化への相互理解を深め視野を広げることや、言語能力とコミュニケーション能力を向上させ、グローバルな課題解決に貢献する人間に成長できるという効果が期待できます。

また、農畜水産物、商工観光、そして教育、文化の民間交流を進めることで、垂水市のインゲン、キヌサヤ、スナップエンドウ、牛肉や豚肉、ブリ、カンパチ等の劇的輸出拡大が見込まれます。さらに観光関連では、インバウンド効果も期待できます。

原案に対する感情的と感じられるような修正案は、垂水市の活性化の芽を摘むこととなり、絶好のチャンスを逃すことは、将来にわたる市民の皆さんへの理解、利益を奪うことになります。

私は、今回の台湾交流事業に係る旅費及び委託料は、間違いなく本市の経済、産業、文化の活性化に寄与するとともに、垂水市にとって何万倍にもなって返ってくるタイムリーな予算提案だと理解いたします。

以上の点から、議案第54号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案には反対いたします。同僚議員の皆様の賢明なる御判断をお願いいたします。

[池田みすゞ議員登壇]

○池田みすゞ議員 ただいま上程されました議案第54号令和7年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案に対する修正案に、賛成の立場で討論を行います。

議案第54号の海外視察については、総務文教委員会において当局から説明がありましたが、視察の目的や場所、人員等、明確な説明もなく、委員として承認すべきではないとの意見があり、予算案から海外視察に関する経費を、歳入歳出ともに141万円を減額修正するものです。

我々は、市長の海外視察の必要性を全面的に否定するものではありません。しかし、今回の突然の補正予算への計上には、看過できない重大な問題があると考えます。

第一に、市民と議会に対する説明責任が果たされていない点です。

今回の視察は、事前の十分な協議やその必要性、目的についての明確な説明がないまま、突然提案されました。市民の貴重な税金を投入する以上、その使途については事前に議会で慎重に審議され、市民の理解を得ることが大原則ではないでしょうか。この手続を軽んじる姿勢は、市民の負託を裏切るものであり、到底容認できません。

第二に、財政規律の観点からも問題です。

本市は、少子高齢化や人口減少、公共施設の老朽化など、喫緊に取り組むべき課題は数多く抱えています。そのような中で、なぜこの時期に、これほど高額な海外視察を行う必要があるでしょうか。

市民生活に直結する福祉や教育、防災対策など、より優先すべき予算があるはずです。費用対効果が不透明なまま、多額の税金を安易に支出することは、厳しい財政状況にある本市の将来に禍根を残すことになります。

最後に、政治姿勢への懸念です。

今回の市長の行動は、市民生活の向上という

市政の根幹を軽視し、自身の政治判断を最優先していると受け取られても仕方ありません。これは、議会性民主主義の原則を逸脱するものであり、議会軽視と言わざるを得ません。今後の市政運営においても、大きな禍根を残す可能性があります。

以上の理由から、本修正案は市民の信頼を回復し、健全な財政運営を確保するために、必要不可欠なものであると確信します。

議員各位におかれましては、本修正案に御賛同賜りますよう心からお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（北方貞明） 次に、持留良一議員の、申出があつたんでしょう、討論、どうぞ。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。私は、議案第55号令和7年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に、反対の立場で討論をいたします。

今回の令和7年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算案は、子ども・子育て支援事業費補助金創設に関する導入のためのシステム補助金となっています。

昨年6月に、児童手当や育児休業給付などを盛り込んだ、改正子ども・子育て支援法が成立をしました。本改正は、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定を令和7年度に創設するとともに、医療保険に上乗せして徴収する子ども・子育て支援金制度を、令和7年度に創設する内容になっており、子育て世帯の強化をはじめとした子育て世帯に必要な施策が盛り込まれることなど、一定の評価はできるものの、財源には大きな問題があります。

首相は、支援金をめぐり実質的な負担は生じないと説明していましたが、社会保険料に上乗せする支援金制度の令和10年度の見込額について、医療被保険者1人当たりの支援金は、年収200万円の場合は月額350円、年収400万円の場

合は月額650円、年収800万円の場合は月額1,350円と試算されたほか、後期高齢者医療制度の支援金は、年収250万円の場合は月額550円、年収300万円の場合は月額750円と試算され、総額では2028年度で1兆3,000億円の財源調達になっています。また、この支援金は段階的に引き上げることになっています。

このように、公的医療保険に上乗せした、新たに国民から徴収する支援金です。さらに支援を拡充しようとすると、保険料、保険税の値上げをせざる得なくなっています。

本来、子ども・子育て支援を具体化する財源は、全額公費で賄うべきものであり、子育て支援を理由にした国民負担の増加が許されないことはもちろん、そもそも医療保険の権利を少子化対策に使うこと自体が、疾病・障害・老齢など、健康リスク発生への備えである医療保険の目的を逸脱するものであることから、社会保険制度の原則を踏み外す支援金制度の導入は許されません。

私は、社会保障の抑制と支援金で国民に負担を押しつけ、それ以外の予算のやりくりは防衛力強化のためという政府には未来は託せません。子供や子育て支援を予算の真ん中に据え、大企業や富裕層に応分の負担を求める、税制の見直しと軍事費の削減で財源を確保すべきです。

以上の理由をもって、議案第55号令和7年度国民健康保険特別会計補正予算には反対いたします。

○議長（北方貞明） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「討論あり」の声あり〕

○議長（北方貞明） どうぞ、討論。

〔堀内貴志議員登壇〕

○堀内貴志議員 それでは、議長の許可を頂きました。討論の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

まず、私が今回討論するのは、交流視察、交流事業に対する討論であります。

まずは冒頭で、先日台湾におきまして通過した台風18号によりまして、甚大な被害が発生いたしました。多くの死者や行方不明の方も多数おられます。亡くなられた方々には、心から御冥福をお祈りしますとともに、行方不明の方々が一刻も早く無事に発見されること、また、復興が一刻も早く進みますことを、心からお祈りいたします。

そんな折に、台湾交流事業費141万円を削除する修正案について議論中であります。私は修正案に賛成の立場から討論をいたします。

今回の台湾交流視察費につきましては、6月27日に福岡にある台湾総領事館の総領事が本市を訪ねられたことがきっかけで、突然持ち上がった案件であります。市民の大切な税金を海外視察に充てる以上、その意義と効果を具体的に説明することは、行政に課せられた最低限の責任であります。

池山議員は、委員会の中で視察するかは市長の判断、今が絶好、好機との思いもあるはず。また、農畜産物に対するトップセールス、そして、その目的ははつきり言われたとおっしゃいますが、それは私にしてみれば後づけではないかと思います。

市長がベトナムに行きたいならば行っていいのか、外国に行ってみたいから予算を要求したら承認するのか。我々は市民の代表として、二元代表制の下に執行部に対するチェック機関だと思います。

市民の血税である予算の執行には、それなりの要件が必要であります。ところが、今回の案件は目的、誰と会い、どの地域に行くのか、どんな成果を目指すのか、全く不透明のまま予算だけが計上されており、これは、市民の理解を到底得られるものではありません。

さらに、こうした準備不足の段階に関わらず、

市長の10月の日程表には、既に台湾交流友好事業現地視察の日程案が組み込まれておりました。議会での議決を得ずに既成事実化しようとするようなその姿勢は議会軽視であり、市民から見れば不信感を抱くものであります。

私は、台湾との交流そのものを否定するものではございません。むしろ、本市の将来の発展に資する可能性を持つテーマであると考えております。しかし、十分な準備や説明もなく、多額の公費を伴う視察を拙速に進めることは、市民の信頼を損なうだけあります。市民が納得し理解し得る形で、改めて計画を練り直すべきであります。

ちなみに、最近、私の友人が台湾に観光で行ってまいりました。2人で16万円だったそうですから、1人8万円。今回は4人で141万円は高すぎるのではないかと思います。

以上の理由から、私は委員会で可決されました修正案のとおり、台湾視察費の削除が妥当であると判断いたします。議員各位におかれましては、市民の声に応えるためにも、御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（北方貞明） ほかに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

総務文教委員長の報告で修正がありました議案第54号及び、御異議がありました議案第55号を除き、各議案を各委員長の報告どおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議ある、何号議案ですか、さつきの反対。

議案からお諮りいたします。もう一回、説明

いたします。

総務文教委員長の報告で修正がありました議案第54号及び、御異議がありました議案第55号を除き、各議案を各委員長の報告どおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議案第54号及び議案第55号を除き、各議案は各委員長の報告どおり決定いたしました。

次に、議案第54号の採決を行います。議案第54号の総務文教委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について起立により採決いたします。なお、起立されない方は否とみなします。

委員会の修正案に賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（北方貞明） 起立同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決いたします。

採決を行います。委員会の修正案については、議長は否決と採決しました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除き、原案について採決をいたします。

ただいま総務文教委員会の修正案が否決されましたので、議案第54号原案について起立により採決いたします。なお、起立されない方は否とみなします。

原案に賛成の方は起立を求めます。

それじゃあ、ちょっと暫時休憩します。15分まで休憩します。

午前11時3分休憩

午前11時15分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第55号は異議がありましたので、起立により採決をいたします。なお、起立され

ない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。それでは、委員長の報告とおり決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（北方貞明） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第16号をお諮りいたします。

陳情第16号は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、陳情第16号は採択することに決定いたしました。

△議案第60号～議案第66号一括上程

○議長（北方貞明） 日程第16、議案第60号から日程第22、議案第66号までの議案7件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第60号 令和6年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 令和6年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 令和6年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 令和6年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

△議会運営委員会の選任について

議案第64号 令和6年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 令和6年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 令和6年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（北方貞明） お諮りいたします。各決算については、6人の委員をもって構成する決

算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、各決算については、6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置された決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、持留良一議員、川越信男議員、堀内貴志議員、梅木勇議員、前田隆議員、宮迫隆憲議員、以上6人をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6人を、決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。休憩中、議員の皆様は全員協議会を開催しますので、全員協議会室に参考をお願いいたします。

午前11時18分休憩

午前11時30分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議会運営委員会の選任について

○議長（北方貞明） 次に、日程第23、議会運営委員会の選任についてを議題といたします。

現在、議会運営委員会委員に不足が生じていることから、委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会委員に高橋理枝子議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よ

って、ただいま指名しました高橋理枝子議員を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

△総務文教常任委員会委員長及び議会議員定数等調査特別委員会副委員長選任について

○議長（北方貞明） 次に、日程第24、総務文教常任委員会委員長及び議会議員定数等調査特別委員会副委員長選任についてを議題といたします。

現在、総務文教常任委員長及び議会議員定数等調査特別委員会副委員長が不在になっていることから、総務文教常任委員会において委員長の互選が行われ、池田みすゞ議員を委員長に、議会議員定数等調査特別委員会において副委員長の互選が行われ、池田みすゞ議員を副委員長とする報告がそれぞれありましたのでお知らせいたします。

△議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（北方貞明） 次に、日程第25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、議会規則第103条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありましたので、お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

△各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（北方貞明） 次に、日程第26、各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

各常任委員長から、所掌事務のうち会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全部終了いたしました。これで本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

△閉会

○議長（北方貞明） これをもちまして、令和7年第3回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前11時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員